

官報 号外 昭和二十五年四月八日

号外 昭和二十五年四月八日

明治二十五年三月二十一日

議院運営委員	島村 軍次君	提出案を内閣委員会に付託した。
鐵道委員	岩本 月洲君	日本政府在外事務所設置法案
同 同	小杉 イチ君	同 日議院運営委員会において当選した
同 同	山崎 恒君	「松井道夫君発言の許可を求む」
同 同	門田 定藏君	○議長(佐藤尚武君) 松井道夫君。
	島 清君	○松井道夫君 本員はこの際、中国の
	島 欠	飢餓の問題、日本の安全、在朝鮮人の
		待遇の問題につき、緊急質問をする
		ことの動議を提出いたします。
		○駒井藤平君 只今の松井君の動議に
		賛成いたしました。
		○議長(佐藤尚武君) 松井君の動議に
		御異議ございませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
		○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認
		めます。よつてこれより発言を許します。松井道夫君。
		〔松井道夫君登壇、拍手〕
		○松井道夫君 先般公表されました中
		ソ同盟條約によりますと、中ソ両国は
		日本を敵性国家として取扱つておるの
		であります。恒久平和を念願いたしま
		して武装を放棄いたしました我々日本
		国民は、事の意外に驚くと共に、奇異の
		感を抱いたのであります。併しながら
		翻つて考えて見ますに、世界の冷戦
		の一当事国でありますアメリカが日本
		に駐兵いたしておりますが、さような
		ことはあつてはならず、あらしめては
		ならないのであります。冷戦が熱戦
		に転化するということを想定いたして
		見ますと、この日本に米国の進駐軍
		がおるということは、恰かも中ソ両国
		の脇腹に匕首を握したことときを感じ中ソ
		両国をして抱かしめるということが考
		えられるのであります。これは中ソ両
		国にとりまして一つの大きな脅威であ
		らねばなりません。もとより米国が日
		本に駐兵いたしておりますことは、決
同日議長は左の予備審査のための内閣		して中ソ両国を警かすためではござい
特別委員会に付託		ません。占領政策を遂行いたしまする
選舉法改正に関する		ために、中ソ両国を含めました連合国
特別委員会に付託		の同意の下に駐兵いたしておるのであ
選舉法改正に関する		ります。併しながら冷戦が熱戦に転化
選舉法改正に関する		いたしました際、米国がこの進駐軍を
選舉法改正に関する		対中ソ攻撃に使用する、日本を中ソ両
選舉法改正に関する		国を攻撃する基地といたさないとい
選舉法改正に関する		うことを、最も時宜に適し、且つ日本
選舉法改正に関する		保証は現在どこにもないのであります。
選舉法改正に関する		この進駐軍の賜物であるのであります。
選舉法改正に関する		それが一つの大きな因子となつておる
選舉法改正に関する		ことは疑う余地がないのであります。
選舉法改正に関する		我々は米国の占領軍の下、安全を保持
選舉法改正に関する		し得ると共に、かかる日本の存在が
選舉法改正に関する		第三国に対する脅威となる、安全の脅
選舉法改正に関する		威となるという事態が我々として頗る
選舉法改正に関する		化国家を念願いたします。我々日本の存
選舉法改正に関する		在が、第三国への脅威となる、安全の脅
選舉法改正に関する		威となるという事態が我々として頗る
選舉法改正に関する		遺憾千万なことであります。さような
選舉法改正に関する		方法は米国が日本を第三国に対する作
選舉法改正に関する		戦の基地といたさない(どちらも反対
選舉法改正に関する		だ)と呼ぶ者あり)という保証を米国
選舉法改正に関する		が第三国に対する作戦の基
選舉法改正に関する		地としないということは、勿論進駐軍
選舉法改正に関する		を第三国に対する作戦に用いないとい
選舉法改正に関する		ます。日本を第三国に対する作戦の基
選舉法改正に関する		地としないということは、勿論進駐軍
選舉法改正に関する		は二千万という食に飢えたる人達を出
選舉法改正に関する		しておられますというふうなことを聞きまし
選舉法改正に関する		て、この大飢饉の原因、或いはその害
選舉法改正に関する		悪を増大させしておられます原因に、我
選舉法改正に関する		我がある中国に対しまして加えました
選舉法改正に関する		大きな害悪が、その原因の少くともそ
選舉法改正に関する		の一部を與えておりはしないかとい
選舉法改正に関する		うことを考え、我々の人間性に問います
選舉法改正に関する		ときに、我々は中国の国民の苦悩に
選舉法改正に関する		対し深い生命の共感を覚えざるを得な
選舉法改正に関する		いのであります。これを対岸の火災視

をしてよいものであります。我自身、戦後食糧を自給し得なかつたのでありまするが、アメリカ人の人間性により、好意により、飢餓に陥らずに過して参つたのであります。我々がこの際、中国の国民の、その苦悩を少しでも軽減いたすということは、我々が中国の国民に加えました言うべからざる善惡の、その一部をも償うゆえんであるのではないかと存ぜられると共に、又我々の人間性のやむべからざる声であると思つてあります。我々は現在食糧の援助を受けておる立場にありまするから、他国の飢餓を救済するといふ程の地位に置かれておらないのか知れません。その資格に欠くるところがございまふよう。併しながら我々が一月の主食のうち一日分を節約いたすならば、ここに二十万石が浮きまして、飢えたる中国人二十七八万人の一月の生活を支えることができるのです。又一月十数町を醸出いたしまるならば、それほど同じ結果を得ることができるでございましょう。

疑の際に警告をいたして置いたのであります。然るに最近の新聞を見ますする

〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕

遇がよろしくない。警察と朝鮮人の衝突の事件が報道された。こういうような状態では、日本の実業人その他に朝鮮に来て頂くというようなことはとてもできないという趣旨のことを申しておられるやへ報道されておるのあります。又朝鮮の外務局長からマツカーサー司令部に対しまして、日本政府が在日朝鮮人の基本的人権を無視いたしておるという点に関しまして強硬な抗議的な申入れをいたしましたて、その調整に努力いたしておるといふ記事が見えておるのであります。日本と朝鮮とは一葦帶水であります。古くから文化的に経済的に政治的に密接な関係がござります。この地理的関係その他の関係を絶とうとしても絶つことは不可能なのであります。平和文化国家として、我々は外国人に対し最も公正にして親切な態度を以て臨まなければ、悔を千載の下に残すことに相成るのであります。私はここに改めて吉田総理大臣兼外務大臣に対し、在日本朝鮮人の処遇についてどういふお考えを持つておるかという点をお尋ねいたしますすると共に、法務総裁に対し、李大統領並びに外務局長の申入れの趣旨或いは談話の趣旨は奈辺にありますのか、如何なる事件が勃発いたしたのか、又在日朝鮮人の処遇について欠けるところがあるのか等の一点について、意見を質したいと存ずるのであります。

○國務大臣吉田茂君登壇、拍手
答えていたします。
中ソ條約において日本を敵性国家なりと述べておるということについての御話であります。が、今日講和條約での生きない限りは連合国との間の関係は敵性国家という意味は存じませんが、併しながら現在講和條約の成立するまでは連合国と日本との間は敵国關係にあるといふことを御承知を願いたいと思ひます。故に敵性国家と書いたからといって抗議を申入れる筋合ではないのであります。
又米国駐兵が恰かも中ソ両国に対する手裏剣を突き付けておるような状態ではないかと、いう御話であります。が、米国駐兵は、即ち連合軍の駐兵は、連合国のために駐兵せられておるのであります。つて、これを以て直ちに中ソ両国に対する敵国行為と断ずることはできないのであります。又日本において米国政府が軍事基地を設ける、これに対して抗議と申しますか、将来かくのごとき軍事基地を置かないようにならうといふ建議をするべきであるという御意見であります。が、併しながら米国政府は日本政府に対しても軍事基地を設けるという交渉をなさないであります。又日本は連合軍の支配の下にある今日においては、駐合軍或いは連合軍司令部が、日本において如何なる施設をなそうが、これは政府の容認すべきところではないのであります。又将来において軍事基地を置かないようにという懇請をなすべき地位にはないであります。日本政府は司令部の監督、總司令官の監督登壇、拍手

の下に、指揮の下にあるということは、條約に明記しておるのであります。従つて淮駐軍のなす施設に対しても、これはいかん、あれはいいといふことをかれこれ申す立場ないのであります。

次に中国の飢餓についての御意見であります。中国の飢餓の状態については詳細に存じませんが、併しながら新聞紙等の報道によりますと、甚だ憂うべき状態であるということになります。無論、政府といたしても、日本国民といたしても、隣国の飢餓窮状にあるという状態に対しても、果てそうであるならば誠に同情に堪えないと感じます。日本国として、又日本国民として、如何なることの手段があるならば、又救援をし得るならば、又日本国民として同様に現わすことについては、我々も決して異存はないのですが、併しながら日本国自身が今日米国政府から四億ドル、三億ドルの救助を受けまして、僅かに今日、日本の経済が立つてあるといふこの状態におきまして、他国の飢餓を救うだけの余裕がないのであります。我が國の状態が他国を救うだけの余裕が若しもあるならば、これが先ず以て米国政府の救助を受けないようになります。我が國の状態が他国に對して、たゞ今までの関係或いは将来の關係が非常に密接で、又善隣の誼を築すべき日本といふ點においておるにも拘わらず他国に對して、殊に中國に對して、たゞ今までの關係を譲るだけの余力は現在ないのであります。あれば、先ず他国の援助を要

ついでのお尋ねであります。韓國との間において、過日も韓國の大統領その他が見えましたが、今日韓国に対する日本としては、日本政府としては、飽くまでも善隣の誼を盡したい、既往においての関係は勿論であります。将来においても十分親交を続けて行きたい、互いに助け合つて参りたいということは、私が、私自身が過日韓國大統領に対して申述べたところであります。政府としては、将来において韓国との間の国交はますますこれを深めることは勿論であります。善隣の誼を進める外交に終始いたすことは勿論であります。韓国政府からしてお話をよくな抗議のあつたことは承知いたさないのみならず、最近において韓国との間の交渉は、拿捕された船船の返還等において、韓国政府において、日本政府を通じて日本に対しても、司令部をいたして相当意ある処置をいたしております。日本の在留韓国人の取扱に対し不満があつた、苦情があつたということは、私共まだ承知いたしておりませんが、併しながら韓国人に対する政府の取扱としては、法規の許す限り審査し、善退もし、少くとも公平の待遇をすることによっておるところはないのであります。この際、三好君の御質問に對してお答えをいたしますが、御質問の趣旨は、農林當局と自由黨側との湯河原会談の性格及び妥当性について意見をなされぬようであります。政府として

て、農林三省が党に対して党の研究資料を提供するということは、これは自由党だけではないのみならず、如何なる政党からもお尋ねがあればこれに対して資料を供給するということは当然のことです。自由党なるが故にというわけではなくて、如何なる政党からも御質問があれば必要な資料を提供することは当然のことです。又湯河原会談なるものにおいて、供出完了後の自由販売の秘密了解ができたということになりますが、これは政府の承知いたさないところであります。

一応お答えをいたします。

〔國務大臣植田俊吉君登壇〕

○國務大臣（植田俊吉君） 松井さんにお答えを申上げますが、朝鮮人の待遇につきましては只今總理大臣よりお答えを申上げました通りであります。私共は朝鮮人を成るべく日本人と同様に取扱いたい、これに差別的待遇を與えたくないという考え方を以て臨んでおるのであります。併しながら法律の規定に反しますような処遇をいたすことはできませんのでありますから、例えれば朝鮮人連盟の解散のごときはいろいろ文句もござりますのでありますようが、これは、はつきりと団体等規定期に規定しておりまする條件が発生いたしましたために、これを断乎解散をいたしたのであります。然るに今日までそのあと腐れと申しますか、いろいろな問題が残つておるのであります。そのためいろいろなトラブルを実は生じておるのであります。先立つての台東会館の接收のこと、又それから起りました朝鮮人と警察官の衝突のこととき、いずれも源をこれに發しておる

のであります。併しながらこれは法律上に、政令にはつきり規定されておる事柄でありますて、日本の政府いたしましては、如何に朝鮮人が不平がある事も、朝鮮の新聞でありますから、する外に途がないのであります。このグリーヴアンスを一々取上げまして何とか特別な計らいをするといふのは參らないのです。この議論も、朝鮮の新聞でありますから、いろいろと朝鮮の政府が日本に対する対してどう行動するか、リーヴアンスがある、それに対してどう行動するか、議論を提出したといふような報道が伝わつておるそうでありますけれども、これらにつきましては専ら承知をいたしておりません。只今總理からお答えをいたしました通りであります。單にこれは風説であるうと考えております。又いろいろなグリーヴアンスの生じまするのも、先般の議会で松井さんにお答をいたしたたと思いますが、朝鮮への国籠が、また講和会議、講和條約以前でありますために、はつきり確定をいたさないのであります。恰かも二重國籠であるかのような様相を呈しております。これがいろいろと又問題を起す種になるのであります。それから又在日朝鮮人と大韓民国との間が実はしつり行つていないところがあるのでありますて、大韓民国の代表者は東京において、或る朝鮮人は大韓民国、大韓民国人と表者が全部の朝鮮人に對して十分な統制力を持つてないのでありまして、いふことの問題を生ずる場合もあるのであります。併しながらこれ

○松井道夫君 再質問をお許し願います。
○鷹長(佐藤尚武君) 松井君は再質問でありますか。それでは與えられました時間の範囲内で再質問を許します。
あと二分程でござります。松井道夫君。
〔松井道夫君登壇〕
○松井道夫君 只今首相兼外相の御答弁を伺つておりますると、私の質問の趣旨を誤解しておられるのではないかという、少くとも一般の答弁を聞かれおる方に誤解を與える嫌いがあると考えられまして、頗る重大でありますから、再質問をいたします。
私の申した趣旨は、現在アメリカの進駐軍がおる、それは占領目的乃至は日本の安全を保持するために駐屯しておられるので感謝に堪えないのですが、ただこれを第三国に対する作戦の基地として日本を利用して頂きたくない、進駐軍は利用しないといふ宣言乃至は声明をアメリカ政府に懇請して頂きたいということを申上げたのでありますと、日本をアメリカ軍の基地として貰いたくないという趣旨で答弁しておられるようありますと、私の質問する趣旨と大分違つようありますから、その点を更に御答弁を願いたいと思います。

〔國務大臣吉田茂君登壇〕

○國務大臣(吉田茂君) お答えをいたしましたが、只今進駐軍のしておる施設は、日本を将来軍事基地にする目的で以て施設しておるとは承知いたしておりません。進駐の目的に必要な施設をするということあります。従つて又只今お話をのよな、現在の施設を以て軍事基地にするといふ目的であるよう了解して、これに對して御意見のごとき懇請をいたすといふことは、政府としてはいたしたくないと思ひますし又いたさぬ考へであります。

量を超える自主性のないところの食糧輸入は行うべきでないと考えておるだけれども、その所見はどうかということであります。第二点は、食糧が自由販売になつた場合におきましては、食糧の過不足に拘わらず、零細農家は窮屈販売を余儀なくされまして買い叩かれる虞れがあるのであります。政府はそれでも供出後ににおける自由販売を許すようなお考えを持つてゐるのかどうかということであります。これは農林大臣にお聞きいたします。第三点は農林大臣と安本長官にお聞きしたいのですがありますするが、それは将来の食糧政策といふものは国内自給主義を目指とするのであるか、農業を輸出工業の犠牲にしても止むを得ないといふような考え方で行くのであるか、この農業政策の転換に際しましての構想はどういうものを持つておられるかということになります。第四点は、農産物価格維持の問題でありますするが、この価格維持のために調整機構を考慮する要があるのではないかとの意見はどうであるかといふことであります。第五点は、政府は農村の情勢の変化によりまして、シャウブ勧告に囚われることなく、更に思い切つた減税をなすべきであると思うのであるが、政府のお考えはどうであるかといふことであります。第六点は、現在農業協同組合等は全く危機に瀕しておるのでありますし、この点に関しまして政府は至急その救済の処置をとるべきであると願うのでありますけれども、この点についてのお考えを承わりたい

と思ふのであります。これは農林大臣にお伺いいたします。最後に、首相にお伺いしたいことは、農村の窮乏は申すまでもありませんが、農村におきます潜在失業者といふものは實に夥しい数をなしておるのであります。この救済をするのに救濟策を設けなければならぬ、こう思ふのであります。そのためには速かに参議院議員の選舉がありました後、臨時国会を召集する意思があるかということをお聞きしたいと思います。

今や我が國の食糧政策が根本的に転換を要求せられまして、その結果一步誤まれば農村は一大危機に立つことは私が申すまでもございません。これに対しまして政府に確立たる方針は、農民がために全國五百万農家がなく、それがために全国五百万農家はその歸屬に迷つておる現状に鑑みまして、政府に対し農政上の重要な問題について質問しようとするものであります。先ず前に申しましたように、その第一は、政府は本年度において三百七十五万トンの外國食糧の輸入を計画しておりますと聞いておりますが、私が申すまでもございません。ただ援助資金によるものは、見返金といたしまして国内に蓄積され、再投資されるのに対しまして、商業的輸入の分はそれだけ多く外国に流れ出しますから、その影響については慎重に検討を要する必要があると考るものであります。現在国内におきましては食糧の閾値が配給価格を下廻つておるというこの際に、何を苦しんで巨額の国家支出を取ていい

たしまして、国内の農産物価格に悪影響を與え、尙且つ国民負担の増大を来ますよなことを取えてしなければなりませんのが、私達は丁寧に苦むのであります。政府は三百七十五万トンをただ與えられた数字といたしましてこの受取ることなく、本年度において予想されるところの食糧需給の実際から割り切って真に必要であるという輸入量は幾らであるかを算出いたしまして、これをつきり農民に示さなければならぬと思うのであります。必要な輸入量を超えるところの自主性なき食糧輸入といふものは、農村のために或いは又国家のためにこれを行わないといふ確乎たる信念を持つて、農村の不安を一掃すべきではないかと私達は存するのであります。次に食糧事情の緩和に伴いまして現行食糧管理制度に再検討が加えらるべきことは私が申すまでもありません。先に與党たる自由党の内意といたしまして供出制度の撤廻を政府はどのように見ておるかとお尋ねしたいと思います。

第三点であります。これはやはり農相と安本長官にお伺いしたい。日本の将来の経済の中に農村の占める地位を政府はどういうふうに見ておるかとお尋ねしたいと思います。

農業国といたしまして止め置くといふ考え方には、文明社会の進歩発展に逆行する痴人の夢に等しいということは私が申すまでもありません。併しながら多年國家の助成と多数農民の労働によりまして築き上げて来たところの日本農村を、現在の遅れであります。日本を飽くまで農業国といたしまして止め置くといふ考え方には、文明社会の進歩発展に逆行する痴人の夢に等しいということは私が申すまでもありません。併しながら多年國家の助成と多数農民の労働によりまして築き上げて来たところの日本農村を、現在の遅れであります。日本を飽くまで農業国といたしまして止め置くといふ考え方には、文明社会の進歩発展に逆行する痴人の夢に等しいこと

に重大なのは、食糧の過剰になると不足なるとに拘わらず、窮迫販売を余儀なくされるところの零細農家が非常に安価で買い叩かれる現象を生むことは必然であろうと言わなければなりません。政府は年内自給主義を目標として進むまじで、政府は党の固執するところの供出後の自由販売についてどんな考え方を持つておるか、これを承りたいのあります。

第三点であります。これはやはり農相と安本長官にお伺いしたい。日本の将来の経済の中に農村の占める地位を政府はどういうふうに見ておるかとお尋ねしたいと思います。

次に農林大臣に農産物価格維持の問題をお尋ねしたいと思います。蔬菜、果実、畜産品等はもとよりあります。併しながら主食の閾値までが暴落いたしまして、将来ます／＼低落の傾向を辿る

ことは予想されておるのであります。次に農林大臣に農産物の需給調整乃至価格維持のために国家が何らかの調整機構を設けることは何人も予見するところを設けるべきものであります。併しながら主食の閾値までが暴落いたしまして、将来ます／＼低落の傾向を辿る

ことは予想されておるのであります。次に農林大臣に農産物の需給調整乃至価格維持のために国家が何らかの調整機構を設けるべきものであります。併しながら主食の閾値までが暴落いたしまして、将来ます／＼低落の傾向を辿る

ことは予想されておるのであります。次に農林大臣に農産物の需給調整乃至価格維持のために国家が何らかの調整機構を設けるべきものであります。併しながら主食の閾値までが暴落いたしまして、将来ます／＼低落の傾向を辿る

ことは予想されておるのであります。次に農林大臣に農産物の需給調整乃至価格維持のために国家が何らかの調整機構を設けるべきものであります。併しながら主食の閾値までが暴落いたしまして、将来ます／＼低落の傾向を辿る

ことは予想されておるのであります。次に農林大臣に農産物の需給調整乃至価格維持のために国家が何らかの調整機構を設けるべきものであります。併ながら

多數を占めています農村におきましては、國家の十分な助成政策がなくしては、協同組合の完全なる発展を望むことは全く不可能であります。政府は農業協同組合の危機に対しまして、どういふ考え方を持ち、どういふ措置をとらうとしておるのか、お伺いしたいと思うのであります。

員選舉後ににおけることは、農村教育のため臨時議会を招集して対策を樹立する意思があるがどうかということをお伺いして見たいと感ふるのであります。

以上農業恐慌に怯えているところの農村に対しまして政府は緊急に何らかの措置を明らかにし光明を與えることが必要であると信じまして、この質問をした次第であります。(拍手)

○國務大臣吉田茂君登場 批評

農村の問題、農村の救済、失業等の問題につきましては、政府といたして

の窮乏は甚だしいのです。この農村を如何にして打開するか、この窮乏の農村を如何にして安定させ得るか、ということになります。政府の施策なくして救済の方策は全くないのであります。更に農村には潜在失業者とい

しまして恐らく一千万に近いと思われるところの失業者がおりますが、これは農村不況と共に一層農家経済を重圧しているのであります。農村の工業化も畜産その他の副業も軒並に倒壊せんとしているとき、資力が全く少く、経済的視野も全く狭く、指導者に乏しい農村に、自力を以て新らしい收入部面を開拓させることは全く期待できぬのでありますし、政府は必ずからようしく農村に又地方に向いまして投資を行い、土地改良その他建設工事を起すべきであると考えるのであります。が、政府は農村に対して雇用の機会をできるだけ速かに與えるよう、具体的な施策を樹立すると共に、曾ての教訓農議会の「とく、来たるべき参議院議

○國務大臣(森幸太郎君) お答えいたします。
輸入食糧の量につきましては、不要なものまで輸入する必要はないのでありますて、今日の需給関係から三百十六万三千トンを予定いたしておるのであります。決して徒らなる輸入を計画するわけではありません。尚ありました、供出後の自由販売等で窮迫に落すではないかといふ御質問であります。自由販売になれば非常に農村を窮迫に落すではないかといふ御質問であります。

かなか基礎がはつきりいたしておりません。従つて農業協同組合を中心として農業政策を立てて行きます上におきまして、現在の農業協同組合はまだ人前に歩くことのできない協同組合が相当に多いのです。併しこのまま見捨てることはできません。飽くまで政府はこの農業協同組合の緊密な発達を期待いたしております。従つて今回皆さんに御審議願つております農業協同組合の一部の改正に

農業物の価格維持につきましては、御意
農業の再生産に差支ない程度において
飽くまで維持して行きたい、日本の農
業といふものは、六割、七割を占めて
おる重大な産業でありまして、決して
これを無視して安易に工業立国を以て
進むというようなことは考えておりま
せん。

農業協同組合につきましては、御意
見の通り非常に脆弱な組合が相当ある
のであります。これは農業会から引離
ざました関係もありますが、まだ二年
余りの農業協同組合ではございません

よりまして、そうして協同組合をはつ
きらした立派なものを作り上げるよ
うにいたしまして、そうして金融面もそ
の協同組合の立て直しによって図つて
行きたい、かよううに考えておるわけで
あります。(拍手)
〔国務大臣池田勇人君登壇〕
○国務大臣(池田勇人君) 大島君にお
答え申上げます。
　今回国府はシャウブ勧告案を基とい
たしまして税制改正案を御審議願つた
のであります。私は国税におきまして
も、地方税におきましても、シャウブ勧
告案以上の減税を企てまして相当の減
税をいたしました。朱に農民の減税を
企てました。

の方々に対しまして一般勤労階級或いは中小商工業者の方よりも相当強く減税になると承知いたしております。即ち基礎控除の引上げとか、或いは事業者の控除を新たに認めるとか、或いは税率を低くするとか。いろいろことをやりましたのみならず、事業税も撤廃いたしまして、従いまして固定資産税或いは住民税が或る程度上りましても、農民の負担は相当軽いたくなつておると私は考へておるのであります。而して今後の問題といたしまして、即ち昭和二十六年度におきましては、できるだけ財政措置を縮小いたしたいと今年に劣らないような減税をいたしたいと今努力をいたしております。

○國務大臣(青木孝蔵君答覆)　〔國務大臣青木孝蔵君答覆〕
大畠議員に
お答え申上げます。

来実行して参りたいという努力を拂つてゐるのだとござります。尙二十五年度産米需につきましては、これはほほ十五年度において二十四年度と同量といふに予想をいたしておりますが、併しながらこれに対しても尙二千五百三十トン程度の足りない部分があるといふことで、この程度はどうしても輸入しなければならないと考えております。次第でござります。

この際、過日三好議員から御質問がございました食糧問題に関する緊急委員会で、農家経済を安定させるには、農作物の価格を支持する方式と生産資材の補給金による二つの方式があるが、いずれをとる考え方か、こういう御質問があつたそぞでござります。これに対してもお答え申上げます。今後の肥料補助金等は削減して行く方針をとつております。この考えは変えるという考え方を持つております。従つて農家経済の事情の推移と睨み合せて適当な農産物価格政策をとつて行きたいと考へてゐる次第でござります。併し価格政策のみでは不十分でありますことは、よりでござりますので、同時に農家生産力を高める諸施策も実施して参りまして、両々相俟つて農家経済の安定を期して参りたいと存じております。(拍手)

○油井賢太郎君 本員は、この際國政審議に対する政府の見解に關して緊急質問をすることの動議を提出いたしました。

○小川久義君 ほどの油井君の動議に賛成いたします。

○議長（佐藤尚武君） 油井君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君） 油井君の動議に賛成します。よつてこれより発言を許します。油井賢太郎君。

〔油井賢太郎君登壇〕拍手

○油井賢太郎君 私は本日、吉田首相、増田官房長官及び池田大臣に相談して、我々國會議員が國民の負託によるところの國政の審議につき、如何なる見解を有しておられるか、更に廣川幹事長談によつて、四月四日發表されたとところのあの發表談に対し、政府の責任につきお尋ねをいたしました。我々國會議員、殊に參議院議員は、新憲法の発布によりまして、國政の最高機關たる立法府を預かるべく、何方、十数万或いは數十萬の國民により選舉されまして、ここに参議院議員たる者は、戰後疲弊のどん底にある我が日本の再建と國民生活の安定のために、それこそ廢食を忘れ、家郷をも顧みず、名利も追わず、獻身的労力をすべきであり、又かかる目的達成のために與野黨を問はず議員の大半は挙げて日夜奮闘を続いているといふことは、首相初め各大臣も十分に御了解のことであると思ふのであります。従つてこの際我が民主党は、四月四日のあの廣川幹事長談において、參

議院のこの予算委員会において審議いたましたところの、昭和二十五年度の予算に対してとつた審議の態度が、國政運営上非常な過ちを犯したもので、講和會議の前途に一大暗影を投じたというような発表について、政府の見解を聞くというよりは、もう一つ更に大きな見地から、国会、殊に參議院の國政審議についての認識の程をの際はつきりされたいと思うのであります。油井賢太郎君。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君） 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。油井賢太郎君。

〔油井賢太郎君登壇〕拍手

○油井賢太郎君 私は本日、吉田首相、増田官房長官及び池田大臣に相談して、我々國會議員が國民の負託によるところの國政の審議につき、如何なる見解を有しておられるか、更に廣川幹事長談によつて、四月四日發表されたとところのあの 발표談に対し、政府の責任につきお尋ねをいたしました。我々國會議員、殊に參議院議員は、新憲法の発布によりまして、國政の最高機關たる立法府を預かるべく、何方、十数万或いは數十萬の國民により選舉されまして、ここに参議院議員たる者は、戰後疲弊のどん底にある我が日本の再建と國民生活の安定のために、それこそ廢食を忘れ、家郷をも顧みず、名利も追わず、獻身的労力をすべきであり、又かかる目的達成のために與野黨を問はず議員の大半は挙げて日夜奮闘を続いているといふことは、首相初め各大臣も十分に御了解のことであると思ふのであります。従つてこの際我が民主党は、四月四日のあの廣川幹事長談において、參

議院のこの予算委員会において審議いたましたところの、昭和二十五年度の予算に対してとつた審議の態度が、國政運営上非常な過ちを犯したもので、講和會議の前途に一大暗影を投じたというような発表について、政府の見解を聞くというよりは、もう一つ更に大きな見地から、国会、殊に參議院の國政審議についての認識の程をの際はつきりされたいと思うのであります。油井賢太郎君。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君） 油井君の動議に賛成します。よつてこれより発言を許します。油井賢太郎君。

〔油井賢太郎君登壇〕拍手

○油井賢太郎君 私は本日、吉田首相、増田官房長官及び池田大臣に相談して、我々國會議員が國民の負託によるところの國政の審議につき、如何なる見解を有しておられるか、更に廣川幹事長談によつて、四月四日發表されたとところのあの 발표談に対し、政府の責任につきお尋ねをいたしました。我々國會議員、殊に參議院議員は、新憲法の発布によりまして、國政の最高機關たる立法府を預かるべく、何方、十数万或いは數十萬の國民により選舉されまして、ここに参議院議員たる者は、戰後疲弊のどん底にある我が日本の再建と國民生活の安定のために、それこそ廢食を忘れ、家郷をも顧みず、名利も追わず、獻身的労力をすべきであり、又かかる目的達成のために與野黨を問はず議員の大半は挙げて日夜奮闘を続いているといふことは、首相初め各大臣も十分に御了解のことであると思ふのであります。従つてこの際我が民主党は、四月四日のあの廣川幹事長談において、參

議院のこの予算委員会において審議いたましたところの、昭和二十五年度の予算に対してとつた審議の態度が、國政運営上非常な過ちを犯したもので、講和會議の前途に一大暗影を投じたというような発表について、政府の見解を聞くというよりは、もう一つ更に大きな見地から、国会、殊に參議院の國政審議についての認識の程をの際はつきりされたいと思うのであります。油井賢太郎君。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君） 油井君の動議に賛成します。よつてこれより発言を許します。油井賢太郎君。

〔油井賢太郎君登壇〕拍手

○油井賢太郎君 私は本日、吉田首相、増田官房長官及び池田大臣に相談して、我々國會議員が國民の負託によるところの國政の審議につき、如何なる見解を有しておられるか、更に廣川幹事長談によつて、四月四日發表されたとところのあの 발표談に対し、政府の責任につきお尋ねをいたしました。我々國會議員、殊に參議院議員は、新憲法の発布によりまして、國政の最高機關たる立法府を預かるべく、何方、十数万或いは數十萬の國民により選舉されまして、ここに参議院議員たる者は、戰後疲弊のどん底にある我が日本の再建と國民生活の安定のために、それこそ廢食を忘れ、家郷をも顧みず、名利も追わず、獻身的労力をすべきであり、又かかる目的達成のために與野黨を問はず議員の大半は挙げて日夜奮闘を続いているといふことは、首相初め各大臣も十分に御了解のことであると思ふのであります。従つてこの際我が民主党は、四月四日のあの廣川幹事長談において、參

議院のこの予算委員会において審議いたましたところの、昭和二十五年度の予算に対してとつた審議の態度が、國政運営上非常な過ちを犯したもので、講和會議の前途に一大暗影を投じたというような発表について、政府の見解を聞くというよりは、もう一つ更に大きな見地から、国会、殊に參議院の國政審議についての認識の程をの際はつきりされたいと思うのであります。油井賢太郎君。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君） 油井君の動議に賛成します。よつてこれより発言を許します。油井賢太郎君。

〔油井賢太郎君登壇〕拍手

○油井賢太郎君 私は本日、吉田首相、増田官房長官及び池田大臣に相談して、我々國會議員が國民の負託によるところの國政の審議につき、如何なる見解を有しておられるか、更に廣川幹事長談によつて、四月四日發表されたとところのあの 발표談に対し、政府の責任につきお尋ねをいたしました。我々國會議員、殊に參議院議員は、新憲法の発布によりまして、國政の最高機關たる立法府を預かるべく、何方、十数万或いは數十萬の國民により選舉されまして、ここに参議院議員たる者は、戰後疲弊のどん底にある我が日本の再建と國民生活の安定のために、それこそ廢食を忘れ、家郷をも顧みず、名利も追わず、獻身的労力をすべきであり、又かかる目的達成のために與野黨を問らず議員の大半は挙げて日夜奮闘を続いているといふことは、首相初め各大臣も十分に御了解のことであると思ふのであります。従つてこの際我が民主党は、四月四日のあの廣川幹事長談において、參

月の日子を費していながら、まだ提出されていません。これは全く政府の怠慢であります。債務償還といふことをも今回予算には大部分問題になりました。而も期限未到来のものまで今拂つて置こうといふような現政府の予算案といふものは、全く我が国の国情を無視して、我が国の経済界の立て直しということは念頭にくく、先方に折衝されたという結果こんなことになつたのではないか。これは政府当局の全くの無能であつたのであります。（「反対だ」「有能だよ」と呼ぶ者あり、笑声）

ここに面白い事実があるのであります。廣川幹事長が国政審議を我々参議院が妨害したというようなことにつきまして、「もう時間が来たぞ」と呼ぶ者あり）一つの面白い事実があるのであります。先ず第一に政府みずから三月の二十八日に主計局長をして暫定予算を作成させ、これを通過するべく先生方にいろいろ折衝された、この点であります。これは遺憾ながら結論をついた。OKを貰えなかつたというの食つた、OKを貰えなかつたというのは誰の責任であるか。我々参議院の審議の責任であつたかどらか。これは與党の諸君もはつきり考えて貰いたい。（「そうだ／＼と呼ぶ者あり）これが先ず第一番に我委議院の責任ではない筈である。政府の責任であります。（政府の責任だよ」と呼ぶ者あり）これが先ず第一番に一つ。第二に奇つ怪々なることがこの参議院であつたのです。三月三十一日に仮議長といふ前代未聞の選舉をしたのであります。それはなぜかといふと、松嶋副議長がおられなかつた。松嶋副議長は本来ならば党籍を離脱した

立場の人であらねばならないのですが、今日尙自由党に党籍あり、自由党の幹部として大いに活躍されておるのあります。(脱線するな)と呼ぶが原因であります。松鶴副議長が山田予算委員長となりました結果、この予算案はお留守になつても差支ないといふことによつて休まれた。(冗談)うな「事実を捏造するな」(そうだ)「誰弁だ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)これは明白であります。こう二つの不思議な結果があつたのであります。(でたらめだ)と呼ぶ者もいます。(詭めて)いるのじやないか」と呼ぶ者あり)

一休参議院が新憲法下におきまして貴族院に代つて存續されてから造営された三年となります。國政審議上特にこの三年間にどういう変化があつたであります。つまりよろか。一休昭和二十三年度の予算に対しまして、参議院の委員会にておきました。自由党を代表し……その夫議員が次のよくなことを述べておられます。その一節に「單に参議院が通つたからこつちが急く」というような御意見は分は分りますが、かようなことを繰返すことで自体が、参議院を第一義的な外因的なものに下げるやうの以外の何ものでもないと存するわけであります。非常に我々は遺憾に存する次第であります。」と言つております。翌五日、本会議においても小野光洋君が自由党を代表され同様のことを言つて

おつだ。（その通り」と呼ぶ者あり）その当時と今日の状態で国政の審議上特に変わったことがあるかどうか。参議院において予算審議は、衆議院がら週て来てから三十日の余裕は與えられておることは、国会法を見れば明らかである。本年度の予算は三月十日に衆議院において終了し、当院に廻って来たのであります。四月三日に上がつたということは相当早かつた。これに對して三日間の空白を生じたところが果してどこの責任であるかということを明瞭にすべきである。（「そうだ」「明瞭にしろ」「きつかり明瞭にしろ」と呼ぶ者あり）

もう時間がありませんから、「やくりやれ」と呼ぶ者あり、笑声結論に入りますが、「やくりやれ」と呼ぶ者あり）ただ今回の廣川幹事長談において、自由党内閣に反対の意見を持つ者はすべて占領下の好ましからない人物であつて、すべて共産黨の諸君に同調するものであると断ぜられておることは、これこそ共産党の諸君に乘せられることになつて、世界の信譽を失墜する結果となるのであります。これだけはよく興党的諸君も頭に置いておいて頂きたい。

以上の要点を今一応申述べて總理並びに各大臣の返答を求めるのであります。第一に、「講和締約に対」、参議院のとつた予算審議の態度により、どのような点で廣川幹事長談の言ふような影響を及ぼしたものであるか、具体的な理由を申述べてはつきりとされたいのであります。第二に、参議院において予算審議が四月三日に終了したために予算の空白が三日間できたことは國

国法或いは財政法上果して違法であつたかどうか、この点を明瞭に政府はすべきであると思う。國民は政府のこの点に対する見解を要求しております。第三に、地方稅法、平衡交付金法の提案が非常に遅れたこと、これに対しては政府は如何なる責任を今後お持ちになるか、これを明瞭にされたいとと思うのであります。以上で以て私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕

○國務大臣(吉田茂君) お答えをいたします。

廣川自由党幹事長の談につきましては、幹事長として反対党的攻撃をするということは、これは当然であります。「その通りだ」と呼ぶ者あり併しながらこれは自由党幹事長の責任とその地位においていたしたことであつて、政府はこれに対して何らの責任を持ち、これに対し答弁をいたすべき筋合でないと考えるのであります。たゞく私が自由党の總裁であるといひましても、ここで私のお答えをいたすことには内閣總理大臣としてお答えをいたすので、その責任の範圍において、範囲外のことはお答えいたしません。又參議院の審議の遅延等については、これは參議院自身の責任において、権限においてなされた行為でありますから、行政機關である政府としてはこれに批評すべき限りではない。その遅延等についての責任は、若しありとするならば國民がこれを問うであろうと思ひます。即ち次の參議院選舉において國民の批判は明瞭になると考えるのであります。以上お答えをします。(拍手)

〔國務大臣増田甲子七君登壇、拍手〕

○国務大臣（増田甲子七君）　油井さんにお答え申上げます。
地方税につきましては、御承知のとく国会に提案いたしまして只今慎重御審議を願つておる次第であります。
平衡交付金が遅れておる点については政府の懇縮に存するところをございます。ただ併しながら極めて近日中に提案いたし得る運びと相成つております。関係方面との折衝はもとよりいたしておりますが、政府の責任において近日中に最も早い機会において提案いたします。（拍手）
〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○国務大臣（池田勇人君）　油井君にお答え申上げます。
昭和二十五年度の予算案が四月三日に成立いたしましたため、三日間の空白が起つたのであります。私はこのことをなからしむるために三月の二十八日以来二回特に折衝いたしまして、暫定予算案の提出を考えたのであります。が、関係方面から暫定予算案の編成は罷りならぬという返事を貰いまして、このことは予算委員会に二回、又参議院議長に報告いたしましたのであります。政府といたしましては三月三十一日までに議了を切望いたしまして八方努力いたしたのであります。が、今日のようなことに相成つたのであります。この点につきましては、先程総理がお答えになりましたように、国民がこれを批判することと私は考えております。（拍手）

○中野重治君 私はこの際いわゆる廣川談話に關して緊急質問をすることの動議を提出いたします。

○小川久義君 只今の中野君の提案に
賛成をいたします。

○議長(佐藤尚武君) 中野君の動議に
御異議、ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○謹長(佐藤尚武君) 御異議ないと認

めます。よつてこれより発言を許します。中野重治君。

〔中野重治君登壇、拍手〕
○中野重治君 私はいわゆる廣川談話の問題について只今油井君から質問のありました問題にも關係し、そこから出て来る一層大きな問題について總理大臣に質問したいと思います。
いわゆる廣川談話の問題について、

今油井君の質問に対しても総理大臣、大蔵大臣等から答えがあつたけれども、ああいうふうなものはこれは答えとは言ふことができない。(「その通り」と

（呼ぶ者あり）これは余程能力のない代
言人でも今はああいう答えで事を済ま

うやり方で答えたという体裁を繰え

ば、それで事が済むと思つてゐるよう
な政府の性格をみずから告白したもの

に過ぎない。こういうその性格の告白といふものは、正式な答えとは我々は

認めることができないということを先ず初めに語つて置きたい。それで、

これは官房長官も議院運営委員会までしばく同じことを繰返しておりますが、現在の衆議院、参議院で構成されている日本の国会において、自由党の幹事長廣川君がしかくのことを言つた、而もそれは國の政治

的運営に重大な関係がある。事は根本的な予算の審議から発して始るといううような場合に、ああいうことを言つては考えます。議院運営委員会で問題になつたことの一つには、あの日、増田官房長官が總司令部のリゾー民政局次長と会つた、それから廣川談話が発せられたといふので、それで何かリゾー民政局次長の方から話があつたのかどういうよろな間が出来たのに對して、増田官房長官は、そういうことは絶対になかつたと言つておる。これは、つまりそういうことは自由党並びに政府の独自の責任において言われたということを、官房長官自身が主張しておるものと、こうとの外はないのですが、大体予算の審議を遲らしたとか何とかいうことは問題にならない。これはいわゆる廣川談話では、自由党が參議院に對して予算案を審議するに十分な時間を與えたと、こう言つておるけれども、或る党が現在どういう横暴な多数を擁していくよりも、參議院にある法律案を審議するために、必要にしろ不必要にしろ或る時日を與えるということはあり得ない。これは參議院の機能を全く侮辱しておる。而も政治責任の問題に関して言えば、これは今總理大臣その他の答弁にも明らかかなうに、責任は明らかに政府側にある。「その通り」「ノーノ」と呼ぶ者あり、地方税法案のことはもう言いませんけれども、七百三十九ヶ條に及ぶものか

三月二十三日に出て来ておる。それから吉田総理大臣及び本多国務大臣がたびたび一両日に必ず出します／＼と、こう繰返して来た平衡交付金法案が今度以て出ておらない。そうして大蔵大臣が今日もここで近いうちに何とか出しますと言つておる。誰が今大蔵大臣が近いうちに必ず出しますということとで、これを信用する者があるか。これを信用しろということは、これは一方的な暴力で押しつけるものでなければならぬ。こういうふうな予算案が出て来るから、これを無理に通そうとしたからして、現に参議院で懲罰委員会の問題になつておる小川君のようないくいわしい予算案の審議を遅らせたとか、妨害したとか、何とかと言つておるけれども、これは盜人猛々然的な問題であります。ところが、こういういわしい予算案の審議を遅らせたとか、妨害したとか、何とかと言つておるけれども、これは盜人猛々然と言つてもまだ足りない。一体こういう日本の勤労人民のすべてを苦しめ、軍事的性格を持ち、國を植民地化しようとするというような性格のある（そういうことはやつてないよ）と呼ぶ者あり）こういうような予算案は、この通過を妨害しなければならない。葬り去らなければならぬ。これが国民から我々に負託されたところの参議院院員本来の任務である。（「そうだ」と呼ぶ者あり）それだから、この点についてそれらの主張が違いつつも、民主党から共産党に至るまでの参議院の全野党が共同一致してこれを葬り去らうと努力したことは、この人々は、参議院における全野党及びこれに同調した他の会派の人々も、すべて日本の人民

の利益のために悪い予算案を葬り去らうと協力一致して奮闘努力したといふことに外ならないのである。(「そういふ」と呼ぶ者あり)恐らく今後もこういう協力一致は見られるでしょう。又それなしには日本の本当の回復というものは望まれない。これを妨害と見る者は、見る者自身、日本の自主的再建の妨害者であるということを告白しておるに過ぎない。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)實に許すべからざることとは、油井君のお言葉にもありましたが、かかる參議院議員として正当な任務、正当な義務を果すことが、占領下における日本の国政の運営を阻害する、或いは講和問題を遅らせるというふうなことを言う。この馬鹿げた放言、「何が馬鹿げた」と呼ぶ者あり(全く馬鹿げておる。これは如何に馬鹿げておるかといふことは次のこととて明らかになる。それは予算案その他の問題に關して、現政府はこの全く何とも形容のしようのないような政府のやつておることに對して、日本の国民が下から聞かこれに鬨う、これと鬨う立場から闘争を遂行する。この場合にすべてこれは國政の運営を妨げるものだといふ名前で、これを押え付けようとする、そういう馬鹿げた悪逆な性格を現わしておる。これは戦争の時代、侵略主義の時代に、日本政府がとつて來たそのままの方策である。戦争の問題その他に關して、時の權力を握つておる政府に対して反対闘争が起れば、これに公けの秩序であるとか或いは治安維持法であつて、天皇に叛く者であるとか、そうちう大きな看板を持って来て、それ一

放で叩き付けた。あれと少しも違わない極めてファッショ的な行き方である。一体日本人が、議員も含めて、あいの悪税の撤廃のために奮闘する。勞働者、農民の生活をよくするために奮闘する。そのために、あいの悪税の予算を葬り去るために一致して奮闘する。これがどうして國の政治的運営を妨げるか。これをやることこそ、日本の國の政治的運営を民主的にやることと、そのためには奮闘することに外ならない。（「減税予算をやつたのは自由党じゃないか」「はつきり言え」と呼ぶ者あり）そういうわけの分らんことを言う人が今ありますけれども、そういううわけの分らんことを言ふ人が參議院の民自党の議員の中にはいるということを申して、次の問題に行きましょう。（拍手）そこで、さつき大畠君に対する池田大蔵大臣の答えにも減税をやるというようなことを言つてはいる。明らかに嘘である、これは。（「どこが嘘だ」と呼ぶ者あり）どこが嘘だという野次が出ておりますが、これは正當に言えれば、池田大蔵大臣が、自由党的政府が減税をやるのであるということは嘘であるということすらも分らない人間が、議員としてかかる悪い予算を通そと努力したということを裏書するものに外ならない。（「そうだ」と呼ぶ者あり）恐らく油井君その他の人の質問に対して答えたと同じようなことを、政府は勿論、與党はそういう二百八十者ありが、その他の人のの私たちはこの際尋ねることを控えます。私が政府に聞きたいことは、総理大臣に聞きたいことは、次の一点に盡ります。

つまり今まで明らかになつたような方
式において、一方では多数を擁する党
の上に政府が作られている。政府党の
総裁ということと、総理大臣といふこ
ととを使い分け、それから党の幹事長
をして適當な機会に適當な発言をなさ
しめるということと、それから政府が
予算案その他に關して国会を無理に押
しきつろうとすることと、兩々相待つ
てうまく運営して行こうとする。そう
して、この政府が予算案その他に出し
て来たよ^うな、ああいう国民を苦しめ
るあらゆる手段を国会を通してなそぞ
とする場合に、かかる政府は打ち落さ
るべきであるということを政府と與
党とがみずから国民に訴えているもの
ではないか。「その通り」と呼ぶ者有
り)廣川幹事長その他が、共産党を利
用しようとして共産党に利用されたん
だというよ^うなことを言つて、いるの
は、それは、これ程の悪い政治に対し
ては、政黨政派の違ひがあつても、民
主党以下の參議院の全野党は一致して
政府を打ち倒すべく協力しているとい
うことを証明しているものではない
か。(拍手)この二つの点について総理
大臣の答えを求めます。

○中野重治君 時間が残つておりますから、簡単に再質問をいたしたいと思ひます。

○議長(佐藤尚武君) それではまだ時間が七分残つておりますから、その範囲でお願いいたします。

〔番号の代言は駄目だ」と呼ぶ者あり〕

○中野重治君登壇)

○中野重治君 今、私が答えを求めた总经理大臣の代りか何か知らないけれども、(笑苦)増田官房長官が何かをここで答えましたが、増田官房長官がここで喋つたことは、私が総理大臣に尋ねたその尋ねに対する総理大臣の答へではないということを私は先づ確認して置きます。

次に再質問に入りますが、今増田官房長官がここで喋つたことは、私が総理大臣に対し尋ねた問題に対する総理大臣の答へであるかどうかと、いうことを先ず尋ねて置きます。それから第二には、増田官房長官は私がさつきあれ程明瞭に言つたことを分らな

かつたのか、分つたけれども驚きを感と
言いくるめようとするのかということ
を尋ねて置きます。それは何かと言ふ
と、かかる悪質な予算案に対しても、
参議院におけるすべての野党は政黨政
派のそれ／＼の差異にも拘わらず、か
かる悪質な予算案を裁らねばならぬと
いう点においては共同一致してやつた
のだ、闘つたのだ、こう言つておるこ
とを、何故その大事な点を回避して、
そうして恰かも他の党派が我が共産党
と同じ意味で闘つたのだ、こう作りご
とをして、そうしてそうではなかつた
のだということで、この私の間をすり
抜けようとしたのか。我々は、他の野
党の諸君が我が共産党と同じ意味で闘
つたのだなどと言つてもいなければ、
考へてもいなかつた。かかる悪質な予
算案に対して徹底的に闘つたのは、我
が共産党であるということを私ははつ
きりと言つておる。天下はこれを認め
ておる。差異があるにも拘わらず、か
かる悪質なものに対しては、多少の相
違はあるにも拘わらず一致して闘つて
これを葬むらなければならぬといふの
が、我が参議院議員の任務である。この
点において本質的な意見の一一致があつ
たということを私は明瞭に言つておる
のだ。大体今、これが私の間の第三点
であるが、今の増田宣房長官の私に対
する答えと称するものが、廣川幹事長談
話と政府との関係、自由党と政府との
関係及び自由党政府及び参議院、衆議
院の国会、この関係における二つの使
い分け、さつきから問題になつておる
ところの彼らの、左の手ではぶん殴り
右の手では撫で廻す、この方式をそ
まま告白しておるものではないか。分

りにくければもう一遍言うが、油井君等の質問にもあつた通り、政府の都合次第で、或るときには廣川幹事長談を發表させ、或いは内閣官房長官談を發表させ、或いは総理大臣談話を發表させる。そういう方式で、その反国民的な党略を押遡そうとするかということを、吉田總理大臣に答へが求められ、官房長官が全然關係のない「百代言的な答へをするといふ今のこの答弁そのもので、再び三たび裏付けしておるものではないか。(拍手)この点に対する官房長官並びに総理大臣の答へを求める。「支離滅裂」と呼ぶ者あり若しこれに對して答へがなされなかつた場合は、彼らは正当の理由によつては答えることができないのだと私は認めよ。(拍手、「答弁の価値なし」答弁)と呼ぶ者あり)

りまして、「顧みて他を言うな」と呼ぶ者あり)あなたの言うように、武器を永久に我々は捨てて、平和國家、民主國家の建設に急ぐための予算を、「何を廢言を言うか」と呼ぶ者あり)軍國主義的予算であるといふよくな悪意と誹謗に満ちた見解から反対した他の野黨の諸君はないというのことを、私は断言いたします。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕

〔答弁無用と呼ぶ者あり〕

○國務大臣(吉田茂君) 私のお咎えは油井君にお咎えした通りであります。これを以て盡きておると思いますからこれに加えません。(不謹慎だ)と呼ぶ者あり、拍手)

○議長(佐藤尚武君) 議事の都合により午後一時半まで休憩いたします。

午後零時三十六分休憩

午後二時二十八分開議

○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。

参事をして報告をいたさせます。

〔海保参事則説〕

本日委員長から左の報告書を提出した。

議員小川友三君懲罰事犯の件審査報告書

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認

めます、先ず委員長の報告を求めます。懲罰委員長太田敏兄君。

〔審查報告書〕

太田敏兄君登壇

議員小川友三君の懲罰事犯の件に関する委員会の審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本件は去る四月四日の本会議における議長宣告の通り、国会法第百二十一條第一項の規定に基き、議長職権を以て本委員会に付託されたものであります。して、議長は、小川友三君が昭和二十一年度一般会計予算外二件の審議に際し、会議の基本的原則を無視して委員会における表決及び本会議における討論と相反する表決を本会議において行うと共に、この問題めてまじめさをなく発言をなしたことは、議員の体面を汚した行為と認めたものであります。

本委員会におきましては、同日直ちに委員会を開きまして、その審査を開始し、議長より付託の事由等について説明を聞きました上、翌五日及び今七日には本人小川友三君を本委員会に召喚し、一身上の弁明を聽取すると共に、尋問を行い、更に関係者として議員伊達源一郎君及び岩男仁蔵君の発言を求めまして、慎重に審議をいたしました結果、本日討論採決を行い、本件に關する審議を結了した次第であります。

次に委員会における審査の経過につきましてその大要を申上げますと、先づ本件が本委員会に付託されました際に、議長から、この事犯の審査に当つては、議員小川友三君が昭和二十五年度一般会計予算外三件の審査に際し

て、同君の委員会の表決及び本会議における討論に相反する表決を本会議において行なつた事実の裏面には、何らかの工作が行われたのではないかとの疑惑を差挙ぐる余地があるので、その背後関係をも併せて調査すること、及び本事犯の審査は成るべく早く結了することを希望するとの申入れがございました。よつて本委員会におきましては、本懲罰事犯及びその申入れの内容につきまして、議長より詳細なる御説明を承わりました上、翌五日には本人小川友三君の一身上の弁明を聞くと共に、主として本事犯の原因に関する質疑を行い、議長のお申入れの趣旨に副つて審議を行なつたのであります。

次に本人小川友三君の委員会における一身上の弁明並びに同君に対する質疑応答に關しまして御説明申上げます。先ず議長の宣告によりますると、その事犯の一として予算委員会における表決から本会議における表決の間ににおいて極めてまじめさを欠く発言をなしたことなどとあります。が、委員会における本人小川友三君の答弁からその言葉を借りてそれを要約いたしますと、予算委員会においては熱意を以て反対討論を行い、次いで本会議においては三十分間も討論の発言を許可されたのは今回が初めてで、この点、処女演説であつたため非常にいゝ気持になつて調子を落して討論したのであるが、予算委員会におけると同様反対の意思を表明するつもりで登壇し、本心から裏腹に反対の討論を行なつたつもりであるとのことがあります。又議長の賛否表明に関する注意につきましては、その際、議長が時間を一分間超過

したと言われたと思うたので、まだ原稿が十枚程度残つていたのであります
が、降壇したのである。併し反対討論として登壇している以上反対討論と解
釈されるものと思つて、いたのであります
従つて二度目の登壇の際には反対の意
思を明確にしたのであるとのことであ
ります。次に重大な事犯として、同君
が会議の基本的原則を無視して委員会
における表決及び本会議における討論
と相反する表決を本会議において行な
つたということが挙げられております
るが、委員会における審議もこの点に
集中されたのであります。かかる行動
をされたに至つた原因につきまして、
同君は「身上の弁明及び答弁」におい
て、大要次のように述べて、いるのであ
ります。これを同君の言葉を借りつつ
説明をいたしますと、先ず予算委員会
及び本会議の討論で政府原案に反対し
た理由は、政府の怠慢を是正し、又池
田大蔵大臣が昨今非常にのばせて、いる
ので、これに大衝撃を與えて、大いに勉
強させる必要を認め、又一方ではその
政策の一つに勤労といふのがあるので、
社会党と提携して警鐘を乱打し、猛追
撃をする意味で反対したのである。そ
うして予算委員会で反対したその興奮
と感激の抜け切れないうちに本会議に
おける反対討論の通告をしたのである
とのことである。それではどうして本
会議の表决に賛成投票をされたのかと
いう点につきましては、同君は、すで
に予算委員会においては政府原案を否
決し、吉田内閣も參議院においては弱
いものであるので、弱い者をいじめる
のは小川君の政策の中の博愛という政
策に反することなると共に、(笑)動

労という政策からは反対すべきであるが、本予算に対しても親米に白、博愛も曰、勤労は苦であるが故に、贅否の比率は二対一であり、結局賛成したのであるとのことであります。又当日前中に、同君は與党、野党各派の議員の登院数を算定して、才でに予算の成立を見越して、自分の一票はどちらに入れても全般には影響をもたらさないものと判断し、同君の言葉を借りれば、博愛主義から言えば、すでに野党さんは御奉公は済んだので、今度は與党側に一票入れてもいいと思つていいなどといふこと、及び日本の現状からして、又親米政治家としての立場からして、白票を投ずることが妥当であると信じたからであるとも述べているのであります。又同君の言によりますると、予算採決の当日、同君の控室には國鐵労組の人達が予算反対の懇請に多数見えていたのであるが、その労組から発行している新聞によれば、大隈參議院議員選舉に際して、その労組の支持する人名の中に小川友三の名前は載つていなかつたので、敢てその懇請を受入れる氣にならなかつたと申されておりますのであります。又同君は去る昭和二十三年十二月の給與法の審議に當つて、委員会における同君の表决と本会議のそれとが異なつて、君子約束したのだと申されてゐるのであります。然ならば、君子の約束を行なつたのであるかといふ点につきましては、一委員から質問に対しましては、二段目の討論が済んでから表決に至ります。

での間においてあると言われ、又一委員によつて明瞭かにせられたところによりますと、青、白二票を共にポケットに入れて登壇し、遂に白票を出したのであるとも答えられております。従つて同君が先に述べられたように、賛成の意思を持たれに至つたこととの間に時間的に明確な区別を知るうとすることは困難で、同君が一委員よりのこの点の矛盾についての質問に対しまして、常にジグザグコースを辿つていたのであると答へられたのであります。それでは、こうした事犯について小川君の現在の心境はどうであるのかといふ委員の質問に対しても、小川君は、委員会の表决と本会議の表决が異なつたことは以前にもあつたことであるし、悪いことであるとは思つていなかつたが、それがいけないならば改め、又は発言中不適当な言葉があつたらこれを取消し、更に青白二票を所持して登壇するようなことは今後は慎む旨を述べられ、更に懲罰事犯として付託されたということを聞いた際には、議員の投票権にまで干渉するのか、ちよつと意外であつた旨も述べられたのであります。

ことがある。そこでどこでも手を出せば握手するという主義があるので、降壇してから握手したことは沢山あるが、当日は降壇してから握手はしなかつた。ただ近道をせずにふら／＼廻つて行つて、「よ／＼」と言つて通つただけであるとのことあります。又、現内閣の閣僚との関係についての質問に対する同君の答弁は、現閣僚の中で最もよくこちらへ来いと言わられるのは総理大臣である。吉田總理は昭和二十三年の二月十一日参議院の首相指名の際二票勝つたときに、小川友三君のお蔭であるということを感じたしまして、翌日お茶を飲みに来いといふので、車をよこして呉れました。君はなか／＼政治家だ、民自党に正式に入党しなさいといふことを言われました。私は小なりと雖も一党の總裁ですから、あなたたは七十二歳で大きいけれども、私は四十五歳なんだから、後三十年もやれば民自党は負かしてしまう。ほ／＼、なか／＼君は面白い男だ。面白いじゃない、そぞういう信念で闘つているのですから、私は民自党には入りません。あなたが親米自党にすれば入りましようと、こちやつたわけです。元来私は親米政治家で、博愛で勤労党であるからこそ、票が入るのである。だから民自党に入ればその票が落ちてしまふし、又特異の行き方であるから入党はしないといふことで、私はお断わりした云々と答え、又同君は、山口國務相と食堂において懇談したとの新聞報道に関して、

走になつたことはない。自分の酒を飲んだのであると弁明され、又その際の談話の内容についての質疑に對しては、一山口君と会つて、何だこれが山口かというので、こんなのが大臣になれるなら俺も直きになれるような気がしたのです。そこで、小川君今度はどうするのだと言うから、それはあなた、一党の総裁だから私は白紙だよと言つたので、他に何にも言つておりますんと述べ、更に同君の感じとしては、山口國務相との意見は、六〇%くらいは賛成投票を要求されたのだと思つたとの答弁であります。次に或る自由党の有力者から同君に対して政務次官に推薦することに盡力するとの話があつたといふことにつまましては、今日まで票が決戦になると何十回となく風評を立てられたことがあります。最近も冗談で言われたことはあるが聞き流しているので、誰が言つたか覚えていないとの答弁があり、又同様の趣旨の書付けを四月二日の予算委員会開会当日同僚議員に見せられたといふことについての同君の答弁は、現内閣は自由党員でなければならない大臣にも政務次官にもなれないと思う。自分の党を解体してまで自由党に入党することは、以前から勧められてはいたが、政務次官ということよりも飛び込む気にはなれない。それについては何の証明も貰っていないことのことであり、更に同君が示した書付書では、同君が自分で自分の便箋にボールペンで書いたものであり、いわば落書きであり、その署名の氏名は同君が在記憶しておらず、且つ捺印は自分の判を三ヶ所に押したものである、との

ことでありましたが、この点に関しては伊達議員より、同君が自分で朗説されたのであるが、内容は大体そのようないふたと記憶する、又その書類には三つぐらい捺印してあつたと思うとの御証言がありました。又このような誤解を産み易いことをみずからされた理由につきましては、同君の言葉を借りて申しますると、ちよい／＼漫談をやりに各教室で行つてゐるので、懇意な伊達議員、田村議員に対しまして、道化半分に漫談的にやつたことで、断して他意はないとの答弁であります。更に総会及び自由党所属議員と予算問題に関連する投票権の行使について話をされたことがあつたのではないかとの疑点、採決のあつた本会議閉会の直前、衆議院の議員と自由党幹部室前において談合されたこと、或いは本会議における討論及び投票の後に同僚議員が注意したのに対し、最後まで賛否を不明にしてダークホースで行くと言われたこと、並びに懲罰が恐くて大政治家になれるかと言われたなどのこと等に關しましては、同君は、すべてそのような事実のないことを述べられ、否定をされたのであります。又同君が議場閉鎖になると同時に逃亡的な行動をされた事実については、本人はこれを認め、玄関にエンジンをかけた自動車を待たせてあつたとのことであります。かかる行動をされましたゆえんは、同君が賛否いずれに投票されましても、いわゆる左右両派のいづれの人々から暴行を加えられる運命にあつたことを感ぜられたからであると言われ、又この同君の不安に対する院内警備は信頼するに足りなかつたとも述

院の名譽のために同君に除名の懲罰を科すべきであるとの趣旨の討論がございました。次に綠風会の松井道夫君は、議員の生命である本会議の増上において、國民との公約を即刻に変更しかして恬として恥じざることは、國民を補著し、議院の名譽を傷ける行為であり、政治道德上許し難いことである、かかる行為は議員としての自殺行為であり、過去においてもその例なく、又将来においても恐らくあり得ない行為であると思う。よつて小川友三君には除名の懲罰を科すべしとの趣旨の討論がございました。最後に綠風会の小杉イ子委員から、前二者と同様の理由、並びに小川君には虚偽の言動が多く、同君が引続議員となつておることは国政上の損害であり、當面には議事の運営を妨害するものである。以上の理由によつて同君を除名すべきであるとの趣旨の討論がございました。

かくて討論を終り、採決の結果、全会一致を以て議員小川友三君に対し国会法第二百二十二條第四款により除名すべきものと議決した次第であります。以上を以ちまして、議員小川友三君の懲罰事犯に関する本委員会の審査の経過並びに結果についての御報告を終ります。(拍手)。

○議長(佐藤尚武君) 小川友三君から一身上の弁明を求められましたから許可いたします。暫らくお待ち下さい。(聞く必要なし」と呼ぶ者あり) 小川友三君の登壇を許します。

「小川友三君登壇、拍手、「今日まで酒を飲んでいるのか」と呼ぶ者あり」

Digitized by srujanika@gmail.com

私の懲罰の件の一身上の弁明を申上げ
ます。

私は親米博愛労働党の党首でござります。親米博愛運動としまして終戦の三日目からその運動を展開いたしまして、占領下の現在を最もよく認識をして

まして、そして現在占領せられておるということを忘れないで、マツカーサー元帥を中心とし、現在吉田内閣が占領政策の一指導の政府としまして、占領政策に最も従順に、最も国民

との間を緊密に連絡をしまして政策統一を樹立せられておる点につきましては、吉田内閣に対しまして満腔の限りなき敬意を表するものであります。(笑声) 又自由党各議員諸公に対しましても限りなき感謝の意を表する次第であります。又緑風会の自由党を支持せられたところの議員各位に対しましても満腔の敬意を表するものであります。(笑声)

○議長（佐藤尚武君） 小川君、一身上の分明の範囲を越えないよう願います。曾て……

○小川友三君（継） そこで今回三日にしては、私は占領せられておる諸般の情勢から判断をいたしまして、この予算を參議院において本会議で通さなかつた場合どうなるか。國家公務員さんの俸給の支拂は延び、食糧公團の支拂は延び、この一日に恩給を受ける人が貰えないで、又幾百万、幾千万の同額が迷惑をすることであることを私は聞く信ずると同時に、飽くまでも占領せられておるという現状を把握しまして、私は政府支持の白色票を命がけで投票したのでござります。（笑）この行為

が、今後私がたとえ除名になつたとしても、占領せられておるところの国

民が、占領軍最高司令官マツカーサー元帥閣下の指揮に反しないで、そうして従順にやつたという歴史が不滅に燐として私は残ると固く信じておるの

であります。（笑声）予算案につきましては、幾多訂正する点もあると思いますので、その点につきましては委員会或いは分科会におきまして闘つたのをございます。私は投票の後で社会党の椎

井康雄君にエレベーター前で以て背後
い投げを食いました。（笑）併し私は
親米博愛党です。博愛の精神を以て、こ
の人を告発するとか懲罰にかけるとか
いふような不人情のことをしません。
興奮の結果つたことはこれは許して
やるのが当然博愛の精神であり、なら
ぬ堪忍をするが本当の堪忍と私は教え

られておるのでありますから、(笑)が暴力を行うところの社会党の議員さんががたつた一人あるために、社会党さんが暴力政党の烙印を押されるといふことは社会党に対しても済まないと私は思いまして、そうした告発もしていくのでございます。私はこの予算問題の審議に当りますて、占領されておる国民として最も正しい行き方をこの本会議場におきまして実行したものと確信をいたしておる次第でござります。私はこの席におきまして、占領軍司令官のマクカーサー元帥閣下の万歳、吉田内閣の万歳、自由党的万歳、綠風会の万歳をいたしまして、私は一身上の……

す。（「大変いい一身上の弁明だ、よく分つたよ、それで」と呼ぶ者あり）

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もな
ければ、これより本件の採決をいたし
ます。本件の表決は記名投票を以て行
います。委員長の報告は除名でござい

ます。除名に賛成の諸君は白色票を
反対の諸君は青色票を、御登壇の上御
投票を願います。氏名点呼を行いま
す。議場の閉鎖を命じます。

○議長(佐藤萬武君) 投票漏れはございませんか。投票漏れではないと認めます。これより開票いたします。投票を計算いたさせます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

○議長(佐藤尚武君) 投票の結果を報告いたします。投票総数百二十八票、白色裏面即ち除名を可とするもの百十八票、青色裏面即ち除名を否とするもの十票、除名を可とするものは出席議員の三分の二以上でござります。よつて議員小川友三君は除名することに決せられました。

〔參照〕	
贊成者(白色票)氏名	百十八名
赤澤	與仁君
安部	定君
大山	安君
河井	彌八君
來馬	琢道君
島村	重次君
伊達源一郎君	高橋龍太郎君
北條	德川宗敏君
秀一君	櫻橋貞六郎君
阿竹齋次郎君	飯田精太郎君
岡部常君	楠見義則君
西郷吉之助君	西郷吉之助君

松井 道夫君
山本 勇造君
山崎 結城
恒君 安次君

伊藤 保平君
宇都宮 登君
鍛田 逸郎君
小宮山 常吉君
鈴木 直人君
小野 哲君
小杉 イ子君

野田	俊作君	竹下	豈次君
久松	定武君	波多野林一君	櫛崎高作君
松村貞一郎君	一松政二君		
村上	義一君	三島通陽君	
	岩本	月洲君	

島津	忠彦君	義臣君	横尾
城			
黒田	英雄君	平沼彌太郎君	龍君
草薙	隆圓君	柴田 政次君	
石原幹市郎君		松野 喜内君	
佐々木鹿藏君		藤井 新一君	
深水 六郎君		伊東 隆治君	
藤森 真治君		西山 魁七君	

小林	勝馬君	竹中	七郎君
林屋道次郎君		小弔	清一君
大隈	信幸君	門屋	盛一君
中井	光次君	油井賀太郎君	
木内	キヤウ君	高橋	啓君
櫻内	辰郎君	安達	良助君
島田	千齋君	吉田	法晴君
木内	四郎君	谷口彌三郎君	
利勝君		塚本	重藏君

千葉 信君 堀 真琴君
姫井 伊介君 力二工邦彦君

小泉秀吉君
千田正君
藤田芳雄君
伊藤修君
太田幸一君
大野敏兒君

佐々木良作君	中平常太郎君
原 虎一君	丹羽 五郎君
三木 治朗君	中村 正雄君
木下 源吉君	波多野 勝蔵君
門田 定藏君	鹿君

反对者	(青色票)	氏名	十名
赤木	正雄君	大尾	晋三君
川村	松助君	小林	英三君
寺尾	豊君	遠山	丙市君
加藤常太郎君		石坂	豊一君
池田七郎兵衛君		廣瀬	兵衛君

（以下略）議長（佐藤尚武君） 日程第一、精神衛生法案案中山壽彦君外十四名発議を議題といたします。先づ委員長の報告を求めます。厚生委員会理事藤森貞治

精神衛生法案
右成規により発議する。
昭和二十五年三月三十一日
発議者
中山 審彦
塚本 重蔵
中平常太郎
谷口彌三郎
山下 義信
小杉 イ各
今泉 政喜

�冈元 勲人 石原幹市郎	穂積寅六郎
参議院議長佐藤尚武殿	精神衛生法
日本	第一條 (この法律の目的)
第一章 総則(第一條—第三條)	第二十九條 (精神衛生鑑定医の診療)
第一條 (この法律の目的)	第二十九條 (知事による入院措置)
第二條 (國及び地方公共団体の義務)	第三十條 (費用の負担及び補助)
第三條 (定義)	第三十一條 (費用の徴収)
第二章 施設(第四條—第十一條)	第三十二條 (訴願)
第四條 (都道府県立精神病院)	第三十三條 (保護義務者の同意による入院)
第五條 (指定病院)	第三十四條 (仮入院)
第六條 (國の補助)	第三十五條 (家庭裁判所の許可)
第七條 (精神衛生相談所)	第三十六條 (届出)
第八條 (國の補助)	第三十七條 (知事の審査)
第九條 (許可)	第三十八條 (行動の制限)
第十條 (名称の独立)	第三十九條 (無断退去者に対する措置)
第十一條 (兩割規定)	第四十条 (退院及び仮退院)
第十二條 (省令への委任)	第四十一條 (保護義務者の引取義務等)
第三章 精神衛生審議会(第十三條—第十七條)	第四十二条 (知事の審査)
第十三條 (認置)	第四十三条 (保護拘束)
第十四條 (委員の数、任期及び任命)	第四十四条 (保護拘束の期間)
第十五條 (第十六條 (権限)	第四十五条 (指導)
第十七條 (省令への委任)	第四十六条 (保護拘束の変更及び廃止)
第四章 精神衛生鑑定医(第十八條—第十九條)	第五章 医療及び保護(第二十一条—第五十條)
第十八條 (精神衛生鑑定医)	第十九條 (実費弁償及び報酬)
第十九條 (実費弁償及び報酬する措置)	第二十条 第二十一條 (保護義務者)
第二十二條 (診察及び保護の義務)	第二十三條 (刑又は保護処分の申請)
第二十四条 (警察官の通報等)	附則
3 この法律施行の際、現に存する都道府県の設置している精神病院	1. (この法律の目的) (指定病院)
については、前項の規定による承認があつたものとみなす。	2. (国) 都道府県及び指定市が前項の施設を設置したときは、その設置及び運営に要する経費に対して、政令の定めるところにより、その三分の一を補助する。
2 精神衛生に関する知識の普及を図る施設とする。	3. (国) 都道府県又は指定市が前項の施設を設置したときは、厚生大臣の許可を受けるときは、厚生大臣の許可を受けなければならない。
2 前項の規定に違反した者は、五千元以下の過料に処する。	4. (国) 都道府県及び指定市以外の者は、精神衛生相談所を設置しようとするときは、厚生大臣の許可を受けなければならない。
2 前項の規定に違反した者は、五千元以下の過料に処する。	5. (国) 都道府県及び指定市以外の者は、精神衛生相談所を設置しようとするときは、厚生大臣の許可を受けなければならない。
2 前項の規定に違反した者は、五千元以下の過料に処する。	6. (国) 都道府県が設置する精神病院又は精神病院以外の病院の設置による指定病院がある場合においては、厚生大臣の承認を得て、その設置を延期することができる。
2 前項の規定に違反した者は、五千元以下の過料に処する。	7. (国) 都道府県は、精神病院を設置しなければならない。但し、第五条の規定による指定病院がある場合においては、厚生大臣の承認を得て、その設置を延期することができる。
2 前項の規定に違反した者は、五千元以下の過料に処する。	8. (国) 都道府県は、精神病院を設置する場合は、精神病院の設置及び運営に該する精神病室の設置及び運営(第三十條の規定による場合を除く。)に要する経費に対して、政令の定めるところにより、その三分の一を補助する。
2 前項の規定に違反した者は、五千元以下の過料に処する。	9. (国) 都道府県は、精神病院を設置する場合は、精神病院の設置及び運営に該する精神病室の設置及び運営(第三十條の規定による場合を除く。)に要する経費に対して、政令の定めるところにより、その三分の一を補助する。
2 前項の規定に違反した者は、五千元以下の過料に処する。	10. (国) 都道府県又は保健所法(昭和二十一年法律第二百一号)第一條の規定に基く政令で定める市(以下「指定市」という。)は、厚生大臣の承認を受けて精神衛生相談所を設置することができる。
2 精神衛生相談所は、精神衛生に関する相談及び指導を行い、又、	11. (国) この法律で定めるものの他設置計画の概要について厚生大臣の承認を受けた精神衛生相談所は、省令で定める。
(設置)	12. (国) この法律で定めるもの外、精神衛生相談所に関する必要な事項は、省令で定める。
第十三條 精神衛生に関する事項を	13. (国) 精神衛生に関する知識の普及を図る施設とする。

調査審議させるため、厚生省の附属機関として精神衛生審議会を置く。

(委員の数、任期及び任命)

第十四条 精神衛生審議会の委員は十五人とし、その任期は三年とする。

2 委員は、精神衛生に関する知識経験ある者及び関係行政機関の公務員のうちから、厚生大臣が任命する。(権限)

第十五条 精神衛生審議会は厚生大臣の諸問題に答える外、精神障害に関する原因の除去、精神障害者の診察及び治療の方法の改善、精神障害者発生の予防措置その他精神衛生に関する事項に関して関係大臣に意見を呈申する。

第十六条 精神衛生審議会は、関係行政機関に対し所屬職員の出席、説明及び資料の提出を求めることができる。(省令への委任)

第十七条 精神衛生審議会の運営に關し必要な事項は、省令で定める。

第四章 精神衛生鑑定医

(精神衛生鑑定医)

第十八条 厚生大臣は、精神障害の診断又は治療に關し少くとも三年以上の経験がある医師のうちから、その同意を得て精神衛生鑑定医を指定する。

2 精神衛生鑑定医は、都道府県知事の監督のもとに、この法律の施行に關し精神障害の有無並びに精神障害者につきその治療及び保護

を行ふ上において入院を必要とするかどうかの判定を行う。

3 精神衛生鑑定医は、前項の職務の執行に關しては法令により公務に従事する職員とみなす。

(費用弁償及び報酬)

第十九條 都道府県知事は、精神衛生鑑定医に対し精神障害に関する診察をさせたときは、条例の定めによるところにより、その診察に要した実費を弁償し、且つ、相当額の報酬を支給する。

第五章 医療及び保護

(保護義務者)

第二十条 精神障害者については、その後見人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者が保護義務者となる。但し、左の各号の一に該当する者は保護義務者とならない。

一 行方の知れない者

二 当該精神障害者に対する訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族

三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人又は保佐人

四 破産者

五 禁治産者及び準禁治産者

六 未成年者

七 保護義務者が数人ある場合において、その義務を行はべき順位は、左の通りとする。但し、本人の保護のため特に必要があると認められる場合には、後見人以外の者について家庭裁判所は利害關係人のある者を知つた者は、誰でも、その者について精神衛生鑑定医の診察及び必要な保護を都道府県知事に申請することができる。

一 後見人

二 配偶者

三 親権を行う者

四 前二号の者以外の扶養義務者

のうちから家庭裁判所が選任した者

3 前項但書の規定による順位の変更及び同項第四号の規定による選任は家事裁判法(昭和二十二年法律第百五十二号)の適用については、同法第九條第一項甲類に掲げる事項とみなす。

第二十一條 前條第二項各号の保護義務者がないときはこれら保護義務者がその義務を行うことができないときはその精神障害者の居住地を管轄する市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)居住地がないか又は明らかでないときはその精神障害者の現在地を管轄する市町村長が保護義務者となる。

第二十二条 保護義務者は、精神障害者に治療を受けさせるとともに、精神障害者が自身を傷つけ又は他人に害を及ぼさないように監督し、且つ、精神障害者の財産上の利益を保護しなければならない。

3 虐偽の事実を真として第一項の申

請をした者は、六ヶ月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

4 虐偽の事実を真として第一項の申

請をした者は、六ヶ月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

5 虐偽の事実を真として第一項の申

請をした者は、六ヶ月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

6 虐偽の事実を真として第一項の申

請をした者は、六ヶ月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

7 虐偽の事実を真として第一項の申

請をした者は、六ヶ月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

8 虐偽の事実を真として第一項の申

請をした者は、六ヶ月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

9 虐偽の事実を真として第一項の申

請をした者は、六ヶ月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

10 虐偽の事実を真として第一項の申

請をした者は、六ヶ月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

11 虐偽の事実を真として第一項の申

請をした者は、六ヶ月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

12 虐偽の事実を真として第一項の申

請をした者は、六ヶ月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

13 虐偽の事実を真として第一項の申

請をした者は、六ヶ月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

14 虐偽の事実を真として第一項の申

請をした者は、六ヶ月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

15 虐偽の事実を真として第一項の申

請をした者は、六ヶ月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

16 虐偽の事実を真として第一項の申

請をした者は、六ヶ月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

17 虐偽の事実を真として第一項の申

請をした者は、六ヶ月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

18 虐偽の事実を真として第一項の申

請をした者は、六ヶ月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

19 虐偽の事実を真として第一項の申

請をした者は、六ヶ月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

2 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。

3 申請者の住所、氏名及び生年月日及び生年月日

4 現に本人の保護の任に當つている者があるときはその者の住所及び氏名

5 申訴者の住所、氏名及び生年月日及び生年月日

6 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。

7 申請者の住所、氏名及び生年月日及び生年月日

8 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。

9 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。

10 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。

11 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。

12 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。

13 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。

14 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。

15 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。

16 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。

17 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。

18 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。

19 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。

20 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。

21 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。

22 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。

23 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。

24 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。

25 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。

26 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。

27 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を絏て都道府県知事に提出しなければならない。

28 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。

29 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を絏て都道府県知事に提出しなければならない。

30 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を絏て都道府県知事に提出しなければならない。

31 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を絏て都道府県知事に提出しなければならない。

32 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を絏て都道府県知事に提出しなければならない。

33 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を絏て都道府県知事に提出しなければならない。

34 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を絏て都道府県知事に提出しなければならない。

35 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を絏て都道府県知事に提出しなければならない。

36 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を絏て都道府県知事に提出しなければならない。

37 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を絏て都道府県知事に提出しなければならない。

(矯正保護施設の長の通報)
第二十六條 矯正保護施設の長の通報
刑務所、少年刑務所、少年院及び少年保護鑑別所をいう。以下同じ。
1) 矯正保護施設の所在地の都道府県知事(帰住地がない場合は、当該矯正保護施設の所在地)の長は、精神障害者又はその疑のある収容者を放逐、退院又は退所させようとするときは、あらかじめ、左の事項を本人の帰住地(矯正保護施設の所在地)の都道府県知事に通報しなければならない。
2) 本人の帰住地、氏名、性別及び生年月日

3) 申訴者の住所、氏名及び生年月日

4) 引取人の住所及び姓

5) 生年月日

6) 症状の概要

7) 釈放、退院又は退所の年月日

8) 申訴の件及び申訴の年月日

9) 引取人の住所及び姓

10) 精神衛生鑑定医の診察

11) 引取人の住所及び姓

12) 都道府県知事は、前項の規定により申請又は通報のある者を保護した場合においては、直ちに、もよよりの保健所長

13) 診察をさせる場合には、当該更員を立ち合わせなければならない。

14) 引取人の住所及び姓

15) 精神衛生鑑定医及び前項の当該更員は、直ちに、もよよりの保健所長

16) 診察をさせる場合には、当該更員を立ち合わせなければならない。

17) 精神衛生鑑定医及び前項の当該更員は、直ちに、もよよりの保健所長

18) 診察をさせる場合には、当該更員を立ち合わせなければならない。

19) 精神衛生鑑定医及び前項の当該更員は、直ちに、もよよりの保健所長

20) 診察をさせる場合には、当該更員を立ち合わせなければならない。

21) 精神衛生鑑定医及び前項の当該更員は、直ちに、もよよりの保健所長

22) 診察をさせる場合には、当該更員を立ち合わせなければならない。

23) 精神衛生鑑定医及び前項の当該更員は、直ちに、もよよりの保健所長

24) 診察をさせる場合には、当該更員を立ち合わせなければならない。

25) 精神衛生鑑定医及び前項の当該更員は、直ちに、もよよりの保健所長

26) 診察をさせる場合には、当該更員を立ち合わせなければならない。

27) 精神衛生鑑定医及び前項の当該更員は、直ちに、もよよりの保健所長

28) 診察をさせる場合には、当該更員を立ち合わせなければならない。

29) 精神衛生鑑定医及び前項の当該更員は、直ちに、もよよりの保健所長

30) 診察をさせる場合には、当該更員を立ち合わせなければならない。

31) 精神衛生鑑定医及び前項の当該更員は、直ちに、もよよりの保健所長

32) 診察をさせる場合には、当該更員を立ち合わせなければならない。

33) 精神衛生鑑定医及び前項の当該更員は、直ちに、もよよりの保健所長

34) 診察をさせる場合には、当該更員を立ち合わせなければならない。

は、必要に応じ、当該更員又は都道府県知事が指定した医師をしてその者を訪問し精神衛生に関する適当な指導をさせなければならぬ。

(保護拘束)

第四十三條 自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれのある精神障害者で入院を要するものがある場合において、直ちにその者を精神病院に収容することができないやむを得ない事情があるときは、精神障害者の保護義務者は、都道府県知事の許可を得て、精神病院に入院させるまでの間、精神病院以外の場所で保護拘束をすることができる。

2 前項の許可を得ようとする者は、左の事項を記載した申請書に健所長を経て都道府県知事に申請しなければならない。

一 本人の住所、氏名、性別及び生年月日
二 保護拘束をした者の住所、氏名及び統稱
三 保護拘束の理由
四 保護拘束の場所
五 保護拘束開始の年月日及び時刻

六 保護拘束の方法

3 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、すみやかに、精神衛生鑑定医に診察をさせた上許可するかどうかを決定し、その結果を申請者に通知しなければならない。前項の規定により許可をするに

は、二人以上の精神衛生鑑定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、且つ、医療及び保護のために入院をさせなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各精神衛生鑑定医の診察の結果が一致した場合でなければならない。

（保護拘束の期間）

第四十四條 保護拘束の期間は、保護拘束を始めた日から起算して二箇月を超えることができない。

2 都道府県知事は、前項の期間内に、当該精神障害者で引き続き保護拘束の必要があるものについて神病院又は指定病院に収容する措置をとらなければならない。（指導）

第四十五條 都道府県知事は、保護拘束を行う者に対して当該更員又は都道府県知事が指定した医師をして保護拘束の場所、施設、方法として保護拘束の場所、施設、方法として保護拘束を行つて適当な指導をさせなければならない。

2 正當な理由がなく前項の指導に従わなかつた者は、二万円以下の罰金に処する。

（保護拘束の変更及び廃止）

第四十六條 保護拘束を行つ者が保護拘束の場所又は方法を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。
2 保護拘束を行つ者が保護拘束を廃止したときは、三日以内に廃止の年月日及び時刻をもよりの保健

所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定に違反した者は五万円以下の罰金に処し、第二項の規定に違反した者は五千円以下の過料に処する。

（行方不明者に対する措置）

第四十七條 保護拘束を受けている者が行方不明になつたときは、保護拘束を行つている者は、すみやかに、その旨をもよりの保健所長を経て都道府県知事に届け出るとともに、もよりの警察署長に届け出てその探索を求めるなければならない。

2 前項の届書には左の事項を記載しなければならない。
一 本人の住所、氏名、性別及び生年月日
二 症状の概要
三 保護拘束を行つている者の住所及び氏名
四 本人を発見するための参考となるべき人相、服装その他の事項
五 行方不明になつた年月日及び時刻

（施設以外の収容禁止）

第四十八條 第四十三條の規定による保護拘束を行ふ場合の外は、精神病院又は他の法律により精神障害者を収容することのできる施設以外の場所に精神障害者を収容してはならない。

2 この法律施行の際、現に精神病院又は保健所長が精神衛生鑑定医を指定期間を設置し、増築し、改築し、若しくはその設置を延期しようとする場合又は都道府県知事の医療及び保護のために支出する費用は、当該精神障害者又はその扶養義務者が負担する。

神病院に入院させることができないやむを得ない事情があるとき限り、この法律施行後一年間從前の例によることができる。

（医療及び保護の費用）

第四十九條 保護義務者が精神障害者に医療及び保護のために支払う費用は、当該精神障害者又はその扶養義務者が負担する。

2 第二十一條の規定によつて市町村長が保護義務者となる場合において、その医療及び保護に要する費用について当該精神障害者又はその扶養義務者が負担することができないときは、その保護を行つた市町村（特別区を含む。）を管轄する都道府県がその費用を負担する。

（刑又は保護处分の執行との關係）

二十七条の二 都道府県又は保健所法（昭和二十二年法律第百一号）第一條の規定に基く政令で定める市（以下「指定市」という。）が精神衛生相談所を設置しようとする場合にこれを承認すること。

二十七条の三 国、都道府県及び指定市以外の者が精神衛生相談所を設置しようとする場合にこれを承認すること。

二十七条の四 精神衛生法に基づき、精神衛生鑑定医を指定する場合にこれを許可すること。

二十七条の五 計画的・系統的に精神衛生の充実を図るための施設の設置を認める場合にこれを許可すること。

二十七条の六 精神衛生法に基づき、精神衛生鑑定医を指定する場合にこれを許可すること。

二十七条の七 精神衛生法に基づき、精神衛生鑑定医を指定する場合にこれを許可すること。

二十七条の八 精神衛生法に基づき、精神衛生鑑定医を指定する場合にこれを許可すること。

二十七条の九 精神衛生法に基づき、精神衛生鑑定医を指定する場合にこれを許可すること。

二十七条の十 精神衛生法に基づき、精神衛生鑑定医を指定する場合にこれを許可すること。

二十七条の十一 精神衛生法に基づき、精神衛生鑑定医を指定する場合にこれを許可すること。

二十七条の十二 精神衛生法に基づき、精神衛生鑑定医を指定する場合にこれを許可すること。

二十七条の十三 精神衛生法に基づき、精神衛生鑑定医を指定する場合にこれを許可すること。

二十七条の十四 精神衛生法に基づき、精神衛生鑑定医を指定する場合にこれを許可すること。

二十七条の十五 精神衛生法に基づき、精神衛生鑑定医を指定する場合にこれを許可すること。

うに改正する。

第五條中第二十七号を次のよう改める。

二十七 条 都道府県が精神病院を設置し、増築し、改築し、若しくはその設置を延期しようとする場合又は都道府県知事の医療及び保護のために支払う費用は、当該精神障害者又はその扶養義務者が負担する。

（精神衛生鑑定医の指定）

二十七条の二 都道府県又は保健所法（昭和二十二年法律第百一号）第一條の規定に基く政令で定める市（以下「指定市」といふ。）が精神衛生相談所を設置しようとする場合にこれを承認すること。

二十七条の三 国、都道府県及び指定市以外の者が精神衛生相談所を設置しようとする場合にこれを承認すること。

二十七条の四 精神衛生法に基づき、精神衛生鑑定医を指定する場合にこれを許可すること。

二十七条の五 計画的・系統的に精神衛生の充実を図るための施設の設置を認める場合にこれを許可すること。

二十七条の六 精神衛生法に基づき、精神衛生鑑定医を指定する場合にこれを許可すること。

二十七条の七 精神衛生法に基づき、精神衛生鑑定医を指定する場合にこれを許可すること。

二十七条の八 精神衛生法に基づき、精神衛生鑑定医を指定する場合にこれを許可すること。

二十七条の九 精神衛生法に基づき、精神衛生鑑定医を指定する場合にこれを許可すること。

二十七条の十 精神衛生法に基づき、精神衛生鑑定医を指定する場合にこれを許可すること。

二十七条の十一 精神衛生法に基づき、精神衛生鑑定医を指定する場合にこれを許可すること。

二十七条の十二 精神衛生法に基づき、精神衛生鑑定医を指定する場合にこれを許可すること。

二十七条の十三 精神衛生法に基づき、精神衛生鑑定医を指定する場合にこれを許可すること。

二十七条の十四 精神衛生法に基づき、精神衛生鑑定医を指定する場合にこれを許可すること。

二十七条の十五 精神衛生法に基づき、精神衛生鑑定医を指定する場合にこれを許可すること。

二十七条の十六 精神衛生法に基づき、精神衛生鑑定医を指定する場合にこれを許可すること。

（五百五十二号）の一部を次のよ
うに改正する。

第九條第一項甲類第十九号由「、監置等」を削る。

〔藤森真治君登壇、拍手

精神衛生法案は、本院厚生委員会全員賛成で
並びに中山、谷口両議員の提出法案で
ありまして、一昨五日の厚生委員会で
おきまして中山壽彦議員より提案の理由
由及び内容の説明がありました。その
審議の経過並びに結果について御報告
申上げます。

先づ本案の提出理由及びその内容の大要について簡単に御説明申上げますと、現在精神衛生に関する法律として、精神病院法の二つがあります。精神病者監護法は明治三十三年の制定にかかるものであり、又精神病院法は大正八年に作られたものです。前者につきましては制定されましてから五十一年間、後者につきましては制定後三十三年間、その間まだ一回も改正を見ずして今日に至つておるのであります。当時の精神病者の推定数は十万乃至二十万人とと言われておりますが、今日におきましてはその数が六十四万人に及び、尚今回の法案で、精神障害者として対象としたいたしました精神薄弱者及び精神病質者をも加えますと実に三百三十四万人乃至四百万人の多数になるのでござります。かようにして精神衛生の面における治療及び保護の対象が増加いたし、又精神医学もその間に急速の進歩をいたして來ましたにも拘わらず、これを規律する法律は未だに明治時代の間の衣を着たままであつたのであります。

法であります。精神病者監護法は専ら精神病者の保護を主たる内容とするものであります。題名は監護法であります。精神病者監護法は、實質は精神病者の保護を主たる内容とするものであります。精神病者監護法とも言つべきものであります。即ち精神病者を監護できる者を保護する者に於ける権利を規定する法律であります。精神病者監護法は、精神病院を府県に設置して、犯罪傾向のある精神病者、身寄のない精神病者を先ず收容することとしています。精神病院法は、精神病院のベッド数は二万床を持つに過ぎません。歐米における施設は人口二百人乃至五百人に対して一ベッドの率で整備いたしております。この二つの法律によつて、これまでの精神衛生行政の現状を見ますと、現在全国における公立及び私立に代用される精神病院のベッド数は二万床を持つに過ぎません。歐米における施設は人口二百人乃至五百人に対して一ベッドの率で整備いたしておりますが、我が国の現状は人口四千人に対して一ベッドの率であります。健やかの十分の一を満たすに過ぎないのであります。このベッド数の不足から、現在病院に收容することができず、座敷牢にある者の数は二千六百七十一人であります。これは国際水準に比べますと未だその十分の一を満たすに過ぎないのであります。このベッド数の不足から、現在病院に收容することができず、座敷牢にある者と並んで精神衛生が不可欠であることは申しません。それは始から車の両輪とも言つべきであることは申します。精神衛生法案は、この立ち遅れであります。

且つ取残されて來た精神衛生行政の責任を一刻も早く前進させまして、心身共に健康なバランスのとれた国民社会が達成されることを願つておるものにならぬのであります。

次に本法案の大要について申上げます。すると、第一に、苟くも正常な社会生活を破壊する危険のある精神障害者一般をこの法案の対象として掲むことにいたしました。即ち從来の狹義の精神病患者だけでなく、精神薄弱者及び精神病質者をもこれに加えたのであります。第二は、從来の座敷牢による私監置の制度を廃止して、長期に亘つて、自由を拘束する必要のある精神障害者は、これは精神病院又は精神病室に收容することを原則としたものであります。これがために精神病院の設置を都道府県の責任とし、又入院を要する者で経済的能力のない者については都道府県において入院措置を講ずることとし、國家はこれらの場合の一部を補助することにいたしましたのであります。第三は、医療及び保護の必要な精神障害者については、警察官、検察官、刑務所その他の矯正保護施設の長のように職務上精神障害者となる者のなきよう、國民のすべてが努力する体制を作りたいと考えておられます。そこで、精神病院への収容に当たる卫生鑑定医の制度を新たに設け、二人以上の鑑定の一貫することを病院に求めます。また、精神障害者に対する保護が必要であるに拘わらず與えられざる者のなきよう、國民のすべてが努力する体制を作りたいと考えておられます。第四は、人権保障の措置を柱とし、精神病院への收容に當てては眞の病気以外の理由が介入しないように注意いたしました。即ち精神衛生鑑定医の制度を新たに設け、その

收容の條件としたのであります。第五は、自宅において療養する精神障害者に対する巡回指導の方法を講ずること、外、精神衛生相談所を設けまして、既に、更に進んで精神衛生に関する知識の普及に一段の努力を拂うことといふ目的で、精神衛生行政の改革と一層の改善を図るため精神衛生審議会を厚生省の附屬機關として設置し、關係行政庁及び専門家の協力によつてこの法律の施行の万全を期することといたしました。以上が本法案の主な要點であります。

次に、本法案の審議に当りまして政府当局に要望した事項のうち、主なる点の二三について簡単に申上げますと、第一に、精神障害の原因、症状、治療、予防に關する調査及び研究のセントラルとなり、併せて精神衛生に從事する幹員の訓練を行うための国立精神衛生研究所の設置は予算措置ができるまで延期することになつてゐるので、政府は明二十六年度予算にはこれに要する経費を計上してこの実現に努力されたい。第二には、児童福祉法によつて精神薄弱児の收容施設は全国に極めて少く、又不完備であるので、方法によつても行われるよう取扱われない。第三には、精神病院、指定精神病院等に收容しております患者の処理について、精神衛生研究所を設置することなど、精神衛生のよいよりに嚴重に監督されなければ非常に画期的な發展を見ること心して入院できるよう十分配慮され、遺憾のないように精神衛生行政の運営から、以上の要望事項に対しまして、政府当局からは、第一の点について

になりますので、政府当局といたしましては、二十六年度には是非予算を確保して本法を完璧なものといたすべく努力するという回答がございました。第一の点につきましては、精神弱児については兒童福祉法とも関連があり、そこで極力協力して行きたい。第三の精神病患者の処遇については、従来はよろしくないところもあましたが、最近では段々と改善されおりますが、更に本法の施行によつては、後とも専門監督を厳重にして改めに努力したいとの所見の開陳があつたのであります。

又本法を実施するに当り必要な主なる経費は、精神病院並びに患者の入院に要するものでありますて、昭和二、五年度予算に計上中の一億八百九十一万五千円で凡そ本法の実施は可能なります。尚、精神相談所の設置を要する経費は現在特別に計上されておりませんが、これは運用によつて実現することにしてあります。従いまして本法施行に當つては、政府は細心の留意と最大の熱意を以て十分の効果をあげるよう努力を拂われんことを強く希望したのであります。かくいたしまして、質疑を打切り、討論を省略して、直ちに採決に入りましたところ、原案通り全会一致を以て可決することに決定した次第でございます。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたしました。本案全部を問題に供します。十

本しな 決案・し布奉注て廻るにの三十院た た書ててりてたが薄しへをし

十四歳、結婚年齢は十八歳、被選挙権は二十五年以上であり、更に参議院議員及び都道府県知事の被選挙権は三十岁以上であるように、能力年齢は対象によつて相違するものである。人間の成長期は、医学、心理学、生物学上から、成長期間にある二十五歳までの者を酒害にからぬよう守ることが必要である。第三、從来未成年者禁酒法はまさしく履行されていない。これは政府当局の怠慢である。併しこの法律があるために、未成年者は酒を飲んではならぬことが今日国民の常識となっているのである。そうしてその結果、有形無形に効果を挙げておることを認めなければならない。本法の施行が困難であり、法が守られないとするならば、輕犯罪法においても同様のことが言ひ得る。併しこれは文化国民の常識を示す法律として必要なのである。最近制定せられますところの幾多の法律のうちにも、「努めねばならぬ」というような用語が多く用いられておることは、國民の良識に委ねる立法形式であります。本法の制定は、成立後において、警察の取締による効果よりも、國民の関心が高まり、強力な國民運動の展開による実効が期待される等であります。

委員会は四月四日に質疑を終了し、討論を省略いたしまして、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○謹賀（佐藤尚武君）別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本

案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

す。よつて本案は可決せられました。

（拍手）

○謹賀（佐藤尚武君）過半数と認めま

す。よつて本案は可決せられました。

（拍手）

○謹賀（佐藤尚武君）この際、日程第

三、旧軍港市転換法案（佐々木鹿藏君外二十一名発議）、日程第四、保険業法案の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○謹賀（佐藤尚武君）御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。大蔵委員長木内四郎君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

右成規により発議する。

昭和二十五年三月十八日

発議者

佐々木鹿藏 門屋 盛一

青山 正一 山田 篤男

大隅 審一 伊藤 保平

岩本 月洲 稲垣平太郎

波多野林一 カニエ邦彦

宇都宮 登 大野木秀次郎

尾崎 行輝 山下 義信

松嶋 嘉作 藤野 繁雄

奥 主一郎 岩本 愛祐

鈴木 恵一 小串 清一

浅岡 信夫 三木 治朗

參議院議長佐藤尚武殿

旧軍港市転換法

（目的）

第一條 この法律は、旧軍港市（横須賀市、吳市、佐世保市及び舞鶴市をいふ。以下同じ。）を平和産業港湾都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄與することを目的とする。

第二條 前條の目的を達成するため、旧軍港市を平和産業港湾都市にふさわしいよう建設する計画（以下「計画及び事業」）

第三條 前條の実施する事業（以下「旧軍港市転換事業」といふ。）及びこれを実施する事業（以下「旧軍港市転換事業」といふ。）について、都市計画法（大正八年法律第十九号）又は特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）の適用があるものとする。

（事業の援助）

第三條 国及び地方公共団体の関係諸機関は、旧軍港市転換事業が第一條の目的にてらし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成にできる限りの援助を與えなければならない。

（特別の措置）

第四條 国は、旧軍港市転換事業の用に供するため、旧軍港市の都市計画又は特別都市計画の区域内において有する旧軍用の土地、施設その他の財産（以下「旧軍用財産」という。）を、旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第七十号）の規定により、処理することができる。

第五條 国は、旧軍港市転換事業の用に供するため必要があると認められる場合には、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第

二条に定める外、国は、旧軍用財産を旧軍港市転換計画の実現に寄與するように有効適切に処理しなければならない。

第六條 国は、旧軍港市転換事業の用に供するため必要があると認められる場合には、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第

二十八條に規定する制限にかかるらず、その事業の執行に要する費

用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲りしなければならない。

第七條 その事業の執行に要する費

用を負担する場合においては、国有財産

（昭和二十三年法律第七十三号）第

二十八條に規定する制限にかかる

らず、その事業の執行に要する費

用を負担する場合においては、国有財産

（昭和二十三年法律第七十三号）第

二十八條に規定する制限にかかる

らず、その事業の執行に要する費

用を負担する場合においては、国有財産

（昭和二十三年法律第七十三号）第

二十八條に規定する制限にかかる

らず、その事業の執行に要する費

用を負担する場合においては、国有財産

（昭和二十三年法律第七十三号）第

二十八條に規定する制限にかかる

らず、その事業の執行に要する費

用を負担する場合においては、国有財産

ように変更するものとする。

（目的）

第一條 旧軍用財産は、公共団体において医療施設、社会事業施設若しくは引揚者の寮の用に供するとき

とき又は学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第一條に規定する学校の用に供するとき

は、当該公共団体又は学校の設置者に対して、時価の五割以内において減額した対価で譲渡することができる。

（事業）

第一條 前條の目的を達成するため、

（計画及び事業）

じてこれを調査審議するため、大蔵省は旧軍港市国有財産処理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員二十人でこれを組織する。

3 委員は、左にかける者をもつて充てる。

（組織）

第一條 大蔵事務次官

第二條 建設事務次官

第三條 関係府県知事

第四條 旧軍港市の市長

第五條 大蔵省、通商産業省、運輸省、建設省及び経済安定本部の職員各一人

第六条 学識経験のある者五人

第七条 前項第六号にかかる委員は、内閣総理大臣が任命する。

第八条 前項の委員の任期は、三年とする。但し、再任をすることがあります。

第九条 前項の委員は、内閣総理大臣が任命する。

第十条 前項の委員の任期は、三年とする。但し、再任をすることがあります。

第十一条 前項の委員の任期は、三年とする。但し、再任をすることがあります。

第十二条 前項の委員の任期は、三年とする。但し、再任をすることがあります。

第十三条 前項の委員の任期は、三年とする。但し、再任をすることがあります。

第十四条 前項の委員の任期は、三年とする。但し、再任をすることがあります。

第十五条 前項の委員の任期は、三年とする。但し、再任をすることがあります。

第十六条 前項の委員の任期は、三年とする。但し、再任をすることがあります。

第十七条 前項の委員の任期は、三年とする。但し、再任をすることがあります。

第十八条 前項の委員の任期は、三年とする。但し、再任をすることがあります。

第十九条 前項の委員の任期は、三年とする。但し、再任をすることがあります。

第二十条 前項の委員の任期は、三年とする。但し、再任をすることがあります。

第二十一条 前項の委員の任期は、三年とする。但し、再任をすることがあります。

第二十二条 前項の委員の任期は、三年とする。但し、再任をすることがあります。

第二十三条 前項の委員の任期は、三年とする。但し、再任をすることがあります。

第二十四条 前項の委員の任期は、三年とする。但し、再任をすることがあります。

第二十五条 前項の委員の任期は、三年とする。但し、再任をすることがあります。

第二十六条 前項の委員の任期は、三年とする。但し、再任をすることがあります。

第二十七条 前項の委員の任期は、三年とする。但し、再任をすることがあります。

第二十八条 前項の委員の任期は、三年とする。但し、再任をすることがあります。

は、審議会が定める。

(報告)

第七條 旧軍港市転換事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するよう努め、六箇月ごとにその

進行状況を建設大臣及び大蔵大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、旧軍港市転換事業の状況を報告しなければならない。

(市長及び住民の責務)

第八條 旧軍港市の市長は、その市の住民の協力及び関係諸機関の援助により、平和産業港湾都市を完成することについて、不斷の活動をしなければならない。

2 旧軍港市の住民は、前項の市長

の活動に協力しなければならない。この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律は、日本国憲法第九十五条の規定により、旧軍港市のそれを住民の投票に付するものとする。
3 前項の住民の投票において、その過半数の同意を得られなかつた市があつたときは、その市は、旧軍港市のうちから除かれるものとする。

4 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一條 第二項表中「保険業法等の一部を改正する法律案」を

第一條 保険業法(昭和十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。
第一條の次に次の二條を加える。
第一條ノ二 保険会社ハ前條第一項ノ免許ヲ受ケタル日ヨリ三年ヲ経過シ且最終ノ決算期ニ於テ利益金又ハ剰余金ヲ計上スルニ非ザレバ、外國ニ於テ保険事業ヲ営ムコトヲ得ズ。

第五條第一項但書中「信託ノ引受ヲ為ス業務ヲ」の下に「營ミ損害保険事業ヲ営ム会社ハ、主務大臣ノ認可ヲ受ケ、他ノ損害保険事業ヲ營ム会社(外国保険事業者に関する法律第三條第一項ノ免許ヲ受ケタル者)又は外國保険事業者に関する法律(昭和二十三年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第二條 第二項中「第一條第一項」の下に「又は外國保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第百八十四号)第三條第一項」を加え、「保険会社」の下に「及び外國保険事業者」を加える。

第十二條の次に次の二條を加える。
第一條ノ二 保険会社ハ、他ノ株式会社又は株式合資会社(外国ノ法令ニ依リ設立セラレタル会社ヲ含ム)ノ株式総数ノ百分ノ十ヲ超エテ其ノ会社ノ株式ヲ所

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十五年三月二十三日

衆議院議長 素原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

保険業法等の一部を改正する法律案

有シ又ハ貸付ノ担保トシテ之ヲ受入ルルコトヲ得ズ。

保ニ閣スル法律第十一條第二項ノ規定ハ保険会社ニハ之ヲ適用セズ

第百三十八條中「保険事業ヲ營ミタル者」の下に「又ハ第一條ノ二ノ規定ニ違反シ外國ニ於テ保険事業ヲ營ミタル者」を加える。

第百四十四條の次に次の二條を加える。

第三條の二 前條第一項の規定による免許を申請しようとする外

有シ又ハ貸付ノ担保トシテ之ヲ受入レタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス

保険会社ノ代表者、代理人、使

スル外保険会社ニ對シ同項ノ罰

第三條の二 前條第一項の規定による免許を申請しようとする外

国保険事業者は、その申請の日において、法人の場合にあつてはその設立の日から、個人の場合にあつてはその事業開始の日から三年を経過し、且つ、最終の決算期において利益金又は剰余金を計上している者でなければならぬ。

第三條の二 前條第一項の規定による免許を申請しようとする外

保険会社ノ代表者、代理人、使

スル外保険会社ニ對シ同項ノ罰

第三條の二 前條第一項の規定による免許を申請しようとする外

保険会社ノ代表者、代理人、使

する保険料率又は算出した保険料率につき利害関係人の意見を開くことができる方法及び算出された保険料率を利害関係人に周知させる方法を講じなければならない。

第三條 外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第百八十四号)の一部を次のように改正する。

第三條の次に次の二條を加える。

第三條の二 前條第一項の規定による免許を申請しようとする外

保険会社ノ代表者、代理人、使

スル外保険会社ニ對シ同項ノ罰

審査報告書

水路業務法案

要領書

一、委員会の決定の理由

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月四日

運輸委員長 中山 道彦

参議院議長 佐藤尚武殿

多數意見者署名

飯田精太郎 小泉秀吉

横尾龍 入交太藏

丹羽五郎 早川慎一

高田 寛 村上義一

前之國喜一郎

第二十九條の次に次の二條を加え
る。

第三十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他

の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前條第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰する外

その法人又は人に対しても同條の罰金刑を科する。但し、法人又は

人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため

当該業務に對し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人について

は、この限りでない。

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多數意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月四日

運輸委員長 中山 道彦

参議院議長 佐藤尚武殿

本法律案は、水路測量の成果その他海洋に関する科学的基礎資料を整備することとも、国際間ににおける水路に関する情報の交換に資するため、水路測量の実施、その成果の公表、保護等に関する規定を整備しようとするもので、適當な立法と認める。併し、本委員会は、水路圖誌の保護の万全を期するため、罰則については不充分な点があると認めたので、これを修正した。

二、事件の利害得失

海上における安全の確保を図ることとも、国際間ににおける水路に関する情報の交換に資する利益がある。

三、費用

この法律案の実施に伴い、別に費用を要しない。

水路業務法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年三月十八日

参議院議長 佐藤尚武殿

前之國喜一郎

（小字及び――は衆議院修正）
水路業務法案

いて測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の適用を妨げるものと解釈してはならない。

（海象観測）

目次
第一章 総則（第一條—第五條）

第二章 水路測量及び海象観測の実施等（第六條—第二十一条）

第三章 水路測量及び海象観測の成果（第二十一條—第二十五条）

第四章 水路に関する業務の受託（第二十六條）

第五章 罰則（第二十七條）

第六章 罰則（第二十八條—第二十九條）

第七章 罰則（第二十九條）

第八章 海上保安廳長官は、水路測量を実施しようとするときは、あらかじめその区域、期間その他必要な事項を公示しなければならないことがわかる。

（水路測量の実施の公示）

第九章 海上保安廳又は第六條の規定により許可を受けた者が、

（水路測量）

第五條 この法律において「水路測量」とは、海図、水路誌、潮汐表、燈台表、航用諸曆及びその他の水路に関する図誌をいう。

（水路測量標）

第五條 この法律において「水路測量標」とは、海上保安廳又は第六條の規定により許可を受けた者が、

（水路測量の基準）

第六條 海上保安廳又は第六條の許可を受けた者が行う水路測量は、左の各号に掲げる測量の基準に從つて行われなければならない。

（水路測量の実施等）

第六條 海上保安廳以外の者が、その費用の全部又は一部を國又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするときは、海上保安廳長官の許可を受

上の目的をもつて行う測量、局地的測量等について運輸省令で定める場合は、この限りでない。

（水路測量の実施方法の勧告）

第七條 海上保安廳長官は、必要があると認めるときは、前條の規定により許可を受けた者に對し、水路測量の実施方法につき勧告をすることができる。

（水路測量の実施方法の公示）

第八條 海上保安廳長官は、水路測量を実施しようとするときは、あらかじめその区域、期間その他必要な事項を公示しなければならないことがわかる。

（水路測量の公示）

第九條 海上保安廳又は第六條の許可を受けた者が行う水路測量は、左の各号に掲げる測量の基準に從つて行われなければならない。

（水路測量の基準）

第十條 海上保安廳長官の許可を受けた者が、その費用の全部又は一部を國又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするときは、海上保安廳長官の許可を受

けなければならない。但し、学術

（水路測量）

第十一条 この法律において「水路測量」とは、水域の測量及びこれに伴う土地の測量並びにその成果を航海に利用させるための地圖の

測量をいう。

（水路測量）

第十二条 海上保安廳以外の者が、その費用の全部又は一部を國又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするときには、海上保安廳長官の許可を受

けなければならない。但し、学術

（水路測量）

第十三条 この法律において「水路測量」とは、水域の測量及びこれに

伴う土地の測量並びにその成果を航海に利用させるための地圖の

測量をいう。

（水路測量）

第十四条 前項の規定は、土地の測量につ

ては、この限りでない。

（水路測量）

第十五条 前項の規定は、土地の測量につては、ペッセルの算出した次の値による。

長半径 六三七七・三九七メートル。一五五

扁平度 二九九・一五二八一三分の一

（水路測量）

第十六条 経緯度は、地理学的経緯度で表示する。

（水路測量）

第十七条 前項の規定は、土地の測量につては、ペッセルの算出した次の値による。

長半径 六三七七・三九七メートル。一五五

扁平度 二九九・一五二八一三分の一

（水路測量）

第十八条 経緯度は、地理学的経緯度で表示する。

（水路測量）

第十九条 前項の規定は、土地の測量につては、ペッセルの算出した次の値による。

長半径 六三七七・三九七メートル。一五五

扁平度 二九九・一五二八一三分の一

（水路測量）

第二十条 経緯度は、地理学的経緯度で表示する。

（水路測量）

第二十一条 前項の規定は、土地の測量につては、ペッセルの算出した次の値による。

長半径 六三七七・三九七メートル。一五五

扁平度 二九九・一五二八一三分の一

（水路測量）

第二十二条 経緯度は、地理学的経緯度で表示する。

（水路測量）

第二十三条 前項の規定は、土地の測量につては、ペッセルの算出した次の値による。

長半径 六三七七・三九七メートル。一五五

扁平度 二九九・一五二八一三分の一

（水路測量）

第二十四条 経緯度は、地理学的経緯度で表示する。

（水路測量）

第二十五条 前項の規定は、土地の測量につては、ペッセルの算出した次の値による。

長半径 六三七七・三九七メートル。一五五

扁平度 二九九・一五二八一三分の一

（水路測量）

第二十六条 経緯度は、地理学的経緯度で表示する。

（水路測量）

第二十七条 前項の規定は、土地の測量につては、ペッセルの算出した次の値による。

長半径 六三七七・三九七メートル。一五五

扁平度 二九九・一五二八一三分の一

（水路測量）

第二十八条 経緯度は、地理学的経緯度で表示する。

（水路測量）

第二十九条 前項の規定は、土地の測量につては、ペッセルの算出した次の値による。

長半径 六三七七・三九七メートル。一五五

扁平度 二九九・一五二八一三分の一

（水路測量）

第三十条 経緯度は、地理学的経緯度で表示する。

（水路測量）

第三十一条 前項の規定は、土地の測量につては、ペッセルの算出した次の値による。

長半径 六三七七・三九七メートル。一五五

扁平度 二九九・一五二八一三分の一

（水路測量）

第三十二条 経緯度は、地理学的経緯度で表示する。

（水路測量）

第三十三条 前項の規定は、土地の測量につては、ペッセルの算出した次の値による。

長半径 六三七七・三九七メートル。一五五

扁平度 二九九・一五二八一三分の一

（水路測量）

第三十四条 経緯度は、地理学的経緯度で表示する。

（水路測量）

第三十五条 前項の規定は、土地の測量につては、ペッセルの算出した次の値による。

長半径 六三七七・三九七メートル。一五五

扁平度 二九九・一五二八一三分の一

（水路測量）

第三十六条 経緯度は、地理学的経緯度で表示する。

（水路測量）

第三十七条 前項の規定は、土地の測量につては、ペッセルの算出した次の値による。

長半径 六三七七・三九七メートル。一五五

扁平度 二九九・一五二八一三分の一

（水路測量）

第三十八条 経緯度は、地理学的経緯度で表示する。

（水路測量）

第三十九条 前項の規定は、土地の測量につては、ペッセルの算出した次の値による。

長半径 六三七七・三九七メートル。一五五

扁平度 二九九・一五二八一三分の一

（水路測量）

第四十条 経緯度は、地理学的経緯度で表示する。

（水路測量）

第四十一条 前項の規定は、土地の測量につては、ペッセルの算出した次の値による。

長半径 六三七七・三九七メートル。一五五

扁平度 二九九・一五二八一三分の一

（水路測量）

第四十二条 経緯度は、地理学的経緯度で表示する。

（水路測量）

第四十三条 前項の規定は、土地の測量につては、ペッセルの算出した次の値による。

長半径 六三七七・三九七メートル。一五五

扁平度 二九九・一五二八一三分の一

（水路測量）

第四十四条 経緯度は、地理学的経緯度で表示する。

（水路測量）

第四十五条 前項の規定は、土地の測量につては、ペッセルの算出した次の値による。

長半径 六三七七・三九七メートル。一五五

扁平度 二九九・一五二八一三分の一

（水路測量）

第四十六条 経緯度は、地理学的経緯度で表示する。

（水路測量）

第四十七条 前項の規定は、土地の測量につては、ペッセルの算出した次の値による。

長半径 六三七七・三九七メートル。一五五

扁平度 二九九・一五二八一三分の一

（水路測量）

第四十八条 経緯度は、地理学的経緯度で表示する。

（水路測量）

第四十九条 前項の規定は、土地の測量につては、ペッセルの算出した次の値による。

長半径 六三七七・三九七メートル。一五五

扁平度 二九九・一五二八一三分の一

（水路測量）

第五十条 経緯度は、地理学的経緯度で表示する。

（水路測量）

第五十一条 前項の規定は、土地の測量につては、ペッセルの算出した次の値による。

長半径 六三七七・三九七メートル。一五五

扁平度 二九九・一五二八一三分の一

（水路測量）

第五十二条 経緯度は、地理学的経緯度で表示する。

（水路測量）

第五十三条 前項の規定は、土地の測量につては、ペッセルの算出した次の値による。

長半径 六三七七・三九七メートル。一五五

扁平度 二九九・一五二八一三分の一

（水路測量）

第五十四条 経緯度は、地理学的経緯度で表示する。

（水路測量）

第五十五条 前項の規定は、土地の測量につては、ペッセルの算出した次の値による。

長半径 六三七七・三九七メートル。一五五

扁平度 二九九・一五二八一三分の一

（水路測量）

第五十六条 経緯度は、地理学的経緯度で表示する。

（水路測量）

第五十七条 前項の規定は、土地の測量につては、ペッセルの算出した次の値による。

長半径 六三七七・三九七メートル。一五五

扁平度 二九九・一五二八一三分の一

（水路測量）

第五十八条 経緯度は、地理学的経緯度で表示する。

（水路測量）

第五十九条 前項の規定は、土地の測量につては、ペッセルの算出した次の値による。

長半径 六三七七・三九七メートル。一五五

扁平度 二九九・一五二八一三分の一

（水路測量）

第六十条 経緯度は、地理学的経緯度で表示する。

（水路測量）

第六十一条 前項の規定は、土地の測量につては、ペッセルの算出した次の値による。

長半径 六三七七・三九七メートル。一五五

扁平度 二九九・一五二八一三分の一

（水路測量）

第六十二条 経緯度は、地理学的経緯度で表示する。

</div

三、測量の原点は、日本経緯度原点を基礎とする。但し、海上において行う測量その他特別の事情がある場合において、海上保安庁長官の承認を得たときは、この限りでない。

四、標高は、平均水面からの高さで表示する。

五、水深は、基本水準面からの深さで表示する。

六、干出岩及び干出たいは、基本水準面からの高さで表示する。

七、海岸線は、海面が最も最高潮に達した時の陸地と海面の境界で表示する。

八、平均水面及び基本水準面の高さは、運輸省令で定める。

第十條 海上保安庁長官は、特に必要があるときは、地方公共団体その他港湾法の管轄者に対し、その管轄する港湾は港湾法(昭和二十五年法律第三十条)に規定する港湾管理者に対し、その管理する港湾の状況について資料又は報告の提出を求めることができること。

第十一條 海上保安庁長官は、特に必要があるときは、船舶に対し、水路図誌の編修に必要な報告の提出を求めることができる。

(土地又は水面の立入)
第十二條 海上保安庁の職員は、水路測量又は海象観測のため必要があるときは、國、地方公共団体又は私人が所有し、占有し、又は占用する土地又は水面に立ち入ることができる。

2、前項の規定により宅地又はかかる等で閑まれた水面若しくは土地に立ち入る場合には、あらかじめその旨を所有者、占有者又は占有者に通知しなければならない。但し、これらの者に対するあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3、海土保安庁の職員が、第一項の規定により土地又は水面に立ち入る場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

4、前項の補償の額に不服がある者は、訴をもつて増額を請求することができる。

(水路測量標及び測量船の保管)
第五條 海上保安庁長官は、水路測量標及び測量船の保管の結果を得たときは、これを公表しなければならない。

(障害物の除去)
第六條 海上保安庁の職員は、水路測量を実施するためやむを得ない必要があるときは、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て、障害となる植物又はかき、さく等を伐除することができる。

(被測定する港湾管理者に対する報告)
第七條 海上保安庁長官は、水路測量を行ふ場合には、運輸省令で定める標識を掲げなければならない。

(運輸省令の適用)
第八條 海上保安庁長官は、水路測量を行ふ場合には、運輸省令で定める標識を掲げなければならない。

(港湾の修築)
第九條 港湾の修築、その他海事に連絡なく、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

(損害の補償)
第十條 前三條の規定による立入又は危険により損失を生じたときは、国は、その所有者、占有者又は占用者に対して、相当の価格により、その損失を補償しなければならない。

(該物件の現状を著しく損傷しないとき)
第十一條 海上保安庁の刊行した水路図誌を複製し、又はこれを使用して航海上の用に供する刊行物を発行する者は、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。
第十二條 船長は、水中に沈没物その他航海の障害となる虞のある物件があることを発見し、又は海上保安庁の刊行した水路図誌に記載されている象徴と著しく異なる象徴を発見したときは、速滞なく、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。
第十三條 海上保安庁の職員は、水路測量を実施するためやむを得ない必要があるときは、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て、障害となる植物又はかき、さく等を伐除することができる。

(成績の公表)
第十四條 海上保安庁の職員は、水路測量の結果を得たときは、これを公表しなければならない。

(水路測量標及び測量船の保管)
第十五條 海上保安庁長官は、前項の刊行物が海上の安全の確保に支障を及ぼすものでない限り、これを許可しなければならない。
第十六條 海上保安庁長官は、水路測量又は海象観測を実施して成果を得たときは、これを公表しなければならない。

(成績の提出)
第十七條 海上保安庁又は第六條の規定により許可を受けた者が、水路測量を実施して成果を得たときは、速滞なく、その旨を海上保安庁長官に提出しなければならない。

(水路に関する業務の受託)
第十八條 船長は、船舶を正當な理由をもつて航行を妨げなければならない。
第十九條 港湾の修築、その他海事に連絡する港湾管理者に対し、その管轄する港湾は港湾法(昭和二十五年法律第三十条)に規定する港湾管理者に対し、その管轄する港湾の状況について資料又は報告の提出を求めることができる。

(成績の公表)
第二十条 海上保安庁の職員は、水路測量の結果を得たときは、これを公表しなければならない。

(訴願)
第二十一条 海上保安庁長官は、その業務の遂行に支障のない限り、一般の委託により、水路測量及び海象観測並びにこれらに関連する図誌の作製、編修又は印刷を行ふことができる。

(訴願)
第二十二条 第六條の規定により許可を受けた者が、水路測量を実施して成果を得たときは、速滞なく、その旨を海上保安庁長官に提出しなければならない。

(訴願)
第二十三条 海上保安庁以外の者は、その実施する海象観測により、海上保安庁の発行した水路図誌に記載されている事象と著しく異なる事象を発見したときは、速滞なく、その旨を海上保安庁長官に訴

(水路関係事項の通報)
第二十四条 海上保安庁の刊行した水路図誌を複製し、又はこれを使用して航海上の用に供する刊行物を発行する者は、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

(通報しなければならない)
第二十五条 海上保安庁の刊行した水路図誌を複製し、又はこれを使用して航海上の用に供する刊行物を発行する者は、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

(水路圖誌の保護)
第二十六条 海上保安庁以外の者が、海上保安庁の刊行した水路図誌を複製し、又はこれを使用して航海上の用に供する刊行物を発行する者は、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

願することができる。

第六章 刑則

第二十八條 第十六條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十九條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十條 第十二條の規定による立入を拒み、又は妨げた者。

第三十一條 第十八條の規定に違反した者。

第三十二條 第二十四條又は第三十五條の規定により承認又は許可を受けなければならぬ事項を承認又は許可を受けないでした者。

第三十三條 第二十九條の規定による立入を拒み、又は妨げた者。

第三十四條 第十八條の規定に違反した者。

第三十五條 第二十九條の規定による立入を拒み、又は妨げた者。

第三十六條 第二十四條の規定に違反した者。

第三十七條 第二十九條の規定による立入を拒み、又は妨げた者。

第三十八條 第二十四條の規定に違反した者。

第三十九條 第二十九條の規定による立入を拒み、又は妨げた者。

第四十條 第二十九條の規定による立入を拒み、又は妨げた者。

第四十一條 第二十九條の規定による立入を拒み、又は妨げた者。

第四十二條 第二十九條の規定による立入を拒み、又は妨げた者。

第四十三條 第二十九條の規定による立入を拒み、又は妨げた者。

第四十四條 第二十九條の規定による立入を拒み、又は妨げた者。

第四十五條 第二十九條の規定による立入を拒み、又は妨げた者。

第四十六條 第二十九條の規定による立入を拒み、又は妨げた者。

第四十七條 第二十九條の規定による立入を拒み、又は妨げた者。

第四十八條 第二十九條の規定による立入を拒み、又は妨げた者。

第四十九條 第二十九條の規定による立入を拒み、又は妨げた者。

第五十條 第二十九條の規定による立入を拒み、又は妨げた者。

第五十一條 第二十九條の規定による立入を拒み、又は妨げた者。

倉庫業法の一部を改正する法律案を可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十五年三月二十八日
衆議院議長 佐藤尚武殿
参議院議長 佐藤尚武殿

倉庫業法の一部を改正する法律案

倉庫業法の一部を改正する法律案

倉庫業法（昭和十年法律第四十一号）の二部を次のように改正する。

第一條 本文中「倉庫業者」を「倉

庫業者（他人人為ニ政令ヲ以テ定

ムル構造ヲ有スル倉庫ニ物品ヲ保管

スルヲ業トスル者ヲ謂フ以下同ジ）」

に改め、同様但書を削る。

第二條 本文中「保管料率表」

を「料金表」に改める。

第三條 本文中「倉庫業者」を「倉

庫業者（他人人為ニ政令ヲ以テ定

ムル構造ヲ有スル倉庫ニ物品ヲ保管

スルヲ業トスル者ヲ謂フ以下同ジ）」

に改め、同様但書を削る。

第四條 本文中「保管料率表」

を「料金表」に改める。

第五條 本文中「保管料率表」

を「料金表」に改める。

第六條 本文中「保管料率表」

を「料金表」に改める。

第七條 本文中「保管料率表」

を「料金表」に改める。

第八條 本文中「保管料率表」

を「料金表」に改める。

第九條 本文中「保管料率表」

を「料金表」に改める。

第十條 本文中「保管料率表」

を「料金表」に改める。

第十一條 本文中「保管料率表」

を「料金表」に改める。

第一項ノ検査ハ犯罪検査ノ為認メ

ラレタルモノト解釈スペカラズ

第九條 主務大臣ハ倉庫業者ノ事

業計画、営業規則及料金表ニシテ

左三掲タル事項ニ付命令ノ定ムル

基準ニ適合セザルモノアルトキハ

当該倉庫業者ニ対シ之ヲ基準ニ

適合セシムルカ又ハ當該業務ヲ休

止シ若ハ廃止スルカノイズレカラ

選フベキコトヲ命スルコトヲ得

一 倉庫ノ構造及設備保管ノ目的

ニ適合スルコト

二 営業規則著シク公共ノ利便ヲ

阻害スルモノナラザルコト

三 料金表ニ掲タル料金著シ適

正ヲ欠クモノナラザルコト

主務大臣前項ノ命令ヲ為サントス

ルトキハ予メ期日及場所ヲ公示シ

公聴会ヲ開クヘシ當該倉庫業者

又ハ其ノ代理人ハ公聴会ニ於テ意

見ヲ述べ及証拠ヲ提出スルコトヲ

正ヲ欠クモノナラザルコト

第十一條中「又ハ第四條ノ規定ニ依

リ許可ニ附シタル制限若ハ條件ニ違

反シ」を削る。

第十一條の次に次の一條を加え

る。

第十一條ノ二 第一條ノ許可ニ基ク

ル者」を「倉庫業者」に改め、同條

に次の二項を加える。

第十三條中「三千円」を「三万円」に

改める。

第十四條中「第一條ノ許可ヲ受ケ

タル者」を「倉庫業者」に、「五百

円」を、「二万円」に、「保管料率表」

を「料金表」に改める。

第十四條の次に次の二條を加え

る。

第十四條ノ二 第七條ノ二ノ規定ニ

違反シ主務大臣ニ届出ヲ為サズ又

ハ虚偽ノ届出ヲ為シタル者ハ一万

円以下ノ過料ニ処ス

附則

1 この法律施行の期日は、公布の

日から起算して九十日をとえない

期間内において政令で定める。

2 改正後の倉庫業法第一條の倉庫

業者（同條の許可を受ける者を

除く。）は、命令の定める手続に

より、同條の政令が制定施行され

た日から九十日以内に、主務大臣

に提出した事業計画、営業規則及び料金表

を提出しなければならない。

3 前項の規定に違反して、事業計

画、営業規則及び料金表を提出せ

ず、又は虚偽の事業計画、営業規

則及び料金表を提出した者は、一

万円以下の過料に処する。

○小泉秀吉君：只今議題となりました

最初に本法案の提案理由について申

上げます。その一つは、水路業務の成

果は海上における安全確保の基礎的資

料となると共に、港湾、沿岸土木工

事、防災及び海洋の利用開発、更に地

球物理学の調査研究に不可欠のもので

ありますので、水路測量の成果その他

の海洋に関する科学的基礎資料を整備

する必要のあることがあります。その

二は、我が国は總司令部の好意ある措

置によりまして近くモナコの國際水路

局に加盟の予定であります。加賀國

は国内における水路に関する資料及び

情報提供交換いたしまして、航海の

安全に協力しなければならないのであ

ります。従いまして、これらの資料及

び情報を入手し、これを公表するため

の基礎的制度を確立する必要のあるこ

とであります。現在水路業務に関する

法律といたしましては、明治二十三年

に制定された水路測量標準規則があ

りますが、この法律は新憲法の施行さ

れた今日において妥当性を欠く点が多

いので、これを廢止いたしまして、前

に述べました必要を満たすために本法

案が提出された次第であります。

次に本法案の要點を申し上げます

と、第一は、水路測量の基礎を定めてそ

の成果の国際的交換に資することとし

たこと。第二は、海上保安廳長官に水

路業務の承認を受けると共に、これに關する資料又は報告要求の権限を定めたこと。第三は、水路業務

第三十四條 (その他の選舉)	第六十條 (投票所における秩序保持)
第六章 投票(第三十五條—第六十條)	第七章 開票(第六十一條—第七十四條)
第三十五條 (選舉の方法)	第六十一條 (開票管理者)
第三十六條 (一人一票)	第六十二條 (開票立会人)
第三十七條 (投票管理者)	第六十三條 (開票所の設置)
第三十八條 (投票立会人)	第六十四條 (開票の場所及び日時の告示)
第三十九條 (投票所)	第六十五條 (開票日)
第四十條 (投票所の開閉時間)	第六十六條 (開票)
第四十一條 (投票所の告示)	第六十七條 (開票の場合の投票の効力の決定)
第四十二條 (選舉人名簿の登録と投票)	第六十八條 (無効投票)
第四十三條 (選舉当日選舉権のない者の投票)	第六十九條 (開票の参観)
第四十四條 (投票所においての投票)	第七十條 (開票録の作成)
第四十五条 (投票用紙の交付及び投函)	第七十一條 (投票、投票録及び開票録の保存)
第四十六条 (投票の記載事項)	第七十二条 (一部無効に因る再選舉の開票)
第四十七条 (点字投票)	第七十三条 (縦延開票)
第四十八条 (代理投票)	第七十四条 (開票所の取締)
第四十九條 (選舉人の確認及び投票の拒否)	第八章 選舉会及び選舉分会(第分會長)
第五十一条 (退出せしめられた者の投票)	第七十五条 (選舉長及び選舉
第五十二条 (投票の秘密保持)	第七十六條 (選舉立会人)
第五十三条 (投票箱の閉鎖)	第七十七条 (選舉会及び選舉
第五十四条 (投票録の作成)	第七十八條 (選舉事務と選舉
第五十五条 (投票箱等の設置)	第七十九條 (選舉会又は選舉分会の場所及び日時)
第五十六條 (縦上投票)	第八十条 (当選人(第九十五條—第一百八條)の決定)
第五十七条 (縦延投票)	第九章 特別選舉(第百九條—第一百一十五條)
第五十八條 (投票所に出入り得る者)	第十章 当選人(第九十五條—第一百八條)の更正決
第五十九條 (投票所の秩序保持のための処分の請求)	第九十五条 (當選人)

第六十一条 (投票所における秩序保持)	第八十三条 (選舉録の作成及び選舉録その他関係書類の保存)
第六十二条 (開票立会人)	第八十四条 (縦延選舉会又は縦延選舉分会)
第六十三条 (開票所の設置)	第八十五条 (選舉会場及び選舉分会場の取締)
第六十四条 (開票の場所及び日時の告示)	第九章 公職の候補者(第八十六条—第一百九十四条)
第六十五条 (開票日)	第八十六条 (公職の候補者の立候補の届出等)
第六十六条 (開票)	第八十七条 (重複立候補の禁止)
第六十七条 (開票の場合の投票の効力の決定)	第八十八条 (選舉事務関係者の立候補の届出等)
第六十八条 (無効投票)	第八十九条 (公務員の立候補の制限)
第六十九条 (開票の参観)	第九十条 (立候補のための公務員の退職)
第七十条 (開票録の作成)	第九十一条 (公務員となつたため立候補の辞退とみなされ
第七十一条 (投票、投票録及び開票録の保存)	第九十二条 (供託)
第七十二条 (一部無効に因る再選舉の開票)	第九十三条 (供託物の没収)
第七十三条 (縦延開票)	第九十四条 (公営に要する経費の分担)
第七十四条 (開票所の取締)	第九十五条 (當選人(第九十五條—第一百八條)の決定)
第七十五条 (選舉長及び選舉	第十章 当選人(第九十五條—第一百八條)の更正決
分會長)	第九十六条 (當選人の更正決
第七十六条 (選舉立会人)	第九十七条 (當選人の縦上補充)
第七十七条 (選舉会及び選舉	第九十八条 (被選舉権の喪失)
分会の開催場所)	第九十九条 (被選舉権の喪失)
第七十八条 (選舉会及び選舉	第一百一十条 (議員の場合は當選人)
会事務との合意)	第一百一十一条 (議員又は當選人がすべてない場合の地方公共団体の一般選舉)
第七十九條 (選舉事務と選舉	第一百一十二条 (選舉事務所の設置及び届出)
会事務との合意)	第一百一十三条 (選舉事務所の設置及び届出)
第八十条 (選舉会又は選舉分会の開催)	第一百一十四条 (選舉事務所の設置及び届出)
第八十一条 (參議院全国選出議員の場合の選舉会の開催)	第一百一十五条 (選舉事務所の設置及び届出)
第八十二条 (選舉会及び選舉に因る當選人の失格)	第一百一十六条 (選舉事務所の設置及び届出)

第一百一十七条 (無投票当選)	第一百一十七条 (地方公共団体の長の決選投票)
第一百一十八条 (地方公共団体の報告、告知及び告示)	第一百一十八条 (地方公共団体の報告、告知及び告示)
第一百一十九条 (当選の効力の発生)	第一百一十九条 (当選の効力の発生)
第一百二十条 (選舉を同時に行うかどうかの決定手続)	第一百二十条 (選舉を同時に行うかどうかの決定手続)
第一百二十二条 (選舉の同時施行停止)	第一百二十二条 (選舉の同時施行停止)
第一百二十三条 (投票、開票及び選舉会に関する規定の適用)	第一百二十三条 (投票、開票及び選舉会に関する規定の適用)
第一百二十四条 (縦延投票)	第一百二十四条 (縦延投票)
第一百二十五条 (縦延投票)	第一百二十五条 (縦延投票)
第一百二十六条 (長の候補者が一人となつた場合の選舉期日の延期)	第一百二十六条 (長の候補者が一人となつた場合の選舉期日の延期)
第一百二十七条 (無投票当選)	第一百二十七条 (無投票当選)
第一百二十八条 (長の決選投票)	第一百二十八条 (長の決選投票)
第一百二十九条 (選舉運動)	第一百二十九条 (選舉運動)
第一百三十条 (選舉事務所の設置及び届出)	第一百三十条 (選舉事務所の設置及び届出)
第一百三十二条 (選舉事務所の設置及び届出)	第一百三十二条 (選舉事務所の設置及び届出)
第一百三十三条 (休憩所等の禁制)	第一百三十三条 (休憩所等の禁制)

第二百十九條（選舉關係訴訟）

に対する訴訟法規の適用)

第二百二十條（選舉關係訴訟）

についての通知及び判決書賄本の添付)

第十六章 罰則（第二百二十一條—第二百五十五條）

第一百二十二条（多數人買收及び利害説導罪）

第一百二十三条（公職の候補者及び当選人に対する買收及び利害説導罪）

第一百二十四條（買收及び利害説導罪の場合の没收）

第一百二十五條（選舉の自由妨害罪）

第一百二十六条（職務濫用による選舉の自由妨害罪）

第一百二十七条（投票の秘密犯）

第一百二十八条（投票開設罪）

第一百二十九條（選舉事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等）

第一百三十條（多衆の選舉妨害罪）

第一百三十一條（児器攜帶罪）

第一百三十二條（投票所、開票所、選舉会場等における児器没收）

第一百三十四条（選舉犯罪のせん動罪）

第一百三十五条（虚偽事項の公表罪）

第二百三十六條（詐偽登録、虚偽宣言罪等）

及び投票偽造（増減罪）

第二百三十七條（詐偽投票及

び投票偽造（停止）

第二百三十八條（立会人の義務解怠罪）

第二百三十九條（事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反）

第二百四十條（選舉事務所、休憩所等の制限違反）

第二百四十二条（選舉事務所設置の届出違反）

第二百四十三条（選舉運動に關する各種制限違反、その二）

第二百四十四条（選舉運動に關する各種制限違反、その一）

第二百四十五条（選舉期日後の挨拶行為の制限違反）

第二百四十六条（選舉運動に關する收入及び支出の規定違反）

第二百四十七条（報告書提出の義務違反）

第二百四十九條（寄附の勧誘、要求等の制限違反）

第二百五十條（禁上及び罰金違反）

第二百六十四条（地方公共團體の議会の議員及び補欠議員並びに教育委員会の委員の補欠委員の長の任期の起算）

第二百五十九條（地方公共團體の議会の議員及び補欠議員並びに教育委員会の議員の任期の起算）

第二百五十八條（地方公共團體の議会の議員及び補欠議員並びに教育委員会の議員の任期の起算）

第二百五十七条（参議院議員会の議員の任期の起算）

第二百五十六条（衆議院議員の任期の起算）

第二百五十五条（都道府県の議員の任期の起算）

第二百五十四条（市町村の議員の任期の起算）

第二百五十三条（衆議院議員及び参議院議員の選舉管理費用の国と地方公共團體との負担区分）

第二百六十二条（各選舉に通ずる選舉管理費用の財政措置）

第二百四十九條（衆議院議員及び参議院議員の選舉管理費用の國庫負担）

第二百六十四条（地方公共團體の議会の議員及び長並びに教育委員会の議員の選舉の開催）

第二百六十五条（特別市の特例）

第二百六十六条（特別区の特例）

第二百五十二条（選舉犯罪に因る処刑者に対する選舉権及び被選舉権の停止）

に対する本法の適用關係）

第二百五十三条（罪の時効）

第二百五十四条（当選人等の處刑の通知）

第二百五十五条（不在者投票の場合の罰則）

第二百五十六条（海外引揚者及び入院加療中の者と住所異変の場合の罰則）

第二百五十七条（都道府県の議員の任期等との関係）

第二百五十八条（都道府県の議員の任期等との関係）

第二百五十九條（都道府県の議員の任期等との関係）

第二百六十條（都道府県の議員の任期等との関係）

第二百六十一條（衆議院議員の任期等との関係）

第二百六十二条（衆議院議員の任期等との関係）

第二百六十三条（衆議院議員及び参議院議員の選舉管理費用の國庫負担）

第二百六十四条（地方公共團體の議会の議員及び長並びに教育委員会の議員の選舉の開催）

第二百六十五条（特別市の特例）

第二百六十六条（特別区の特例）

第二百六十七條（地方公共團體の組合の特例）

第三回 この法律において「公職」とは、衆議院議員、参議院議員、地方公共團體の議会の議員及び長並びに教育委員会の議員の職をいう。

第二百六十八條（財産区の特例）

第四條 衆議院議員の定数は、四百六十六人とする。

第二百六十九條（特定の市に於ける本法の適用關係）

（議員及び委員の定数）

第二百七十條（海外引揚者及び入院加療中の者と住所異変の命令等）

第二百七十一條（都道府県の議員の任期等との関係）

第二百七十二条（施行に関する命令等）

第二百七十三条（選舉政令の立案及び選舉事務の委託）

第二百七十四条（施行に関する命令等）

第二百七十五条（選舉政令の立案及び選舉事務の委託）

第二百七十六条（選舉事務の管理）

第五條 この法律において選舉に関する事務は、特別の定がある場合を除く外、参議院（全国選出）議員の選舉については全国選舉管理委員会（昭和二十三年法律第二百七号）の定めるところによる。

第六條 この法律において選舉に関する事務は、特別の定がある場合を除く外、参議院（全国選出）議員の選舉については全国選舉管理委員会（昭和二十三年法律第二百七号）の定めるところによる。

第七條 この法律において選舉に関する事務は、特別の定がある場合を除く外、参議院（全国選出）議員の選舉については全国選舉管理委員会（昭和二十三年法律第二百七号）の定めるところによる。

第八條 この法律において選舉に関する事務は、特別の定がある場合を除く外、参議院（全国選出）議員の選舉については全国選舉管理委員会（昭和二十三年法律第二百七号）の定めるところによる。

第九條 この法律において選舉に関する事務は、特別の定がある場合を除く外、参議院（全国選出）議員の選舉については全国選舉管理委員会（昭和二十三年法律第二百七号）の定めるところによる。

第十條 この法律において選舉に関する事務は、特別の定がある場合を除く外、参議院（全国選出）議員の選舉については全国選舉管理委員会（昭和二十三年法律第二百七号）の定めるところによる。

第十一條 この法律において選舉に関する事務は、特別の定がある場合を除く外、参議院（全国選出）議員の選舉については全国選舉管理委員会（昭和二十三年法律第二百七号）の定めるところによる。

第十二條 この法律において選舉に関する事務は、特別の定がある場合を除く外、参議院（全国選出）議員の選舉については全国選舉管理委員会（昭和二十三年法律第二百七号）の定めるところによる。

第十三條 この法律において選舉に関する事務は、特別の定がある場合を除く外、参議院（全国選出）議員の選舉については全国選舉管理委員会（昭和二十三年法律第二百七号）の定めるところによる。

第十四條 この法律において選舉に関する事務は、特別の定がある場合を除く外、参議院（全国選出）議員の選舉については全国選舉管理委員会（昭和二十三年法律第二百七号）の定めるところによる。

第十五條 この法律において選舉に関する事務は、特別の定がある場合を除く外、参議院（全国選出）議員の選舉については全国選舉管理委員会（昭和二十三年法律第二百七号）の定めるところによる。

第十六條 この法律において選舉に関する事務は、特別の定がある場合を除く外、参議院（全国選出）議員の選舉については全国選舉管理委員会（昭和二十三年法律第二百七号）の定めるところによる。

第十七條 この法律において選舉に関する事務は、特別の定がある場合を除く外、参議院（全国選出）議員の選舉については全国選舉管理委員会（昭和二十三年法律第二百七号）の定めるところによる。

第十八條 この法律において選舉に関する事務は、特別の定がある場合を除く外、参議院（全国選出）議員の選舉については全国選舉管理委員会（昭和二十三年法律第二百七号）の定めるところによる。

第十九條 この法律において選舉に関する事務は、特別の定がある場合を除く外、参議院（全国選出）議員の選舉については全国選舉管理委員会（昭和二十三年法律第二百七号）の定めるところによる。

第二十條 この法律において選舉に関する事務は、特別の定がある場合を除く外、参議院（全国選出）議員の選舉については全国選舉管理委員会（昭和二十三年法律第二百七号）の定めるところによる。

第二十一條 この法律において選舉に関する事務は、特別の定がある場合を除く外、参議院（全国選出）議員の選舉については全国選舉管理委員会（昭和二十三年法律第二百七号）の定めるところによる。

第二十二條 この法律において選舉に関する事務は、特別の定がある場合を除く外、参議院（全国選出）議員の選舉については全国選舉管理委員会（昭和二十三年法律第二百七号）の定めるところによる。

第二十三條 この法律において選舉に関する事務は、特別の定がある場合を除く外、参議院（全国選出）議員の選舉については全国選舉管理委員会（昭和二十三年法律第二百七号）の定めるところによる。

第二十四條 この法律において選舉に関する事務は、特別の定がある場合を除く外、参議院（全国選出）議員の選舉については全国選舉管理委員会（昭和二十三年法律第二百七号）の定めるところによる。

第二十五條 この法律において選舉に関する事務は、特別の定がある場合を除く外、参議院（全国選出）議員の選舉については全国選舉管理委員会（昭和二十三年法律第二百七号）の定めるところによる。

の選挙管理委員会は、投票の方
法、選挙違反その他選舉に關し特
に必要と認める事項を常に選挙人
に周知せしめるとともに、棄権防
止につき適切な措置を講しなけれ
ばならない。

2 選挙人に対しては、特別の事情
がない限り、選挙の当日、その選
挙権を行使するため必要な時間
を與えるよう措置されなければな
らない。

(選挙取締の公正確保)

第七條 檢察官、都道府県及び市町
村の公安委員会の委員並びに警察
官及び警察吏員は、選挙の取締に
關する規定を公正に執行しなけれ
ばならない。

(特定地域に関する特例)

第八條 交通至難の島その他の地に
おいて、この法律の規定を適用し
難い事項については、政令で特別
の定をすることができる。

第二章 選挙権及び被選挙権

(選挙権)

第九條 日本国民で年齢満二十年以
上の者は、衆議院議員及び参議院
議員の選挙権を有する。

2 日本国民たる年齢満二十年以上
の者で三箇月以来市町村の区域内
に住所を有する者は、その属する
地方公共団体の議会の議員及び長
並びにその教育委員会の委員の選
挙権を有する。

3 引き続き三箇月以来市町村の区
域内に住所を有していた者で天災
事変等に因りやむなく他の市町村
の区域内に住所を移したもののは、
その市町村において住所を有する

第五條 左の各号に掲げる者は、
前項各号の年齢は、選挙の期日
により算定する。

2

第六條 様々の年齢満二十
五年以上の者

三 都道府県の議会の議員につい
てはその選挙権を有する者で年
齢満二十五年以上のもの

四 都道府県知事については年齢
満二十五年以上のもの

五 市町村の議会の議員につい
てはその選挙権を有する者で年
齢満二十五年以上の者

六 市町村長については年齢満二
十五年以上の者

七 教育委員会の委員については
ある場合にあつては各選挙区に
おいて、選挙区がない場合にあつ
てはその市町村の区域において、
選挙する。

4 市町村の議員は、選挙区
に、選挙する。

第三章 選挙に関する区域

(選挙の単位)

第一十二条 衆議院議員、参議院(地
方選出)議員及び都道府県の議會
の議員は、それぞれ各選挙区にお
いて、選挙する。

2 参議院議員については年齢満
三十以上の者

三 都道府県の議会の議員につい
てはその選挙権を有する者で年
齢満二十五年以上のもの

四 都道府県知事については年齢
満二十五年以上のもの

五 市町村の議会の議員につい
てはその選挙権を有する者で年
齢満二十五年以上の者

六 市町村長については年齢満二
十五年以上の者

七 教育委員会の委員については
ある場合にあつては各選挙区に
おいて、選挙区がない場合にあつ
てはその市町村の区域において、
選挙する。

第二章 選挙に関する区域

(選挙の単位)

第一十三条 衆議院議員の選挙区
の数は、別表第一で定める。

2 別表第一に掲げる郡の区域又は
支庁の所管区域に変更があつて
も、選挙区は、なお従前の区域に
よる。但し、二以上の選挙区にわ
たつて、市町村の境界の変更があ
つたときは、この限りでない。こ
の場合において、あらたに市とな
つたものの選挙区の所属について
は、政令で定める。

(衆議院議員の選挙区)

第十四條 参議院(地方選出)議員の
選挙区及び各選挙区において選挙
すべき議員の数は、別表第二で定
める。

(地方公共団体の議会の議員の選
挙区)

第十五條 都道府県の議会の議員の
選挙区は、都市の区域による。

2 前項の区域の人口が著しく少
いときは、條例で数区域を合せて一
選挙区を設けることができる。

3 都道府県の議会の議員の任期中
あらたに第一項の区域の設定があ
つた場合において、從前その区域
が属していた選挙区の配当議員數
が同項の規定による関係選挙区の
数に達しないときは、同項の規定
の適用については、次の一般選挙

までの間、その区域は、なお設定
されないものとみなす。

4 前二項の場合において必要な事
項は、政令で定める。

5 都道府県及び市町村の教育委員
会の委員は、当該地方公共団体の
区域において、選挙する。

(衆議院議員の選挙区)

第十六條 現任の衆議院議員、参議
院(地方選出)議員、都道府県の議
員及び市町村の議会の議員の数は、
人口に比例して、條例で定めなけ
ればならない。

(選挙区の異動と現任者の地位)

第十七條 投票区は、市町村の区域
による。

2 市町村の選挙管理委員会は、必
要があると認めるときは、市町村
の区域を分けて数投票区を設ける
ことができる。

3 前項の規定により、投票区を設
けたときは、市町村の選挙管理委
員会は、直ちに告示しなければな
らない。

(開票区)

第十八條 開票区は、市町村の区域
による。

衆議院議員、參議院議員、都道府県の議会の議員及び長並びに都道府県の教育委員会の委員の選舉につき必要があると認めるとき

は、都道府県の選舉管理委員会は、前項の規定にかかわらず、市の区域を分けて數開票区を設け又は數町村の区域を合せて一開票区を設けることができる。

3 市町村の議会の議員、市長及び市教育委員会の委員の選舉につき特別の事情があると認めるときは、当該市町村の選舉管理委員会は、第4項の規定にかかわらず、市又は町村の区域を分けて數開票区を設けることができる。

4 前項の規定により開票区を設けたときは、当該選舉管理委員会は、直ちに告示しなければならない。

年齢は、基本選舉人名簿確定の期日により算定する。
3 第一項の住所に関する要件を具備しない選舉人は、基本選舉人名簿に登録されることができない。

4 基本選舉人名簿には、選舉人の氏名、住所、性別及び生年月日等を記載しなければならない。

5 第一項の住所に関する期間は、市町村の施設分合又は境界変更のために中断されることがない。

6 基本選舉人名簿は、市町村の区域を分けて數開票区を設けた場合には、その投票区ことに調製しなければならない。

(船員の基本選舉人名簿の調製)

第二十一條 船員(船員法(昭和二年法律第百号))第一條に規定するものをいう。(以下同じ。)前條第一項に規定する住所に関する要件を具備しないものについて

は、毎年九月十五日現在により、その日まで引き続き三箇月以来その船員所有者に雇用されている場合に限り、同條同項及び第三項に規定する住所に関する要件にかかるうる、船員の雇用事務を取り扱う船員所有者の主たる事務所又は他の事務所(いざれも登記されたものをいう。)の所在地の市町村の選舉管理委員会において、前條の例により、別にその基本選舉人名簿を作製し、毎年十月十日

3 第一項の申立をして、選舉人の選舉資格を調査し、十月三十日までに基本選舉人名簿を調製しなければならない。

2 前項の場合において、選舉人の選舉資格を調査し、十月三十日までに基本選舉人名簿を調製しなければならない。

3 第一項の申立をして、選舉人の選舉資格を調査し、十月三十日までに基本選舉人名簿を調製しなければならない。

4 前項の申立をして、選舉人の選舉資格を調査し、十月三十日までに基本選舉人名簿を調製しなければならない。

5 前項の申立をして、選舉人の選舉資格を調査し、十月三十日までに基本選舉人名簿を調製しなければならない。

6 前項の申立をして、選舉人の選舉資格を調査し、十月三十日までに基本選舉人名簿を調製しなければならない。

7 前項の申立をして、選舉人の選舉資格を調査し、十月三十日までに基本選舉人名簿を調製しなければならない。

8 前項の申立をして、選舉人の選舉資格を調査し、十月三十日までに基本選舉人名簿を調製しなければならない。

9 前項の申立をして、選舉人の選舉資格を調査し、十月三十日までに基本選舉人名簿を調製しなければならない。

10 前項の申立をして、選舉人の選舉資格を調査し、十月三十日までに基本選舉人名簿を調製しなければならない。

11 前項の申立をして、選舉人の選舉資格を調査し、十月三十日までに基本選舉人名簿を調製しなければならない。

12 前項の申立をして、選舉人の選舉資格を調査し、十月三十日までに基本選舉人名簿を調製しなければならない。

13 前項の申立をして、選舉人の選舉資格を調査し、十月三十日までに基本選舉人名簿を調製しなければならない。

14 前項の申立をして、選舉人の選舉資格を調査し、十月三十日までに基本選舉人名簿を調製しなければならない。

15 年齢は、基本選舉人名簿確定の期日により算定する。

3 前條第二項及び第四項の規定は、前項の船員名簿の作製について、適用する。

4 第一項及び第二項に規定する船員所有者に関しては、船員法第五條(船員管理人、船舶借入人等の規定)を適用する。

5 第一項の規定により調製された基本選舉人名簿は、衆議院議員及び參議院議員の選舉に限り、そのまま適用する。

6 前五項に規定するもの外、船員の基本選舉人名簿の調製に関し、参議院議員の選舉に限り、その効力を有する。

7 前五項に規定するもの外、船員の基本選舉人名簿の調製に関し、参議院議員の選舉に限り、その効力を有する。

8 前五項に規定するもの外、船員の基本選舉人名簿の調製に関し、参議院議員の選舉に限り、そのまま適用する。

9 前五項に規定するもの外、船員の基本選舉人名簿の調製に関し、参議院議員の選舉に限り、そのまま適用する。

10 前五項に規定するもの外、船員の基本選舉人名簿の調製に関し、参議院議員の選舉に限り、そのまま適用する。

11 前五項に規定するもの外、船員の基本選舉人名簿の調製に関し、参議院議員の選舉に限り、そのまま適用する。

12 前五項に規定するもの外、船員の基本選舉人名簿の調製に関し、参議院議員の選舉に限り、そのまま適用する。

13 前五項に規定するもの外、船員の基本選舉人名簿の調製に関し、参議院議員の選舉に限り、そのまま適用する。

14 前五項に規定するもの外、船員の基本選舉人名簿の調製に関し、参議院議員の選舉に限り、そのまま適用する。

15 年齢は、基本選舉人名簿確定の期日により算定する。

今までに当該市町村の選舉管理委員会に提出しなければならない。

3 第二項の規定は、第一項の異議の申立てについて、準用する。

4 第一百四條(争訟の提起と処分の執行)の規定は、第一項の異議の申立てについて、准用する。

5 第一百四十條(争訟の提起と処分の執行)の規定は、第一項の異議の申立てについて、准用する。

6 第一百四十九條(選舉管理委員会に付する請求権の廃止)の規定は、第一項の異議の申立てについて、准用する。

7 第一百五十二条(争訟の処理)の規定は、第一項の異議の申立てについて、准用する。

8 第一百五十三条(争訟の処理)の規定は、第一項の異議の申立てについて、准用する。

9 第一百五十四条(争訟の処理)の規定は、第一項の異議の申立てについて、准用する。

10 第一百五十五条(争訟の処理)の規定は、第一項の異議の申立てについて、准用する。

11 第一百五十六条(争訟の処理)の規定は、第一項の異議の申立てについて、准用する。

12 第一百五十七条(争訟の処理)の規定は、第一項の異議の申立てについて、准用する。

13 第一百五十八条(争訟の処理)の規定は、第一項の異議の申立てについて、准用する。

14 第一百五十九條(争訟の処理)の規定は、第一項の異議の申立てについて、准用する。

15 年齢は、基本選舉人名簿確定の期日により算定する。

は、直ちに基本選舉人名簿を修正し、その旨を申立て人及び関係人に通知し、併せてこれを告示しなければならない。その申立ては正當でないと決定したときは、直ちにその旨を申立て人に通知しなければならない。

3 第二項の規定は、第一項の異議の申立てについて、准用する。

4 第一百四十九條(争訟の提起と処分の執行)の規定は、第一項の異議の申立てについて、准用する。

5 第一百五十條(争訟の提起と処分の執行)の規定は、第一項の異議の申立てについて、准用する。

6 第一百五十二条(争訟の処理)の規定は、第一項の異議の申立てについて、准用する。

7 第一百五十三条(争訟の処理)の規定は、第一項の異議の申立てについて、准用する。

8 第一百五十四条(争訟の処理)の規定は、第一項の異議の申立てについて、准用する。

9 第一百五十五条(争訟の処理)の規定は、第一項の異議の申立てについて、准用する。

10 第一百五十六条(争訟の処理)の規定は、第一項の異議の申立てについて、准用する。

11 第一百五十七条(争訟の処理)の規定は、第一項の異議の申立てについて、准用する。

12 第一百五十八条(争訟の処理)の規定は、第一項の異議の申立てについて、准用する。

13 第一百五十九條(争訟の処理)の規定は、第一項の異議の申立てについて、准用する。

14 第一百六十條(争訟の処理)の規定は、第一項の異議の申立てについて、准用する。

15 年齢は、基本選舉人名簿確定の期日により算定する。

(補充選舉人名簿の調製)

第二十六條 市町村の選舉管理委員会は、選舉(第百十七條第一項「民の決選投票の場合」の選舉を除く。)を行ふ場合において、基本選舉人名簿又は補充選舉人名簿に登録されていない者で選舉権を有し、且つ、当該選舉の期日の現在によりその日まで引き続き三箇月以来その市町村の区域内に住所を有するものがあるときは、申請により、これらの者を登録する補充選舉人名簿を調製しなければならない。

2 引き続き三箇月以来市町村の区域内に住所を有していた者で天災事変等に因りやむなく他の市町村の区域内に住所を移したもの、その市町村において住所を有するものがあるときは、申請により、これらの者を登録する補充選舉人名簿を調製しなければならない。

3 引き続き三箇月以来市町村の区域内に住所を有するものがあるときは、申請により、これらの者を登録する補充選舉人名簿を調製しなければならない。

4 引き続き三箇月以来市町村の区域内に住所を有するものがあるときは、申請により、これらの者を登録する補充選舉人名簿を調製しなければならない。

5 引き続き三箇月以来市町村の区域内に住所を有するものがあるときは、申請により、これらの者を登録する補充選舉人名簿を調製しなければならない。

6 引き続き三箇月以来市町村の区域内に住所を有するものがあるときは、申請により、これらの者を登録する補充選舉人名簿を調製しなければならない。

7 引き続き三箇月以来市町村の区域内に住所を有するものがあるときは、申請により、これらの者を登録する補充選舉人名簿を調製しなければならない。

8 引き続き三箇月以来市町村の区域内に住所を有するものがあるときは、申請により、これらの者を登録する補充選舉人名簿を調製しなければならない。

9 引き続き三箇月以来市町村の区域内に住所を有するものがあるときは、申請により、これらの者を登録する補充選舉人名簿を調製しなければならない。

10 引き続き三箇月以来市町村の区域内に住所を有するものがあるときは、申請により、これらの者を登録する補充選舉人名簿を調製しなければならない。

11 引き続き三箇月以来市町村の区域内に住所を有するものがあるときは、申請により、これらの者を登録する補充選舉人名簿を調製しなければならない。

12 引き続き三箇月以来市町村の区域内に住所を有するものがあるときは、申請により、これらの者を登録する補充選舉人名簿を調製しなければならない。

13 引き続き三箇月以来市町村の区域内に住所を有するものがあるときは、申請により、これらの者を登録する補充選舉人名簿を調製しなければならない。

14 引き続き三箇月以来市町村の区域内に住所を有するものがあるときは、申請により、これらの者を登録する補充選舉人名簿を調製しなければならない。

15 年齢は、基本選舉人名簿確定の期日により算定する。

中、現に効力を有する基本選舉人名簿に
名簿及び補充選舉人名簿を開覽に
供されなければならない。

(補充選舉人名簿の総覽)

第二十七條 市町村の選舉管理委員會は、
補充選舉人名簿を調製したときには、その指定した場所において、これを総覽に供されなければならない。

2 第二十一條第一項(基本選舉人名簿
の総覽)の規定は、補充選

選舉人名簿の総覽の場所の告示につ

いて、准用する。

3 補充選舉人名簿の調製、総覽、

及び期間並びに申請の方法及び期

間等は、当該選舉に關する事務を

管理する選舉管理委員會が定め、

予め告示しなければならない。

(補充選舉人名簿の効力)

第二十八條 補充選舉人名簿は、基

本選舉人名簿が効力を有する間、

その効力を有する。但し、基本選

舉人名簿確定の日の前日に補充選

舉の総覽が効力を有する。

2 市町村の選舉管理委員會は、前

(補充選舉人名簿に対する異議、
不服の申立等)

第二十九條 第二十三條(選舉の申立)

第二十四條(不服の申立及び第二十

五條第二項)但書(基本選舉人名簿の総

覽の効力に関する訴訟)の規定によ

る訴訟の出訴期間又は訴訟が裁判

所に係属している間、地方公共團

体の議會の議員及び長並びに教育

正の規定は、補充選舉人名簿につい

て、準用する。

(選舉人名簿の再調製)

第三十二條 天災事変その他の事故に

因り必要があるときは、市町村の

選舉管理委員會は、更に選舉人名

簿を調製しなければならない。

2 前項の選舉人名簿の調製の期日

並びに総覽確定に關する期日及び

期間等は、政令で定める。

3 第五章 選舉期日

(総選舉)

第三十一條 衆議院議員の任期満了

に因る総選舉は、議員の任期が終

る日の前三十日以内に行う。

2 前項の規定により総選舉を行

べき期間、が国会開会中又は国会閉

会の日から三十日以内にかかる場

合においては、その総選舉は、国

会閉会の日から三十一日以後三十

日以内に行う。

3 衆議院の解散に因る衆議院議員

の総選舉は、解散の日から四十

日以内に行う。

4 総選舉の期日は、少くとも三十

日前に公示しなければならない。

5 衆議院議員の任期満了に因る総

選舉の期日は、公表された後そ

の告示は、その効力を失う。

(通常選舉)

2 前項の規定により通常選舉を行

うは、議員の任期が終つた日の翌日行

う。

3 第三項の規定は、定例選舉の期

日の告示について、准用する。

4 第一項の期間は、同項の補欠選

舉について、前項の規定の適用

がある場合を除く外、当該選舉に

関する事務を管理する選舉管理委

員会が最後に第百十一條第一項

議員の再選舉又は補欠選舉は、こ

かる場合には、通常選舉は、参議院閉会の日から三十一日以後三十五日以内に行う。

3 通常選舉の期日は、少くとも三十日前に公示しなければならない。

4 一般選舉(長の任期満了による選

挙及び定期選挙)

第三十三條 地方公共団体の議會の

議員の任期満了に因る一般選挙又

は長の任期満了に因る選挙は、そ

の任期が終る日の前三十日以内に

行う。

2 地方公共団体の議會の解散に因

る一般選挙は、解散の日から四十

日以内に行う。

3 前二項の選挙の期日は、都道府

県の議會の議員及び長の選挙にあ

つては少くとも三十日前に、市町

村の議會の議員及び長の選挙にあ

つては少くとも二十日前に、告示

しなければならない。

4 地方公共団体の議會の議員の任

期満了に因る一般選挙の期日の告

示がなされた後その期日前に当該

地方公共団体の議會が解散された

ときは、任期満了に因る一般選挙

の告示は、その効力を失う。

5 教育委員会の委員は、二年ごと

に、その半数を改選する。

6 前項の規定による定期選挙は、

委員の任期が終つた日の翌日行

う。

7 第三項の規定は、定期選挙の期

日の告示について、准用する。

8 第二項の規定は、定期選挙の期

日の告示について、准用する。

(その他の選挙)

第三十四條 衆議院議員及び参議院

議員の再選挙又は補欠選挙は、こ

れを行なべき事由が生じた日から四十日以内に、地方公共団体の議

會の議員及び長の再選挙、補欠選

挙(第百十四條(島が欠けた場合及び組立があつた場合の選挙を含む))

若しくは第百十六條(議員又は當選人

がすべてない場合)の規定による一般

選挙又は教育委員会の委員の再選

挙若しくは補欠選挙(第百十五條

第七項(候補者委員の任期満了の場合は欠選挙を除く))は、これを行なべべき事由が生じた日から五十日以内に

行なう。

2 前項に掲げる選挙のうち、第百

九條(選挙)、第百十條(再選挙)又は

第百十三條(補欠選挙)の規定による

衆議院議員、参議院議員、地方公

共団体の議員及び長の選挙にあ

つては少くとも三十日前に、市町

村の議會の議員及び長の選挙にあ

つては少くとも二十日前に、告示

しなければならない。

3 前項に掲げる選挙に關する事由

が、その選挙を必要とするに至つた選

挙(新設又は第一百七條(選挙の効力に附する新設)の規定による異議の申立

期間、訴願の提起期間若しくは訴

訟の出訴期間又は訴訟が確定し

定しない間、訴願の裁決が確定し

ない間若しくは訴訟が裁判所に係

属している間は、行なうことができる。

4 第一項の期間は、当該選挙に關

する事務を管理する選挙管理委員

会が、その選挙を必要とするに至

つた選挙につき第二百三條、第二

百四條、第二百七條又は第二百八

條の規定による訴訟の提起があつた場合においては第二百二十條第六号に掲げる事由

に因る再選挙については第二百二十

條第五号に掲げる事由に因る再選

挙については第二百二十條第二項

の規定による訴訟が係属しなかつた

旨の通知を受けた日から、第二百九

條第五号に掲げる事由に因る再選

挙については第二百二十條第二項

の規定による通知を受けた日から

起算する。

5 第一項の期間は、同項の補欠選

挙について、前項の規定の適用

がある場合を除く外、当該選挙に

関する事務を管理する選挙管理委

員会が最後に第百十一條第一項

議員の再選挙又は補欠選挙は、こ

規定による通知又は国会法（昭和二十一年法律第七十九号）第一百條（議員の各員の場合の議長の通知）の規定による通知（參議院全國選出議員の場合に限る。）を受けた日から起算する。

- 6 第一項の選挙の期日は、特別の定がある場合を除く外、衆議院議員、參議院議員、都道府県の議会の議員及び長並びに都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつては少くとも三十日前に、市町村の議会の議員及び長並びに市町村の教育委員会の委員の選挙にあつては少くとも二十日前に、告示しなければならない。

第六章 投票

（選挙の方法）

第三十五條 選挙は、投票により行う。

（一人一票）

第三十六條 投票は、各選挙につき、一人一票に限る。但し、參議院議員の選挙については、地方選出議員及び全國選出議員ごとに一人一票とする。

（投票管理者）

第三十七條 各選挙ごとに、投票管理者を置く。投票管理者は、当該選挙の選任権を有する者の中から市町村の選出議員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3 參議院議員の選挙において、地方選出議員の選挙と全国選出議員

- 者を同時に全国選出議員についての投票管理者とすることができる。
4 投票管理者は、投票に関する事務を担任する。
5 投票管理者は、當該選挙の選挙権を有しなかつたときは、その職を失う。
（投票立会人）
第三十八條 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、三人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならぬ。

（投票所）

第三十九條 投票所は、市役所、町村役場又は投票管理者の指定した場所に設ける。

（投票所の開閉時間）

第四十條 投票所は、午前七時に開き午後六時に閉じる。
（投票所の告示）
第四十一條 投票管理者は、選挙の期日から少くとも五日前に、投票所を告示しなければならない。
2 天災その他避けることのできない事故により前項の規定により告示した投票所を変更したときは、選挙の当日を除く外、投票管理者は、前項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

（選挙人名簿の登録と投票）

第四十二條 選挙人名簿に登録されていらない者は、投票をすることはできない。但し、選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、選挙の当日投票所に到る者があるときは、投票管理者は、その者に投票をさせなければならぬ。

（点字投票）

第四十三條 選挙に關する記載については、政令で定める点字は文字とみなす。

（代理投票）

第四十八條 身体の故障又は文盲の者、氏名を記載することができない選挙人は、第四十六條（投票の記載及び投票）第一項、第五十条（選挙人の確認及び投票の拒否）第一項及び第五項並びに第六十八条（無効投票）第一項の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、投票管理者が投票立会人の意見を聽いて選任する者をしてその候補者一人の氏名を記載させ、投票箱に入れさせることができる。

（投票所においての投票）

第四十九條 選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、選挙人名簿又はその抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

票をしなければならない。

（投票用紙の交付及び模式）

2 前項の場合において必要な事項は、政令で定める。

（不在者投票）

3 前号に掲げるものを除く外、選挙人が疾病、負傷、妊娠、不具若しくは産褥にあるため歩行が著しく困難であるべきこと又は監獄若しくは少年院に収容中であるべきこと。

4 どうする選挙人が本人であるかどうかを確認することができないときは、その本人である旨を宣言

を行き投票をすることができない旨を説明するものの投票については、第四十二條（選挙人名簿の登録と投票）第一項（投票の記載及び投票の拒否）、第五十条（選挙人の確認及び投票の拒否）第一項但書、第四十四条（投票の記載事項及び投票）第一項（投票用紙の交付及び投票の拒否）及び

第一項（投票の記載事項及び投票の拒否）、第四十五条（投票所における投票）、第四十六条（投票の記載事項及び投票の拒否）第一項但書、第四十四条（投票の記載事項及び投票の拒否）第一項（投票用紙の交付及び投票の拒否）及び

第一項（投票の記載事項及び投票の拒否）、第四十九條（選挙人で左に掲げる事由に因り選挙の当日自ら投票所にしなければならない。

5 前号に掲げるものを除く外、選挙人が業務に従事する者についてはその属する投票区の区域外において職務又は業務に従事する者にあってはその属する投票区の区域外において職務に従事する者にあってはその属する投票区の区域外において職務に従事する者にあってはその属する投票区の区域外におけるべきこと。

6 前号に掲げるものを除く外、選挙人がやむを得ない用務又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行中又は滞在中であるべきこと。

7 前号に掲げるものを除く外、選挙人が疾病、負傷、妊娠、不

具若しくは産褥にあるため歩行が著しく困難であるべきこと又は監獄若しくは少年院に収容中であるべきこと。

8 どうする選挙人が本人であるか

9 ときには、その本人である旨を宣言

（投票所における投票）

10 2 前項の場合において必要な事項は、政令で定める。

（不在者投票）

11 3 前号に掲げるものを除く外、選挙人が疾病、負傷、妊娠、不

具若しくは産褥にあるため歩行が著しく困難であるべきこと又は監獄若しくは少年院に収容中であるべきこと。

12 4 どうする選挙人が本人であるか

13 5 ときには、その本人である旨を宣言

（投票用紙の様式）

6 6 前号に掲げるものを除く外、選挙人が業務に従事する者についてはその属する投票区の区域外において職務又は業務に従事する者にあってはその属する投票区の区域外において職務に従事する者にあってはその属する投票区の区域外におけるべきこと。

7 7 前号に掲げるものを除く外、選挙人がやむを得ない用務又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行中又は滞在中であるべきこと。

8 8 前号に掲げるものを除く外、選挙人が疾病、負傷、妊娠、不

具若しくは産褥にあるため歩行が著しく困難であるべきこと又は監獄若しくは少年院に収容中であるべきこと。

9 9 どうする選挙人が本人であるか

10 10 ときには、その本人である旨を宣言

させなければならない。その宣言

をしない者は、投票をすることができない。

- 投票の拒否は、投票立会人の意見を聽き、投票管理者が決定しなければならない。
- 前項の決定を受けた選挙人において不服があるときは、投票管理者は、仮に投票をさせなければならぬ。
- 前項の投票は、選挙人をしてこれを封筒に入れて封をし、表面に自らその氏名を記載して投票箱に入れさせなければならない。

5 投票立会人における異議の有り

選挙人についても、また前二項と同様とする。

(退出せしめられた者の投票)

第51條 第六十條 (投票所における選挙人についても、また前二項と同様とする) 退出せしめられた者は、最後になつて投票することができる。但し、投票管理者は、投票所の秩序をみだる虞がないと認める場合においては、投票をさせることを妨げない。

(投票の秘密保持)

第52條 何人も、選挙人の投票した被選挙人の氏名を陳述する義務はない。

(投票箱の閉鎖)

第53條 投票所を閉じるべき時刻になつたときは、投票管理者は、その旨を告げて、投票所の入口を鎖し、投票所にある選挙人の投票の結了するのを待つて、投票箱を開鎖しなければならない。

2 何人も、投票箱の閉鎖後は、投

票をすることができない。

(投票録の作成)

第54條 投票管理者は、投票録を作り、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

- (投票箱等の送致)

第五十五条 投票管理者が同時に当該選挙の開票管理者である場合を除く外、投票管理者は、一人又は数人の投票立会人とともに、投票の當日、その投票箱、投票録及び選挙人名簿又はその抄本を開票管理者に送致しなければならない。

(株上投票)

第五十六条 島その他交通不便の地に於いて、投票の當日に投票箱を送致することができない情況があると認めるときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については都道府県の選挙管理委員会)は、適宜にその投票の期日を定め、開票の期日までにその投票箱、投票録及び選挙人名簿又はその抄本を送致させることができない。

(投票所の出入し得る者)

第五十七条 選挙人、投票所の事務に從事する者、投票所を監視する職権を有する者並びに当該警察官及び警察吏員でなければ、投票所に入ることができない。

(投票所における秩序保持のための処分の請求)

第五十八条 投票管理者は、投票所の秩序を保持し、必要があると認めるときは、当該警察官又は警察吏員の処分を請求することができる。

(投票所における秩序保持)

第五十九条 投票管理者は、投票所の秩序を保持するための処分の請求を受けるときは、投票立会人に届け出ることを妨げない。

(繰延投票)

第五十七条 天災その他の避けることができない事故により投票を行ふことができないとき又は更に投票を行う必要があるときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については都道府県の選挙管理委員会)は、更に期日を定めて投票所外に退出せしめることができる。

(開票所における秩序保持)

第六十条 投票所において演説討論をし若しくはけん騒にわたり又は投票に関し協議若しくは勧誘をして、その他投票所の秩序をみだす者は、その他の投票所の秩序をみだす者は、投票所外に退出せしめることができる。

(開票立会人)

第六十二条 公職の候補者は、当該選挙の各開票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、開票管理者に届け出ることができる。但し、同一人を届け出ることを妨げない。

(開票立会人)

第六十三条 前項の規定により届出のあつた候補者が死亡し又は公職の候補者たることを辞したときは、その届出にかかる者を除く。以下同じ。が十人を超えないときは、直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは、届出のあつた者において開票立会人とし、十人を超えるときは、

3 前項の規定による互選は、投票により行い、得票の最多数の者を

4 委員会において、少くとも五日前に告示しなければならない。

5 2 参議院議員、参議院議員、都道府県の議員及び長並びに都道府県の教育委員会の委員の選挙について前項に規定する事由を生じた場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該選挙の選挙長(参議院全国選出議員の選挙については選挙分会長)を経て都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。

6 3 方選出議員の選挙と全国選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該選挙の選挙長(参議院全国選出議員の選挙については選挙分会長)を経て都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。

- 委員会において、少くとも五日前に告示しなければならない。
- 2 参議院議員、参議院議員、都道府県の議員及び長並びに都道府県の教育委員会の委員の選挙について前項に規定する事由を生じた場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該選挙の選挙長(参議院全国選出議員の選挙については選挙分会長)を経て都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。
- 3 方選出議員の選挙と全国選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該選挙の選挙長(参議院全国選出議員の選挙については選挙分会長)を経て都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。
- 4 同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、一の開票区において、三人以上開票立会人となることができない。
- 5 第一項の規定により届出のある者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項及び第三項の規定にかかるらず、届出により直ちに開票立会人を定め得る場合にあつてはその者の中で開票管理者がくじで定めた者一人、互選により開票立会人を定めるべき場合にあつては得票最多数の者一人(二人を定めるに当り得票数が同じであるときは、開票管理者がくじで定めた者一人、互選により開票立会人を定めるべき者は、開票立会人となること)ができない。
- 6 第二項、第三項又は前項の規定により開票立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が三人以上となつたときは、開票管理者がくじで定めた者一人以外の者は、その職を失う。
- 7 第二項の規定による互選又は第五項の規定によるくじは、選挙の期日前二日に行う。
- 8 第二項の規定による互選又は第五項若しくは第六項の規定によるくじを行すべき場所及び日時は、開票管理者において、予め告示しなければならない。

9 公職の候補者が死亡し又は公職

の候補者たることを辞したとき

は、その届出にかかる開票立会人

は、その職を失う。

10 第二項の規定による開票立会人

が三人に達しないとき若しくは三

人に達しなくなつたとき又は開票

立会人で参會する者が開票所を開

くべき時刻になつても三人に達し

ないとき若しくはその後三人に達

しなくなつたときは、開票管理者

は、その開票区における選舉人名

簿に登録された者の中から三人に

達するまでの開票立会人を選任

し、直ちにこれを本人に通知し、

開票に立ち会わしめなければなら

ない。但し、第二項の規定による

開票立会人を届け出た公職の候補

者の属し又は開票管理者の選任し

た開票立会人の属する政党その他

の政治団体と同一の政党その他の

政治団体に属する者を当該公職の

候補者の届出にかかる開票立会人

又は開票管理者の選任にかかる開

票立会人を通じて三人以上選任す

ることができない。

11 当該選舉の公職の候補者は、開

票立会人となることができない。

12 開票立会人は、正当な理由がな

ければ、その職を辞することがで

きない。

(開票所の設置)

第六十三條 開票所は、市役所、町

村役場又は開票管理者の指定した

場所に設ける。

(開票の場所及び日時の告示)

第六十四條 開票管理者は、予め開

票の場所及び日時を告示しなけれ

ばならない。

(開票日)

第六十五條 開票は、投票の当日又

はその翌日（一開票区に数投票区

があるときは、すべての投票箱の

選挙を受けた日又はその翌日）に

行つ。

(開票)

第六十六條 開票管理者は、開票立

会人立会の上、投票箱を開き、先

ず第五十條（選挙人の確認及び投票の拒

否）第三項及び第五項の規定によ

る投票を調査し、開票立会人の意

見を聴き、その投票を受理するか

どうかを決定しなければならな

い。

2 開票管理者は、開票立会人とと

もに、当該選挙における各投票所

の投票を開票区ごとに混同して、

投票を点検しなければならない。

3 投票の点検が終つたときは、開

票管理者は、直ちにその結果を透

かし、投票立会人を届け出た公職の

候補者の選任にかかる開票立会人

又は開票管理者の選任にかかる開

票立会人を通じて三人以上選任す

ることができない。

4 開票立会人の届け出た公職の

候補者の選任にかかる開票立会人

又は開票管理者の選任にかかる開

票立会人を通じて三人以上選任す

ることができない。

5 公職の候補者の氏名の外、他

の氏名を記載したもの

6 公職の候補者の氏名を自書し

ないもの

(開票の準備)

十八條（選舉事務管理者の立候補制限）

若しくは第八十九條（公職員の立候補制限）の規定により公職の候補者となることができない者の氏

名を記載したもの

四 被選挙権のない公職の候補者

五 公職の候補者の氏名の外、他

の氏名を記載したもの

六 公職の候補者の氏名を自書し

ないもの

七 公職の候補者の何人を記載し

たかを確認し難いもの

8 第百九條（再選挙）、第一百一條（再選

挙）又は第一百三條（補欠選挙）の規

定による衆議院議員、參議院議

員、地方公共団体の議会の議員又

は教育委員会の委員の再選挙又は

補欠選挙の場合において当該議員

又は委員の職に現にある者の氏名又

は教育委員会の委員の再選挙又は

補欠選挙の場合において当該議員

又は委員の職に現にある者の氏名

を記載した投票も、また前項と同

様無効とする。

3 參議院議員の通常選挙の場合に

おいて在任期間の長い地方選出議

員又は全國選出議員たる參議院議

員の職に現にある者の氏名を記載

した投票並びに教育委員会の委員

の定例選挙の場合において在任期

間の長い委員の職に現にある者の

氏名を記載した投票も、また第一

につき、開票の参觀を求めるこ

とができる。

(開票録の作成)

第七十條 開票管理者は、開票録を

作り、開票に関する次第を記載

し、開票立会人とともに、これに

署名しなければならない。

(投票、投票録及び開票録の保存)

第七十一條 投票は、有効無効を区

別し、投票録及び開票録と併せ

て、市町村の選挙管理委員会にお

いて、当該選挙にかかる議員・長

又は委員の任期間、保存しなけれ

ばならない。

(一部無効に因る再選挙の開票)

第七十二條 選挙の一部が無効とな

り再選挙を行つた場合の開票にお

いては、その投票の効力を決定し

なければならない。

(総選開票)

第七十三條 第五十七條（總選投票）

第一項本文及び第二項の規定は、開

票について、準用する。

(開票所の取締)

第七十四條 第五十八條（投票所に出入

りする者）第五十九條（投票所の數算保

持のための認定）及び第六十條

（投票所の取締について、準用する。

第八章 選挙会及び選挙分会

(選挙長及び選挙分会長)

第七十五條 各選挙ごとに、選挙長

を置く。

外、都道府県ごとに、選挙分会長

を置く。

選挙長は、当該選挙の選挙権を

有する者の中から当該選挙に関す

る事務を管理する選挙管理委員会

の選任した者をもつて、選挙分会

長は、当該選挙の選挙権を有する

者の中から都道府県の選挙管理委

員会の選任した者をもつて、これ

に充てる。

4 選挙長は、選挙会に関する事務

を、選挙分会長は、選挙分会に関す

る事務を、担任する。

5 選挙の選挙権を有しなかつたと

きは、その職を失う。

(選挙立会)

第七十六條 第六十一条（開票立会）

の規定は、選挙会及び選挙分会の

選挙立会人に、適用する。

(選挙会及び選挙分会の開催場所)

第七十七条 選挙会は、都道府県厅

又は選挙長の指定した場所で開

く。

2 選挙分会は、都道府県厅又は選

挙会長の指定した場所で開く。

(選挙会事務と選挙会事務との合同)

第七十九條 地方公共団体の議会の

議員及び長並びに教育委員会の委

員の選挙において選挙会の区域と

開票区の区域が同一である場合に

は、第六十六條（開票）第一項及び

第二項、第六十七條（開票の場合の投

票の効力の決定）後段並びに第六十八

條無効化の規定を除いた第七章

(席次)の規定にかかわらず、当該

選挙の開票の事務は、選挙会場に

おいて選挙会の事務に合せて行う

ことができる。

2 前項の規定により開票の事務を

選挙会の事務に合せて行う場合に

おいては、開票管理者は開票立

会人は、選挙長又は選挙立会人を

もつてこれに充て、開票に関する

次第は、選挙録中に併せて記載す

るものとする。

(選挙会又は選挙分会の開催)

第八十條 選挙長(参議院全国選出議員の選挙における選挙会又は選挙分会の開催)

選挙長は、すべての選挙立会人を除く。又は選挙分会長は、すべての

開票管理者から第六十六條第三項

(投票の点検終了後の結果報告)の規定によ

る報告を受けた日又はその翌日

に選挙会又は選挙分会を開き、選

挙立会人立会の上、その報告を調

査し、各公職の候補者の得票総数

議員の選挙における選挙長を除く。又は選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各公職の候補者の得票総数

を計算しなければならない。

2 前條第一項の場合においては、

選挙長は、前項の規定にかかわら

なければならぬ。

3 第一項に規定する選挙長又は選

挙立会長は、選挙の一部が無効と

なり再選挙を行つた場合において

第六十六條第三項の規定による報

告を受けたときは、第一項の例に

より、他の部分の報告とともに、

更にこれを調査し、各公職の候補

者の得票総数を計算しなければな

(参議院全国選出議員の場合の選

挙会の開催)

第八十一條 参議院(全国選出議員の選挙における選挙会長の選定)

は、前條第一項及び第三項の規定

による調査を終つたときは、選挙

録の写を添えて、直ちにその結果

を当該選挙長に報告しなければな

らない。

2 前項の選挙長は、すべての選

挙立会長から前項の報告を受けた日

又はその翌日に選挙会を開き、選

挙立会人立会の上、その報告を調

査し、各公職の候補者の得票総数

を計算しなければならない。

3 選挙の一部が無効となり再選挙

を行つた場合において第一項の報

告を受けたときは、当該選挙立会

は、前項の例により、他の部分の

報告とともに、更にこれを調査

し、各公職の候補者の得票総数を

計算しなければならない。

(選挙会及び選挙分会の選取)

第八十二條 選挙人は、その選挙会

及び選挙分会の参加を求めるこ

とができる。

(選挙録の作成及び選挙録その他の

関係書類の保存)

第八十三條 選挙長又は選挙分会長

は、選挙録を作り、選挙会又は

選挙分会に関する次第を記載し、

選挙立会人とともに、これに署名

しなければならない。

2 選挙録は、第六十六條第三項

(投票の点検終了後の結果報告)の規定によ

る報告に關する書類(参議院全

国選出議員の選挙にあつては第六

十一條第一項(選挙会長の選挙長への報告)の規定による報告に關する書類

の規定による報告に關する書類

類)と併せて、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会は、當該都道府県の選挙管理委員会において、当該選挙にかかる選挙立会人を登録された者が他の公職の候補者としようとするときには、本人の承諾を得て、前項の期間内に、文書でその推薦の届け出をすることができる。

選挙長に届け出なければならない。

2 選挙立会人を登録された者が他の公職の候補者としようとするときには、本人の承諾を得て、前項の期間内に、文書でその推薦の届け出をすることができる。

3 衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議員の議員及び教育委員会の委員の選挙については、前項の期間内に届け出のあつた公職の候補者が、その選挙における議員又は委員の定数を超える場合に、その期間を経過した後当該候補者が死亡し又は候補者たる旨を告示しなければならない。

4 第九章 公職の候補者

(公職の候補者の立候補の届出等)

第五十九條(候補のための処分の請求)

第一項本文の規定は、選挙会及び選

挙立会に准用する。

(選挙会場及び選挙分会場の取締)

第八十五條 第五十八條(投票所に出入

し得る者)、第五十九條(投票所の秩序

保持のための処分の請求)及び第六十條

(投票所における候補代名)の規定は、選

挙立会場及び選挙分会場の取締について、准用する。

(緑延選挙会又は緑延選挙分会)

第八十四條 第五十七條(緑延投票所の秩序

保持のための処分の請求)第一項本文の規定は、選挙会及び選

挙立会に准用する。

(緑延選挙会又は緑延選挙分会の取締)

第八十六條 公職の候補者とならう

とする者は、当該選挙の期日の公

示又は告示があつた日から、衆議院議員、参議院議員(地方選出)議員、

地方公共団体の議員の議員及び長

並びに教育委員会の委員の候補者

にあつてはその選挙の期日前十日までに、参議院(全国選出)議員の候補者にあつてはその選挙の期日前十日までに、文書でその旨を

届け出することができる。

5 地方公共団体の長の選挙につい

て第一項、第二項及び前項の規定

とともに、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に報

告しなければならない。

(重複立候補の禁止)

第八十七條 一の選挙区において公

職の候補者となつた者は、同時に、

以上ある場合において、その選挙の期日の前日までに当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したため候補者が一人となつたときは、選挙の期日は、第三十三條(在任期間)による選挙第三項、第三十四條(その他)第六項又は百十九條(同時選挙)第三項の規定により告示した期日後五日に当る日に延期するものとする。この場合においては、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

2 選挙立候補者が一人となつたときには、本人の承諾を得て、前項の期間内に、文書でその推薦の届け出をすることができる。

3 衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議員及び教育委員会の委員の選挙については、前項の期間内に届け出のあつた公職の候補者が死亡し又は候補者たる旨を告示しなければならない。

4 第一項及び第二項の例により、その期間内に届け出のあつた公職の候補者が死亡し又は候補者たる旨を告示することができる。

5 第一項から第四項まで、第六項及び前項の届出があつたときは、その告示があつた日から当該選挙の期日前三日までに、第一項又は第二項の例により、当該地方公共団体の長の候補者の届出又は推薦届出をすることができる。

6 前項及び第二百二十六條第二項のことを辞したときは、前二項の例により、衆議院議員、参議院議員、参議院(地方選出)議員、地方公共団体の議員の候補者が一人となつた場合は、その告示があつた日から当該選挙の期日前三日までに、第一項又は第二項の例により、当該地方公共団体の長の候補者の届出又は推薦届出をすることができる。

7 公職の候補者は、選挙長に届け出をしなければ、その候補者たる旨を辞することができない。

8 第一項から第四項まで、第六項及び前項の届出があつたときは、その告示があつた日から当該選挙の期日前三日までに、第一項又は第二項の例により、当該地方公共団体の長の候補者の届出又は推薦届出をすることができる。

9 第一項から第四項まで、第六項及び前項の届出があつたときは、その告示があつた日から当該選挙の期日前三日までに、第一項又は第二項の例により、当該地方公共団体の長の候補者の届出又は推薦届出をすることができる。

10 第一項から第四項まで、第六項及び前項の届出があつたときは、その告示があつた日から当該選挙の期日前三日までに、第一項又は第二項の例により、当該地方公共団体の長の候補者の届出又は推薦届出をすることができる。

11 第一項から第四項まで、第六項及び前項の届出があつたときは、その告示があつた日から当該選挙の期日前三日までに、第一項又は第二項の例により、当該地方公共団体の長の候補者の届出又は推薦届出をすることができる。

他の選舉区において、当該選舉における公職の候補者となることができない。

参議院議員の選舉においては、全国選出議員の候補者となつた者は、同時に、当該選舉における地方選出議員の候補者となることができず、また地方選出議員の候補者となつた者は、同時に、当該選舉における全国選出議員の候補者となることができない。

3 一の教育委員会の委員の候補者となつた者は、同時に、他の教育委員会の委員の候補者となることができない。

（選舉事務関係者の立候補制限）第八十八條 左の各号に掲げる者は、在職中、その関係区域内において、当該選舉の公職の候補者となることができない。

二 開票管理者

三 選舉長及び選舉分会長
(公務員の立候補制限)

第八十九條 国又は地方公共団体の公務員は、在職中、公職の候補者となることができない。但し、左の各号に掲げる公務員は、この限りでない。

一 内閣総理大臣その他の大蔵官、内閣官房長官及び政務次官

二 技術者、技能者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者で、政令で指定するもの

三 前各号に掲げる者の外事務として委員、顧問、參與その他これらに準ずる職にある者で、政令で指定するもの

ものとみなす。

衆議院議員の任期満了に因る総選舉又は参議院議員の通常選舉が行われる場合においては、当該衆議院議員又は参議院議員は、前項本文の規定にかかわらず、在職中、その選舉における候補者となることができる。地方公共団体の議員若しくは長又は教育委員会の委員の任期満了に因る選舉が行われる場合において当該議員、長又は委員がその選舉における候補者となる場合も、また同様とする。

3 地方公共団体の議員は、第一項本文の規定にかかわらず、在職中、他の地方公共団体の議員となる場合も、また同様とする。

（地方公共団体の議員は、第一項本文の規定にかかわらず、在職中、他の地方公共団体の議員となる場合も、また同様とする。）

第一項本文の規定は、同項第一号及び第二号に掲げる者並びに前二項に規定する者がその職に伴い兼ねている国又は地方公共団体の公務員たる地位に影響を及ぼすものではない。

（立候補のための公務員の退職）第九十条 前條の規定により公職の候補者となることができない公務員が、公職の候補者となることを目的をもつて公務員たることを辞する旨の申出をした場合において、その申出の日から五日以内に公務員たることを辞することができるときは、当該公務員の退職

（立候補のための公務員の退職）第九十一条 前條の規定により公職の候補者となることができない公務員は、在職中、公職の候補者となることができない。但し、左の各号に掲げる公務員は、この限りでない。

一 内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣官房長官及び政務次官

二 技術者、技能者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者で、政令で指定するもの

三 前各号に掲げる者の外事務として委員、顧問、參與その他これらに準ずる職にある者で、政令で指定するもの

ものとみなす。

「公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合」又は第八十九條(公務員の立候補制限)の規定により公職の候補者として届出又は推薦届出のあつた者が、第八十八条(公務員の立候補制限)又は第八十九條(公務員の立候補制限)の規定により公職の候補者となることを辭したものとみなす。

第九十二条 町村の議員の職員及び長並びに町村の教育委員会の委員の選舉の場合を除く外、公職の候補者の届出又は推薦届出をして供託しなければならない。供託する者は、公職の候補者一人につき、左の各号の区分による金額又はこれに相当する額面の国債証書を供託しなければならない。

一 衆議院議員の選舉 三万円

二 参議院議員の選舉 三万円

三 都道府県の議員の選舉 一万円

四 都道府県知事の選舉 三万円

五 市の議員の選舉 五千円

六 市長の選舉 一万五千円

七 都道府県の教育委員会の委員の選舉

八 市の教育委員会の委員 一万円

（供託物の没収）第九十三条 公職の候補者の得票数

に関する法令の規定にかかわらず、その申出の日以後五日以内に公務員たることを辞した場合において、その申出の日から五日以内に公務員たることを辞することができるときは、当該公務員の退職

（立候補のための公務員の退職）第九十四条 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事又は都道府県の教育委員会の委員の選舉において公職の候補者の届出又は推薦届出をしようとする者は、選舉運動に關する公費に要する経費の分担として公職の候補者一人につき、

二万円（都道府県の教育委員会の

長並びにその教育委員会の委員の選舉においては、当該都道府県に、市議会の議員及び長並びにその

教育委員会の委員の選舉にあつては、当該市に、帰属する。

（立候補の辞退とみなされる場合）当該選舉区内の議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の五分の一

（立候補の辞退とみなされる場合）通常選舉における当該選舉区内の議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の五分の一

（立候補の辞退とみなされる場合）通常選舉における当該選舉区内の議員の定数を超える場合は、その選舉すべき議員の数が通常選舉における当該選舉区内の議員の定数を超えて得た数の五分の一

（立候補の辞退とみなされる場合）通常選舉における当該選舉区内の議員の定数を超えて得た数の五分の一

委員の選挙にあつては一万円)又はこれに相当する額面の国債証書を、衆議院議員及び参議院議員の選挙にあつては国庫に、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の選挙にあつては当該都道府県に予め国庫に納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した物は、当該公職の候補者が選挙の期日までに死亡し又はその公職の候補者たることを辞したときその他いかなる場合においても、返還しないものとする。但し、公職の候補者の届出又は推薦届出をしなかつた場合に限り、返還するものとする。

一 衆議院議員の選挙
二 参議院(全国選出)議員の選挙
三 参議院(地方選出)議員の選挙

3 第一項の規定による納付をした者が、当該選挙区(選挙区がないときはその区域)において第百九條(再選挙)又は第百十條(再選挙)の規定により再選挙が行われるとき、再び公職の候補者の届出又は推薦届出をする場合には、第一項の規定による納付することを要しない。

第十一章 当選人

(当選人)
第九十五条 各選挙において、有効投票の最多数を得た者をもつて當選人とする。但し、左の各号の区分による得票がなければならぬ。

当該選挙区内の議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票

通常選挙における議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の六分の一以上の得票

通常選挙における当該選挙区内の議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票

但し、選挙すべき議員の数を通常選挙における当該選挙区内の議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票

2 当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。

(当選人の更正決定)
第九十六条 第二百一條(選挙の効力に關する異議の申立及び訴願)第一項若しくは第三項、第二百二條(選挙の効力に關する訴訟)第一項、第二百四條(選挙の効力に關する訴訟)、第二百六條(選挙の効力に關する異議の申立及び訴願)、第二百七條(選挙の効力に關する訴訟)第一項又は第二百八條(選挙の効力に關する訴訟)第一項の規定による異議の申立、訴願又は訴訟の結果、再選挙を行わないで當選人を定めることができた場合においては、直ちに選挙会を開き、當選人を定めなければならぬ。

(当選人の繰上補充)
第九十七条 当選人が死亡者であるとき又は第九十九條(被選挙権の喪失)第一項(被選挙権の喪失)若しくは第一百四條(被選挙権の喪失)第一項(被選挙権の喪失)の規定による得票者又は第六号の規定による得票者の中から當選人を定めたとき、當選人の繰上補充の適用を受けた得票者で當選人を定めなければならない。

3 地方公共団体の長の選挙について、第一百九條第五号又は第六号の規定による得票者の中から當選人を定めなければならない。

(無投票票選)
第一條 衆議院議員、参議院議員、

定例選挙における委員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票 但し、選挙すべき委員の数が定例選挙における委員の定数を超える場合には、その選挙すべて委員の数をもつて有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票

5 前項の規定により當選人を定めることができないときは、直ちに選挙会を開き、第九十五条第一項但書の規定による得票者で當選人を定めなければならない。
選挙会を開き、第九十五条第一項但書の規定による得票者で當選人を定めなければならない。
選挙会を開き、第九十五条第一項但書の規定による得票者で當選人を定めなければならない。
選挙会を開き、第九十五条第一項但書の規定による得票者で當選人を定めなければならない。
選挙会を開き、第九十五条第一項但書の規定による得票者で當選人を定めなければならない。

事由が生じた場合において、第九十五条第二項の規定の適用を受けた得票者で當選人とならなかつたものがいるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から當選人を定めなければならない。

四 地方公共団体の議会の議員の選挙
五 地方公共団体の長の選挙

票

当該選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)をもつて選挙すべき議員の数をもつて有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票

有効投票の総数の八分の三以上の得票

有効投票の総数の八分の三以上の得票

1 当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。

2 衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙について、第一百九條(被選挙権の喪失)第五号若しくは第六号の事由がその選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五条第一項但書の規定による得票者で當選人とならなかつたものがあるときは、これらの事由がその選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五条第二項(被選挙権の喪失)若しくは第一百八條第二項(被選挙権の喪失)における同点者の場合の規定による得票者で當選人とならなかつたものがその選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、これを當選人と定めることができる。
第五條第二項(被選挙権の喪失)若しくは第一百十八條第二項(被選挙権の喪失)における同点者の場合の規定による得票者で當選人とならなかつたものがその選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、これを當選人と定めることができる。

3 地方公共団体の長の選挙について、第一百九條第五号又は第六号の規定による得票者の中から當選人を定めなければならない。
4 教育委員会の委員の選挙について、第一百九條第五号又は第六号の規定による得票者の中から當選人を定めなければならない。

5 前項の規定により當選人を定めることができないときは、直ちに選挙会を開き、第九十五条第一項但書の規定による得票者で當選人を定めなければならない。
選挙会を開き、第九十五条第一項但書の規定による得票者で當選人を定めなければならない。
選挙会を開き、第九十五条第一項但書の規定による得票者で當選人を定めなければならない。
選挙会を開き、第九十五条第一項但書の規定による得票者で當選人を定めなければならない。

六 教育委員会の委員の選挙
七 第一百四條(被選挙権の喪失)第一項(被選挙権の喪失)の規定による得票者又は第六号の規定による得票者の中から當選人を定めなければならない。

の規定にかかわらず、直近に行われる当該都道府県又は市町村の教育委員会の委員の定例選舉と同時にその補欠選舉を行わなければならない。

8 前二項の場合においては、一の選舉をもつて併合して行う。

9 第二項から第五項までの規定は、在任期間を異にする教育委員会の委員につき前項の規定により選舉を合併して行つた場合の当選人の決定について、準用する。

(議員又は當選人がすべてない場合の地方公共団体の一般選舉)

第一百六十六條 地方公共団体の議会の議員又はその選舉における當選人について、准用する。

(議員又は當選人がすべてない場合の地方公共団体の一 般選舉)

第一百六十七條 第一百三條第一項(再選)又は第一百三條第一項(再選投票)に規定する事由が生じた場合において、議員又は當選人がすべてないときはすべてなくなつたときには、これらの規定にかかわらず、當該選舉管理委員会は、選舉の期日を定めてこれを告示し、一般選舉を行わせなければならない。

(地方公共団体の長の決選投票)

第一百六十八條 地方公共団体の議会の議員又はその選舉における當選人について、准用する。

(議員又は當選人がすべてない場合の地方公共団体の長の決選投票)

第一百六十九條 地方公共団体の議会の議員又はその選舉における當選人について、准用する。

(議員又は當選人がすべてなくなつたときには、その選舉の期日は、第一項の規定にかかるべき事由を生じた場合に延期するものとする。この

場合においては、當該選舉管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

4 第一項の場合において、二人の候補者を定めるに当り得票数が同じであるため得票数によつては一人を定めることができないときは、當該選舉管理委員会がくじで定める。

5 第一項の選舉において、第二項の規定による告示のあつた日前当選の期日の告示(告示)の規定によつては、當選人がない場合は、當該選舉管理委員会は、更に選舉を行わ

せなければならない。この場合には、その一人の候補者及び第一項立候補の提出)第一項 第二項、第四項及び第六項、第九十二條(公當する候補者の分担金の納付)の規定にかかわらず、その選舉において有効投票の最多数を得たもの一人をもつて候補者とする。得票数が同じであるため得票数によつてはその候補者を定めることができないときは、當該選舉をもつてその候補者とする。

2 前項及び第一百二十八條(決選投票の同時選舉)の場合においては、當該選舉管理委員会は、選舉の期日前五日までに、選舉の期日を告示しなければならない。

3 第一項の選舉において、前項の規定により告示のあつた期日から選舉の期日の前日までに當該候補者が死亡又は候補者たることを辞したため候補者が一人となつたときは、その選舉の期日は、第一項の規定にかかるべき事由を生じた日以前候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつた場合又は同様第三項に規定する事由が生じた場合において、同様第五項の規定による告示のあつた日以前候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつた場合は、當該選舉管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

4 第一項の場合において、二人の候補者を定めるに当り得票数が同じであるため得票数によつては一人を定めなければならない。

5 第一項の選舉において、第二項の規定による告示のあつた日前当選の期日の告示(告示)の規定によつては、當選人がない場合は、當該選舉管理委員会は、更に選舉を行わ

百二十八條第三項の場合においては、その一人の候補者及び第一項立候補の提出)第一項 第二項、第四項及び第六項、第九十二條(公當する候補者の分担金の納付)の規定にかかるべき事由を生じた日以前候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつた場合は、當該選舉管理委員会がくじで定める。

(同時に行う選舉の範囲)

第二章 選舉を同時にを行うための特例

第百十九條 都道府県の議会の議員選舉、都道府県の教育委員会の委員の選舉及び市町村の議会の議員の選舉、市町村長の選舉及び市町村の教育委員会の委員の選舉は、それこれらに規定中三人あるのは二人とする。

第十一章 選舉を同時にを行うための特例

(同時に選舉の範囲)

第百十九條 都道府県の議員選舉及び市町村の議会の議員の選舉、市町村長の選舉及び市町村の教育委員会の委員の選舉は、それこれらに規定中三人あるのは二人とする。

第十八條(公當する候補者の分担金の納付)第一項 第二項、第四項及び第六項、第九十二條(公當する候補者の分担金の納付)の規定に規定する任期末了に因る選舉(第百十五條第四号及び第六号並びに第九十四條第一項(公當する候補者の分担金の納付)の規定にかかるべき事由を生じた日以前候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつた場合は、當該選舉管理委員会がくじで定める。

第十九條(公當する候補者の分担金の納付)第一項 第二項、第四項及び第六項、第九十二條(公當する候補者の分担金の納付)の規定に規定する任期末了に因る選舉(第百十五條第四号及び第六号並びに第九十四條第一項(公當する候補者の分担金の納付)の規定にかかるべき事由を生じた日以前候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつた場合は、當該選舉管理委員会がくじで定める。

第二章 選舉を同時にを行うための特例

(同時に選舉の範囲)

第百十九條 都道府県の議員選舉及び市町村の議会の議員の選舉、市町村長の選舉及び市町村の教育委員会の委員の選舉は、それこれらに規定中三人あるのは二人とする。

第十八條(公當する候補者の分担金の納付)第一項 第二項、第四項及び第六項、第九十二條(公當する候補者の分担金の納付)の規定に規定する任期末了に因る選舉(第百十五條第四号及び第六号並びに第九十四條第一項(公當する候補者の分担金の納付)の規定にかかるべき事由を生じた日以前候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつた場合は、當該選舉管理委員会がくじで定める。

第十九條(公當する候補者の分担金の納付)第一項 第二項、第四項及び第六項、第九十二條(公當する候補者の分担金の納付)の規定に規定する任期末了に因る選舉(第百十五條第四号及び第六号並びに第九十四條第一項(公當する候補者の分担金の納付)の規定にかかるべき事由を生じた日以前候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつた場合は、當該選舉管理委員会がくじで定める。

第二章 選舉を同時にを行うための特例

(同時に選舉の範囲)

第百十九條 都道府県の議員選舉及び市町村の議会の議員の選舉、市町村長の選舉及び市町村の教育委員会の委員の選舉は、それこれらに規定中三人あるのは二人とする。

第十八條(公當する候補者の分担金の納付)第一項 第二項、第四項及び第六項、第九十二條(公當する候補者の分担金の納付)の規定に規定する任期末了に因る選舉(第百十五條第四号及び第六号並びに第九十四條第一項(公當する候補者の分担金の納付)の規定にかかるべき事由を生じた日以前候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつた場合は、當該選舉管理委員会がくじで定める。

第十九條(公當する候補者の分担金の納付)第一項 第二項、第四項及び第六項、第九十二條(公當する候補者の分担金の納付)の規定に規定する任期末了に因る選舉(第百十五條第四号及び第六号並びに第九十四條第一項(公當する候補者の分担金の納付)の規定にかかるべき事由を生じた日以前候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつた場合は、當該選舉管理委員会がくじで定める。

第二章 選舉を同時にを行うための特例

(同時に選舉の範囲)

第百十九條 都道府県の議員選舉及び市町村の議会の議員の選舉、市町村長の選舉及び市町村の教育委員会の委員の選舉は、それこれらに規定中三人あるのは二人とする。

第十八條(公當する候補者の分担金の納付)第一項 第二項、第四項及び第六項、第九十二條(公當する候補者の分担金の納付)の規定に規定する任期末了に因る選舉(第百十五條第四号及び第六号並びに第九十四條第一項(公當する候補者の分担金の納付)の規定にかかるべき事由を生じた日以前候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつた場合は、當該選舉管理委員会がくじで定める。

第十九條(公當する候補者の分担金の納付)第一項 第二項、第四項及び第六項、第九十二條(公當する候補者の分担金の納付)の規定に規定する任期末了に因る選舉(第百十五條第四号及び第六号並びに第九十四條第一項(公當する候補者の分担金の納付)の規定にかかるべき事由を生じた日以前候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつた場合は、當該選舉管理委員会がくじで定める。

会は、市町村の議会の議員若しくは長又は市町村の教育委員会の委員の選舉を行う場合においては、

第七項(補充委員の換算に規定する任期末了に因る選舉)の規定中三人あるのは二人とする。

(選舉の同時施行決定までの市町村の選舉の施行停止)

第一百二十一條 市町村の選舉は、前條第二項の規定による通知があるまでの間は行うことができない。但し、同條第一項の期間内に通知がないときは、この限りでない。

(補充選舉人名簿の期日、期間等の告示)

第一百二十二條 都道府県の選舉と市町村の選舉を同時に行う場合において第五十七條第一項(選舉投票権に規定する事由を生じたときは、都道府県の選舉管理委員会は、同條同項の例により更に投票を行わせなければならない)。

2 前項の場合においては、市町村の選舉管理委員会は、都道府県の選舉の選舉長を経て都道府県の選舉管理委員会にその旨を届け出なければならない。

(投票、開票及び選舉会に関する規定の適用)

第一百二十三條 第百十九條(選舉の同時施行)第一項又は第二項の規定により同時に選舉を行う場合においては、第三十六條(一人一票)に規定するもの除外外、投票及び開票に関する規定は、各選舉に通じて適用する。第一百九條第一項の規定により同時に選舉を行う場合において、選舉会の区域が同一であるときは、選舉会に関する規定についても、また同様とする。

2 前項の場合において必要な事項は、政令で定める。

(線上投票)

第一百二十四條 都道府県の選舉と市町村の選舉を同時に行う場合には、第五十六條(選舉投票権の規定による投票の期日は、同條の規定にかかわらず、都道府県の選舉管理委員会が定める)。

(緑延投票)

第一百二十五條 都道府県の選舉と市町村の選舉を同時に行う場合において第五十七條第一項(選舉投票権に規定する事由を生じたときは、都道府県の選舉管理委員会は、同條同項の例により更に投票を行わせなければならない)。

2 前項の場合においては、市町村の選舉管理委員会は、都道府県の選舉の選舉長を経て都道府県の選舉管理委員会にその旨を届け出なければならない。

(長の候補者が一人となつた場合の選舉期日の延期)

第一百二十六條 都道府県の選舉と市町村長の選舉を同時に選舉を行う場合において市町村長の選舉について第八十六條第五項(長の候補者が一人となつた場合)に規定する事由が生じたときは、市町村の選舉管理委員会に報告しなければならない。

2 都道府県知事の選舉と市町村長の選舉を同時に選舉を行う場合において、都道府県知事の選舉について、第八十六條第五項に規定する事由が生じたときは、市町村長の選舉について第八十六條第五項(長の候補者が一人となつた場合)に規定する事由が生じたときには、當該選舉における投票は、行わない。

(長の決議投票)

第一百二十七条 第百十九條(選舉の同時施行)第一項又は第二項の規定により同時に選舉を行う場合において、第百條第一項(無投票選舉)の場合を除く場合は、當該選舉における投票は、行わない。

(選舉運動の期間)

第一百二十九條 選舉運動は、各選舉の選舉に関する規定による告示の日から十五日以内において都道府県の選舉管理委員会の定める期日に、その選舉を同時に選舉することができる。

2 都道府県知事の選舉と市町村長の選舉を同時に選舉を行う場合において、都道府県知事の選舉について、第八十六條第五項に規定する事由が生じたときは、市町村長の選舉についても、また同様とする。

2 前項の場合において必要な事項は、政令で定める。

(選舉事務所の設置及び届出)

第一百三十條 公職の候補者は、その候補の立候補の届出)第一項から第四項まで若しくは第六項の規定による公職の候補者の届出のあつた日又は第百十七條第二項(長の決議投票の場合は、その報告の日から当該選舉の期日の前日まで)なれば、することができない。

2 都道府県知事の選舉と市町村長の選舉を同時に選舉を行う場合において、市町村長の選舉について、第八十六條第五項に規定する事由が生じたときは、都道府県の選舉管理委員会は、選舉の期日を延期し、その報告のあつた日(二以上)の報告があつたときは最後の報告のあつた日から七日以内に、選舉を同時に選舉管理委員会が定める。

わせなければならない。この場合においては、その期日は、少くとも五日前に告示しなければならない。

2 第百十九條(選舉の同時施行)第一項又は第二項の規定により同時に選舉を行う場合において、地方公共団体の長の選舉について第八十六條第五項に規定する事由が生じたときは、選舉の期日を延期し、その報告のあつた日(二以上)の報告があつたときは最後の報告のあつた日(二以上)から七日以内に、選舉を同時に行わなければならぬ。

3 第百十九條(選舉の同時施行)第一項又は第二項の規定により同時に選舉を行う場合において、地方公共団体の長の選舉について第八十六條第五項に規定する事由が生じたときは、選舉の期日を延期し、その報告のあつた日(二以上)の報告があつたときは最後の報告のあつた日(二以上)から七日以内に、選舉を同時に行わなければならぬ。

選舉管理委員会に報告しなければならない。

2 都道府県知事の選舉について第一百七條第三項に規定する事由が生じ、且つ、市町村長の選舉についてもまた前項の規定による報告があつたときは、選舉の期日を規定する事由が生じたことを知つたときは、都道府県の選舉管理委員会に届け出なければならない。

3 都道府県知事の選舉について第一百七條第三項に規定する事由が生じ、且つ、市町村長の選舉についてもまた前項の規定による報告があつたときは、選舉の期日を規定する事由が生じたことを知つたときは、都道府県の選舉管理委員会に届け出なければならない。

(選舉事務所の設置)

第一百三十一條 民議院議員、參議院議員(選舉事務所)又は都道府県知事の選舉における選舉事務所は、その公職の候補者一人につき、十五箇所まで設置するところにより、交通困難等の情況のある区域においては、五箇所まで設置することができる。

2 參議院(全國選出)議員の選舉における選舉事務所は、その公職の候補者一人につき、十五箇所まで設置することができる。但し、一箇所の都道府県においては、五箇所を超えることができない。

3 地方公共団体の議会の議員、市町村長又は教育委員会の委員の選舉における選舉事務所は、その公職の候補者一人につき、一箇所と設置することができる。但し、一箇所の都道府県においては、五箇所まで設置することができる。

4 都道府県知事の選舉と市町村長の選舉を同時に選舉を行う場合において、そのいずれかの選舉について第一百七條第三項に規定する事由が生じた場合に關し必要な事項は、政令で定める。

2 都道府県知事の選舉と市町村長の選舉を同時に選舉を行う場合において、そのいずれかの選舉について第一百七條第三項に規定する事由が生じた場合は、その公職の候補者一人につき、十五箇所まで設置することができる。但し、一箇所の都道府県においては、五箇所を超えることができない。

3 參議院(全國選出)議員の選舉における選舉事務所は、その公職の候補者一人につき、一箇所と設置することができる。但し、一箇所の都道府県においては、五箇所まで設置することができる。

4 都道府県知事の選舉と市町村長の選舉を同時に選舉を行う場合において、そのいずれかの選舉について第一百七條第三項に規定する事由が生じた場合は、その公職の候補者一人につき、十五箇所まで設置することができる。但し、一箇所の都道府県においては、五箇所を超えることができない。

2 参議院(全國選出)議員の選舉における選舉事務所は、その公職の候補者一人につき、一箇所と設置することができる。但し、一箇所の都道府県においては、五箇所まで設置することができる。

3 地方公共団体の議会の議員、市町村長又は教育委員会の委員の選舉における選舉事務所は、その公職の候補者一人につき、一箇所と設置することができる。但し、一箇所の都道府県においては、五箇所まで設置することができる。

4 都道府県知事の選舉と市町村長の選舉を同時に選舉を行う場合において、そのいずれかの選舉について第一百七條第三項に規定する事由が生じた場合は、その公職の候補者一人につき、十五箇所まで設置することができる。但し、一箇所の都道府県においては、五箇所を超えることができない。

2 参議院(全國選出)議員の選舉における選舉事務所は、その公職の候補者一人につき、一箇所と設置することができる。但し、一箇所の都道府県においては、五箇所まで設置することができる。

3 地方公共団体の議会の議員、市町村長又は教育委員会の委員の選舉における選舉事務所は、その公職の候補者一人につき、一箇所と設置することができる。但し、一箇所の都道府県においては、五箇所を超えることができない。

4 都道府県知事の選舉と市町村長の選舉を同時に選舉を行う場合において、そのいずれかの選舉について第一百七條第三項に規定する事由が生じた場合は、その公職の候補者一人につき、十五箇所まで設置することができる。但し、一箇所の都道府県においては、五箇所を超えることができない。

当該選舉につき、選舉事務所を設置することができない。

2 前項の者が選舉事務所を設置したときは、直ちにその旨を、当該選舉に関する事務を管理する選舉事務所に異動があつたときは、選舉事務所に異動があつたときも、また同様とする。

3 都道府県知事の選舉について第一百七條第三項に規定する事由が生じ、且つ、市町村長の選舉についてもまた前項の規定による報告があつたときは、選舉の期日を規定する事由が生じたことを知つたときは、都道府県の選舉管理委員会に届け出なければならない。

2 前項の者が選舉事務所を設置したときは、直ちにその旨を、当該選舉の期日を規定する事由が生じたことを知つたときは、都道府県の選舉管理委員会に届け出なければならない。

3 都道府県知事の選舉について第一百七條第三項に規定する事由が生じ、且つ、市町村長の選舉についてもまた前項の規定による報告があつたときは、選舉の期日を規定する事由が生じたことを知つたときは、都道府県の選舉管理委員会に届け出なければならない。

2 参議院(全國選出)議員の選舉における選舉事務所は、その公職の候補者一人につき、十五箇所まで設置することができる。但し、一箇所の都道府県においては、五箇所を超えることができない。

3 地方公共団体の議会の議員、市町村長又は教育委員会の委員の選舉における選舉事務所は、その公職の候補者一人につき、一箇所と設置することができる。但し、一箇所の都道府県においては、五箇所を超えることができない。

4 都道府県知事の選舉と市町村長の選舉を同時に選舉を行う場合において、そのいずれかの選舉について第一百七條第三項に規定する事由が生じた場合は、その公職の候補者一人につき、十五箇所まで設置することができる。但し、一箇所の都道府県においては、五箇所を超えることができない。

2 参議院(全國選出)議員の選舉における選舉事務所は、その公職の候補者一人につき、一箇所と設置することができる。但し、一箇所の都道府県においては、五箇所を超えることができない。

3 地方公共団体の議会の議員、市町村長又は教育委員会の委員の選舉における選舉事務所は、その公職の候補者一人につき、一箇所と設置することができる。但し、一箇所の都道府県においては、五箇所を超えることができない。

4 都道府県知事の選舉と市町村長の選舉を同時に選舉を行う場合において、そのいずれかの選舉について第一百七條第三項に規定する事由が生じた場合は、その公職の候補者一人につき、十五箇所まで設置することができる。但し、一箇所の都道府県においては、五箇所を超えることができない。

当該投票所を設けた場所の入口から三町以外の区域に限り、設置することができる。

(休憩所等の禁止)

休憩所その他これに類似する設備は、選舉運動のため設けることができない。

(選舉事務所の閉鎖命令)

第百三十四條 第百三十條第一項(選舉事務所の設置者)又は第三十二條(選舉事務所の制限)の規定

に違反して選舉事務所の設置があると認めるときは、当該選舉に関する事務を管理する選舉管理委員会は、直ちにその選舉事務所の閉鎖を命じなければならない。

2 第百三十一條(選舉事務所の數)の規定による定数を超えて選舉事務所の設置があると認めるときは、その超過した数の選舉事務所についても、また前項と同様とする。

(選舉事務関係者の選舉運動の禁止)

第百三十五條 第八十八條(立候補登記を受けた選舉事務関係者)に掲げる者は、在職中、その関係区域内において、選舉運動をすることができない。

(特定公務員の選舉運動の禁止)

第百三十六條 左の名号に掲げる者は、在職中、選舉運動をすることができない。

1 選舉管理委員会の委員及び職員

2 裁判官

3 会計検査官

4 公安委員会の委員

行為をすることができない。

(文書図画の頒布)

(自動車、拡声機及び船舶の使用)

七 収税官吏及び徵稅吏員

(教育者の地位利用の選舉運動の禁止)

八 立候補登記の選舉運動の禁止

第百三十七條 教育者(学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)に規定する学校の長及び教員をいう。)は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選舉運動をすることができない。

九 選舉運動のための自動車、拡声機及び船舶の使用

第百四十一條 衆議院議員、參議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選舉においては、主として選舉運動のために使用される自動車(道路交通取締法(昭和二十一年法律第三十号)第二條第五項に規定する諸車をいう。以下同じ。)、拡声機及び船舶は、公職の候補者一人について、左の各号の区分による制限を超えて使用することができない。

一 衆議院議員、參議院(地方選出)議員又は都道府県知事の選挙にあつては、公職の候補者一人について三万枚。但し、第百七十七條第一項(選舉投票の場合は、都道府県知事の選挙にあつては、五千枚

は、五千枚

二 參議院(全国選出)議員の選挙にあつては、公職の候補者一人について五万枚

三 都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつては、公職の候補者一人について一万枚

四 演説会場(第百五十二条(公管の立候補登記を行ふべき選舉)に規定する公管の立候補登記の演説会場を除く。)においてその演説会の開催中及び街頭演説の場所においてその演説中使用するボスター、立札及びちょうちん

五 前項第一号の規定により選舉事務所を表示するための文書図画は、第百二十九條(選舉運動の期間)の規定にかかるわらず、選挙の当日においても、掲示することができる。

六 前項第一号の規定により選舉事務所を表示するための文書図画(ボスター)は、左の各号の区分によ

7 前項の自動車、拡声機又は船舶を使用しようとする場合には、公職の候補者は、予め当該選舉に関する事務を管理する選舉管理委員會その他の政治団体の名称を言いつける行為は、前項に規定する禁止行為に該當するものとみなす。

8 飲食物の提供の禁止

第百三十九條 何人も、選舉運動に關し、いかなる名義をもつてする

9 選舉運動のための回覧板その他の文書図画又は看板(チラシカードを含む。以下同じ。)の類を多数の者に回覧させることは、第一項の頒布とみなす。但し、第百四十三條(文書図画の掲示)第一項第二号から第四号までに規定するものを回覧させることは、この限りでない。

10 文書図画の掲示

第百四十三条 選舉運動のために使

11 に該当するものの外は、掲示する

12 ことができない。

13 一 選舉事務所を表示するため

14 に、その場所において使用する

15 ポスター、立札、ちょうちん及

16 び看板の類

17 二 第百四十一條第一項(自動車、拡声機及び船舶の使用)の規定により主として当該公職の候補者の選挙運動のために使用される自動車、拡声機及び船舶の使用

18 三 主として選挙運動のために使

19 用されるそりに使用するボス

20 ダー、立札及びちょうちん

21 一 選舉事務所を管理する事務

22 2 選舉事務所を管理する事務

3 3 選舉事務所を管理する事務

4 4 選舉事務所を管理する事務

5 5 選舉事務所を管理する事務

6 6 選舉事務所を管理する事務

7 7 選舉事務所を管理する事務

8 8 選舉事務所を管理する事務

9 9 選舉事務所を管理する事務

10 10 選舉事務所を管理する事務

11 11 選舉事務所を管理する事務

12 12 選舉事務所を管理する事務

13 13 選舉事務所を管理する事務

14 14 選舉事務所を管理する事務

15 15 選舉事務所を管理する事務

ては、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選舉区の数が一を超える場合には、その「一」を増すことにこれに一千枚を加えた数

一 参議院(全国選出)議員の選舉にあつては、公職の候補者一人について二万枚(但し、一の都道府県においては三千枚を超えることができない。

三 都道府県の議会の議員、市の議員の議員、市長及び市の教育委員会の委員の選舉にあつては、公職の候補者一人について五百枚。但し、地方自治法第百五十五条第二項(文書图画の掲示)の規定によるものについては、市長の選舉にあつては、公職の候補者一人について二千枚。

四 町村の議会の議員及び長並びに町村の教育委員会の委員の選舉にあつては、公職の候補者一人について百枚。

2 前項のボスターには、当該選舉に関する事務を管理する選舉管理委員会の検印を受けなければならぬ。

3 第一項のボスターは、タブロイド型(長さ四十一センチメートル、巾二十八センチメートル)を超えてはならない。(ボスターの掲示箇所)

第百四十五条 何人も、國、地方公共団体、日本国有鉄道又は日本専売公社が所持し若しくは管理するものには、第百四十三条(文書图画の掲示)第一項第五号のボスターを掲示することができない。

2 何人も、第百四十三條第一項第十九條(文書图画の掲示)若しくは第百四十條(文書图画の掲示)若しくは第百四十九條(新聞広告)第百四十九條(新聞紙又は雑誌の販売業者としる者は、前項に規定する新聞紙又は雑誌を、通常の方法で頒布し又は選舉管理委員会において指定する場所に掲示することができる。

五号のボスターを他人の工作物に掲示しようとするときは、その所有者は又は管理者の承諾を得なければならぬ。文書图画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限) 第百四十六条 何人も、選舉運動の期間中は、著述、演芸等の廣告その他いかなる名義をもつてするを問わず、第一百四十二条(文書图画の風刺又は第一百四十三条(文書图画の掲示)の禁止を免れる行為として、公職の候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は公職の候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者らの名を表示する文書图画を頒布し又は掲示することができない。

2 前項の規定の適用については、選舉運動の期間中、公職の候補者の氏名、政党その他の政治団体の名前又は公職の候補者の推進届出者その他選舉運動に従事する者若しくは公職の候補者と同一戸籍内に在る者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類似する挨拶状を当該公職の候補者の選舉区(選舉区がないときはその区域)内に頒布し又は掲示する行為は、第一百四十二条の長さ四十一センチメートル、巾二十八センチメートル)を超えてはならない。

3 第一項のボスターは、タブロイド型(長さ四十一センチメートル、巾二十八センチメートル)を超えてはならない。

2 新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由) 第百四十八条 この法律に定めるところの選舉運動の制限に関する規定は、新聞紙又は雑誌が、選舉に關し、報道及び評論を掲載するの自由を妨げるものではない。但し、虚偽の事項を記載し又は事実を歪曲して記載する等表現の自由を濫用して選舉の公正を害してはならない。

2 前項の放送に関しては、それぞれの選舉ことに當該選舉区(選舉区がないときはその区域)のすべての公職の候補者に対して、同一放送設備を使用し、同一時間帯を無料で放送することができる。前項の放送に関しては、それぞれの選舉区(選舉区がないときはその区域)のすべての公職の候補者に対する放送設備を使用し、同一時間帯を無料で放送することができる。前項の放送の回数、日時その他の放送に關し必要な事項は、全國選舉管理委員会が日本放送協会との協議の上、定める。この場合において、特別の考慮が加えられなければならない。

2 前項の市は、人口概ね五万ごとを一単位として、立会演説会を開催するようしなければならない。第一項の町村以外の町村で人口、交通の状況等を斟酌の上都道府県の選舉管理委員会の指定したものは、立会演説会を開催しなければならない。

(経歴放送) 第百五十一條 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選舉においては、日本放送協会は、その定めところにより、公職の候補者の氏名、年齢、党派別、主要な経歴等を関係区域の選舉人に周知させるため、放送をするものとする。前項の放送の回数は、選舉の期日から二十日から選舉の期日の前日までの間に於いて、公職の候補者一人について概ね十回とする。(公営の立会演説会を行うべき選挙) 第百五十二条 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び都道府県の選舉(第百四十七条第一項(次選挙第四回)の場合は、当該公職の候補者は、選舉運動の期間中日本放送協会の放送設備により、公益のため、その政見を無料で放送することができる。

2 前項の放送に関しては、それぞれの選舉区(選舉区がないときはその区域)のすべての公職の候補者に対する放送設備を使用し、同一時間帯を無料で放送することができる。前項の放送の回数、日時その他の放送に關し必要な事項は、全國選舉管理委員会が日本放送協会との協議の上、定める。この場合において、特別の考慮が加えられなければならない。

2 前項の規定の適用については、選舉運動の期間中、公職の候補者の氏名、政党その他の政治団体の名前又は公職の候補者の推進届出者その他選舉運動に従事する者若しくは公職の候補者と同一戸籍内に在る者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類似する挨拶状を当該公職の候補者の選舉区(選舉区がないときはその区域)内に頒布し又は掲示する行為は、第一百四十二条の長さ四十一センチメートル、巾二十八センチメートル)を超えてはならない。

3 第一項のボスターは、タブロイド型(長さ四十一センチメートル、巾二十八センチメートル)を超えてはならない。

2 新聞紙又は雑誌の販売業者としる者は、前項に規定する新聞紙又は雑誌を、通常の方法で頒布し又は選舉管理委員会において指定する場所に掲示することができる。

2 前項の市は、人口概ね五万ごとを一単位として、立会演説会を開催するようしなければならない。第一項の町村以外の町村で人口、交通の状況等を斟酌の上都道府県の選舉管理委員会の指定したものは、立会演説会を開催しなければならない。

(立会演説会における演説者)
第百五十四条 立会演説会において
演説をする者は、当該選舉における
公職の候補者でなければならない。
2 前項の公職の候補者は、その代理
として一人を限り、自己の加わるべ
き立会演説会において演説を行わ
せることができる。但し、その演説
の回数は、当該公職の候補者が第百
五十六條(立会演説会への参加)又は第
百五十七条(立会演説会の指定期日後
の参加)の規定により行い得べき演
説の総回数の三分の一を超えては
ならない。

3 前項但書の回数の計算について
は、端数は一回とみなす。
(立会演説会の開催計画の決定及
び告示)

第一百五十五条 都道府県の選舉管理委員会は、 立会演説会の開催する市町村の選舉管理委員会と協議の上、予め立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場並びに一回の立会演説会において演説をすることのできる公職の候補者の数及び演説の時間を決定し、当該選舉の期日の公示又は告示の日から三日以内に、告示しなければならない。

2 前項の規定による決定をするに當つては、都道府県の選舉管理委員会は、都道府県の区域内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の募集を求めて、その意見を聞くことができる。

(立会演説会への参加)

第百五十六条 立会演説会に加わる

うとする公職の候補者は、都道府県の選舉管理委員会に、その指定日及び会場につき自己の加わるべき立会演説会において告示された一市町村又は一単位ごとの各立会演説会の開催日及び会場につき自己の加わるべき立会演説会の順位を定めて、その旨を申し出なければならない。この場合において、立会演説会に加わることのできる回数は、立会演説会を開催すべき市町村又は一単位ごとに、公職の候補者一人について、一回に限る。

2 都道府県の選舉管理委員会は、前項の期間内に申出のあつた公職の候補者のうち当該立会演説会への参加を希望の第一順位とするものにつき、各立会演説会において、前條第一項の規定による一回の立会演説会において演説をすることのできる候補者を決定する。

3 当該立会演説会への参加を希望の第一順位とする申出者の数がその立会演説会において演説をするときは、申出の到達の順により、到達が同時であるときはくじにより、決定する。

4 前項の規定により希望の第一順位通りに決定されなかつた申出者については、都道府県の選舉管理委員会は、その申出者の希望の順位を勘酌して、その者の演説をす

る。この場合における演説の順序をも決定しなければならない。

2 前項の規定による決定をするに當つては、都道府県の選舉管理委員会は、その他の立会演説会の日及び会場を決定する。

3 各立会演説会における公職の候補者の演説の順序は、都道府県の選舉管理委員会がくじで決定す

る。

5 第一項の申出のあつた公職の候補者について、前三項の規定により、その者の順位を決定したときは、都道府県の選舉管理委員会は、直ちにその旨を、当該公職の候補者に通知するとともに告示すればならない。この場合においては、併せて関係市町村の選舉管理委員会にその旨を通知しなければならない。

(立会演説会への指定期日後の参 加)

第六十一条 公職の候補者は、左の日時及び会場並びに演説を行ふべき公職の候補者の氏名及び党派別における演説の順序が決定したときは、都道府県の選舉管理委員会は、直ちにその者の順位を、当該公職の候補者に通知するとともに告示すればならない。この場合においては、併せて関係市町村の選舉管理委員会にその旨を通知しなければならない。

(教育委員会の委員の候補者についてはその氏名)を掲示しなければならない。この場合においては、併せて立会演説会を開催すべき市町村又は一単位につき、五十箇所以上でなければならぬ。

5 第一項の申出のあつた公職の候補者について、前三項の規定による順位を決定したときは、都道府県の選舉管理委員会は、直ちにその者の順位を、当該公職の候補者に通知するとともに告示すればならない。この場合においては、併せて関係市町村の選舉管理委員会にその旨を通知しなければならない。

2 市町村の選舉管理委員会は、立会演説会開催の当日の演説会場における公職の候補者の氏名及び党派別(教育委員会の委員の候補者についてはその氏名)の掲示をしなければならない。

3 市町村の選舉管理委員会は、第一項第三号の施設の指定をしたときは、直ちに、都道府県の選舉管理委員会に、報告しなければならない。

2 前項の施設については、政令の定めるところにより、その管理者において、必要な設備をしなければならない。

1 学校(学校教育法第一條に規定する学校をいう。)

2 地方公共団体の管理に属する公会堂及び講堂

3 前各号の外、市町村の選舉管理委員会の指定する施設

4 公会堂及び講堂

5 第百六十二条 公職の候補者は、左の日時及び会場並びに演説を行ふべき公職の候補者の氏名及び党派別における演説の順序が決定したときは、都道府県の選舉管理委員会は、直ちにその者の順位を、当該公職の候補者に通知するとともに告示すればならない。

2 市町村の選舉管理委員会は、立会演説会の会場において演説を妨害し又は立会演説会の会場の秩序をみだら者があるときは、これを制止し、命に従わなければならぬ。

3 市町村の選舉管理委員会は、第一項第三号の施設の指定をしたときは、直ちに、都道府県の選舉管理委員会に、報告しなければならない。

2 前項の場合において必要があると認めるときは、市町村の選舉管理委員会の委員及びその委員会の会場の秩序をみだら者があるときは、これを制止し、命に従わなければならぬ。

3 前項の場合において必要があると認めるときは、市町村の選舉管理委員会の委員及びその委員会の会場の秩序をみだら者があるときは、これを制止し、命に従わなければならぬ。

4 前項の報告があつたときは、都道府県の選舉管理委員会は、その旨を告示しなければならない。

5 前項の場合は、直ちに、都道府県の選舉管理委員会に、報告しなければならない。

2 前項の場合において必要があると認めるときは、市町村の選舉管理委員会の委員及びその委員会の会場の秩序をみだら者があるときは、これを制止し、命に従わなければならぬ。

3 前項の場合において必要があると認めるときは、市町村の選舉管理委員会の委員及びその委員会の会場の秩序をみだら者があるときは、これを制止し、命に従わなければならぬ。

4 前項の場合において必要があると認めるときは、市町村の選舉管理委員会の委員及びその委員会の会場の秩序をみだら者があるときは、これを制止し、命に従わなければならぬ。

5 前項の場合において必要があると認めるときは、市町村の選舉管理委員会の委員及びその委員会の会場の秩序をみだら者があるときは、これを制止し、命に従わなければならぬ。

区域内において国有鉄道、国营自動車、地方鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車運送事業等の交通機関を利用するため、公職の候補者は、運輸大臣の定めるところにより、無料で、通じて十五枚(參議院全国選出議員の選舉においては、都道府県を単位として通用するものに限る。)の特殊乗車券の交付を受けることができる。なお、參議院(全國選出)議員の選舉においては、無料で全国通用の国有鐵道の回数券十五枚の交付を受けることができる。

2 前項の規定により特殊乗車券及び回数券の交付を受けた者は、公職の候補者たることを辞したときは、直ちにこれを返還しなければならない。

(燃料及び用紙のあつせん及び返還)

第百七十七条 第百四十一條第一項
(選舉運動に使用する場合の規定による自動車のために使用するガソリンその他の自動車用燃料及び第一百四十四條(ガスターの認)の規定によるボスターに使用する用紙)に関する規定によれば、その配給又は交付につき、國又は地方公共團体において、あつせんするものとする。この場合においては、全國選舉管理委員会又は都道府県の選舉管理委員会は、配給の計画その他実施上必要な措置を講じなければならない。

前項の規定によりガソリンその他の自動車用燃料又は用紙の配給若しくは交付を受けた者は、公職の候補者たることを辞したとき

(收入、寄附及び支出の定義)
第百七十九條 本章において「收入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又

は、直ちにその全部を返還しなければならない。但し、選舉運動に使用したためその全部を返還することができないときは、選舉運動に使用したことを証する明細書を添えて、残部を返還しなければならない。

(選舉期日後の挨拶行為の制限)
第百七十九條 何人も、選舉の期日後において、当選又は落選に関し、選舉人に挨拶する目的をもつて左の各号に掲げる行為をするこ

とができない。但し、公職の候補者であつた者が自ら第一号に掲げた行為をすることは、この限りでない。

二 自筆の信書及び當選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書を除く外文書图画を頒布し又は掲示すること。

三 新聞紙又は雑誌を利用すること。
四 当選祝賀会その他の集会を開催すること。

五 自動車を通じた隊伍を組んで往来する等によつて氣勢を張る行為をすること。

六 当選に関する答礼のため當選人の氏名又は政党その他の政治団体の名前を言ふこと。

第十四章 選舉運動に関する規定
(收入及び支出並びに寄附)

3 出納責任者の選任者は、文書で、出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者とともにこれに署名捺印しなければならない。

2 前項の届出で解任又は辞任による異動に関するものには、前條の規定による通知のあつたことを証すべき書面を添えなければならぬ。推薦届出者が出納責任者を解任した場合においては、併せて、その解任につき公職の候補者の承諾のあつたことを証すべき書面を添えなければならない。

(出納責任者の職務代行)
第百八十三条 出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、選任者が代つてその職務

は約束をいふ。

2 本章において「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の約束で党費、会費その他債務の供與又は交付、その供與又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のもつてのをいう。

3 本章において「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供與又は交付、その供與又は交付の約束をいふ。

(出納責任者の選任及び届出)
第百八十条 公職の候補者は、文書で通知することにより出納責任者を解任することができる。出納責任者を解任した推薦届出者において、当該候補者の承諾を得たときも、また同様とする。

3 本章において「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供與又は交付、その供與又は交付の約束をいふ。

(出納責任者の選任及び届出)
第百八十二条 公職の候補者は、文書で通知することにより出納責任者を解任することができる。出納責任者を解任した推薦届出者において、当該候補者の承諾を得たときも、また同様とする。

2 出納責任者は、文書で公職の候補者及び選任者に通知することにより辞任することができる。

(出納責任者の異動)
第百八十三条 出納責任者の選任あつたときは、出納責任者の選任者は、直ちに第百八十條(出納責任者の選任及び届出)第三項及び第四項の例により、届け出なければならない。

2 前項の届出で解任又は辞任による異動に関するものには、前條の規定による通知のあつたことを証すべき書面を添えなければならない。推薦届出者が出納責任者を解任した場合においては、併せて、その解任につき公職の候補者の承諾のあつたことを証すべき書面を添えなければならない。

(出納責任者の職務代行)
第百八十四条 出納責任者(その職務を代行する者を含む。)は、第百八十條(出納責任者の選任及び届出)第三項及び第四項、第百八十二條(出納責任者の異動)又は前條第二項及び第三項の規定による届出がなされた後でなければ、公職の候補者の推薦、支持又は反対その他の運動のため、いかなる名義をもつてするを問わず、公職の候補者のために密附を受け又は支出をすることができない。公職の候補者又は推薦届出者が密附を受けるについても、また同様とする。

(会計帳簿の備付及び記載)
第百八十五条 出納責任者は、会計帳簿を備え、左の各号に掲げる事

項を記載しなければならない。

一 選舉運動に関するすべての寄附及びその他の收入（公職の候補者のために公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。）

二 前号の寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額（金額以外の財産上の利益については時価に見積った金額。以下同じ。）及び年月日

三 選舉運動に関するすべての支出（公職の候補者のために公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む。）

四 前号の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

五 全国選舉管理委員会は、前項の会計帳簿の種類及び様式を定め、官報に告示しなければならない。

第六条 出納責任者以外の者で公職の候補者のために選舉運動に關する寄附を受けたものは、寄附を受けた日から七日以内に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければならない。但し、出納責任者の請求があるときは、直ちに提出しなければならない。

二 前項の寄附で該候補者が立候補の届出前に受けたものについては、立候補の届出後直ちに出納責任者にその明細書を提出しなければならない。

（出納責任者の支出権限）

第一百八十七條 立候補準備のために要する支払及び公職の候補者又は出納責任者と意思を通じないする支出を除く外、選舉運動に関する支出は、出納責任者の文書による承諾を得た者は、この限りでない。

二 立候補準備のために要した支出で公職の候補者若しくは出納責任者となつた者が支出し又は他の者がその者と意思を通じて支出したものについては、出納責任者は、その就任後直ちに当該候補者又は支出者につきその精算をしなければならない。

（領收書等の徴収及び送付）

第六条 出納責任者又は公職の候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、選舉運動に関するすべての支出について、領收書その他の支出を証すべき書面を徵さなければならぬ。但し、これを徵し難い事情があるときは、この限りでない。

二 公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、前項の書面を直ちに添付しなければならない。

三 前項の精算届出後になされた寄附及びその他の收入並びに支出について、その寄附及びその他の收入並びに支出がなされた日から七日以内に、

四 第百八十九條 出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領收書その他の書類と

第五条 第百一十七条（長の決議投票）第一項の選舉の場合においては、その選舉運動に關しなされた寄附及びその他の收入並びに支出は、これを記載し、引継をする者及び引継を受ける者においてともに署名捺印し、現金及び帳簿その他の書類とともに引継をしなければならない。

二 公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてそのために支出をし

第六条 第百九十二条 出納責任者は、公職の候補者の選舉運動に関する收入及び支出の報告書の提出

第七条 第百八十九條 出納責任者は、公職の候補及びその他の收入並びに支出しなければならない。

出について、第一百八十五条（会計帳簿の備付及び記載）第一項各号に掲げる事項を記載したこととを誓う旨の文書を添えなければならない。

（出納責任者の事務引継）

第一百九十条 出納責任者が辞任し又は解任せられた場合においては、直ちに公職の候補者の選舉運動に關しなされた寄附及びその他の收入並びに支出の計算をし、あらたに公職の候補者となつた者が定めたときは出納責任者に代つてその職務を行ふ者に対し、引継をしなければならない。出納責任者に代つてその職務を行ふ者が事務の引継を受けた後、あらたに出納責任者が定まつたときも、また同様とする。

二 前項の規定による公表は、全国選舉管理委員会においては官報により、市町村の選舉管理委員会においてはその予め告示をもつて定めたところの周知させ易い方法によつて行う。

三 第百八十九條の規定による報告書は、当該選舉管理委員会においては、当該選舉の期間内においては、受理した日から二年間、保存しなければならない。

四 何人も、前項の期間内においては、当該選舉に關する事務を管理する選舉管理委員会の定めるところにより、報告書の閲覧を請求することができる。

（報告書の調査に關する資料の請求）

第五条 第百九十三条 全国選舉管理委員会は市町村の選舉管理委員会、都道府県の選舉管理委員会又は支局の報告書の提出の規定による報告書の調査に關する必要があると認めるときは、公職の候補者その他関係人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

（選舉運動に關する支金額の制限）

第六条 第百九十四条 選舉運動に關する支

期日から十五日以内とする。

三 前二項の報告書には、真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければならない。

（出納責任者の事務引継）

第一百九十二条 出納責任者が辞任し又は解任せられた場合においては、直ちに公職の候補者の選舉運動に關しなされた寄附及びその他の收入並びに支出の計算をし、あらたに公職の候補者となつた者が定めたときは出納責任者に代つてその職務を行ふ者に対し、引継をしなければならない。

二 前項の規定による公表は、全国選舉管理委員会においては官報により、市町村の選舉管理委員会においてはその予め告示をもつて定めたところの周知させ易い方法によつて行う。

三 第百八十九條の規定による報告書は、当該選舉管理委員会においては、当該選舉の期間内においては、受理した日から二年間、保存しなければならない。

四 何人も、前項の期間内においては、当該選舉に關する事務を管理する選舉管理委員会の定めるところにより、報告書の閲覧を請求することができる。

（報告書の調査に關する資料の請求）

第五条 第百九十三条 全国選舉管理委員会は市町村の選舉管理委員会、都道府県の選舉管理委員会又は支局の報告書の提出の規定による報告書の調査に關する必要があると認めるときは、公職の候補者その他関係人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

（選舉運動に關する支金額の制限）

第六条 第百九十四条 選舉運動に關する支

動に關する收入及び支出の報告書の提出の規定による報告書を受理したときは、当該選舉に關する事務を管理する選舉管理委員会は、全国選舉管理委員会の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。

（出納責任者の事務引継）

第一百九十二条 出納責任者が辞任し又は解任せられた場合においては、直ちに公職の候補者の選舉運動に關しなされた寄附及びその他の收入並びに支出の計算をし、あらたに公職の候補者となつた者が定めたときは出納責任者に代つてその職務を行ふ者に対し、引継をしなければならない。

二 前項の規定による公表は、全国選舉管理委員会においては官報により、市町村の選舉管理委員会においてはその予め告示をもつて定めたところの周知させ易い方法によつて行う。

三 第百八十九條の規定による報告書は、当該選舉管理委員会においては、当該選舉の期間内においては、受理した日から二年間、保存しなければならない。

四 何人も、前項の期間内においては、当該選舉に關する事務を管理する選舉管理委員会の定めるところにより、報告書の閲覧を請求することができる。

（報告書の調査に關する資料の請求）

第五条 第百九十三条 全国選舉管理委員会は市町村の選舉管理委員会、都道府県の選舉管理委員会又は支局の報告書の提出の規定による報告書の調査に關する必要があると認めるときは、公職の候補者その他関係人に対し、報告又は資料の提出を求めるることができる。

（選舉運動に關する支金額の制限）

第六条 第百九十四条 選舉運動に關する支

（帳簿及び書類の保存）

第一百九十二条 出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領收書その他の書類と

（報告書の提出）

第一百九十三条 出納責任者は、公職の候補及びその他の收入並びに支出の報告書の提出の規定による報告書の提出

（報告書の公表、保存及び閲覧）

第一百九十四条 選舉運動に關する支金額の制限

出の金額は、公職の候補者一人につき、左の各号の区分による数を

政令で定める金額に乗じて得た額を、超えることができない。

米穀流通販賣の選舉

通常選舉における當該選舉区内の議員の定数については、
通常選舉における議員の定数をもつて
その選舉の期日の告示の日において
當該選舉区内の議員の定数をもつて
關係区域における當該選舉人名簿に
登録されている者の総数を除して得
た数

出は、選舉運動に関する支出でないものとみなす。
一 立候補準備のために要した支出で公職の候補者又は出納責任者となつた者のした支出又はその者の意図を通じてした支由以外のもの

員の定数（全国選出議員については通常選挙における議員の定数）をも

三 地方公共団体の議会の議員の選挙

三一 地方公共団体の議会の議員の選舉
当該選舉区内の議員の定数（選舉区がないときは議員の定数）をもつて、その選舉権は期日付の告示の日において

四 地方公共団体の長の選舉

31

その間隔の間に示す用法

当該選舉人名簿に登録されている者の総数

五 教育委員会の委員の選挙

てその選挙の期日の告示の日において当該選舉人名簿に登録されている者の総数を除して得た数

三百一十七條第一項（長の決選投票の

場合の選挙運動に関する支出金額の制限

方公共団体の長の選挙についての額の六分の一に相当する額を超える

3 前二項の場合において百円未満の端数があるときは、その端数は、百円とする。
ることができない。
かわらず、公職の候補者一人につき、左の各号の区分による數を政令で定める金額に乘じて得た額を、超えることができない。

2 第五十七條第一項の規定による投票を行う場合におけるその選挙運動に関する支出の金額は、公職の候補者一人につき、前項の規定に準じて算出した額を超えることができない。但し、当該選挙に関する事務を管理する選舉管理委員会において必要があると認めるときは、減額することができる。

(選舉運動に関する支出金額の制限額の告示)
場合に、準用する。

(選舉運動に関する支出金額の制限超過による當選無効) 様とする。ために要した支出も、また前項と同様とする。

品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供與、その供與の申込若しくは約束をし又は要応接待、その申込若しくは約束をしたとき。

得しめない目的をもつて選舉人又は選舉運動者に対しその者又はその者と関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附をして説教したとき。

吏員が當該選舉に關し前項の罪を犯したときは、四年以下の懲役若しくは禁じ又は七万五千円以下の罰金に処する。公安委員会の委員又は警察官若しくは警察吏員がその關係区域内の選舉に關し前項の罪を犯したときは、また同様とする。

(多數人買収及び多數人利害誘導)

第二百一十二條 左の各号に掲げる行為をした者は、五年以下の懲役又は禁じに處する。

一 財産上の利益を圖る目的をもつて公職の表書きつこちをす

は公職の候補者となろうとする
ことを止めさせる目的をもつて
公職の候補者若しくは公職の候
補者となるうとする者に対し又
は当選を辞させる目的をもつて
当選人に対し第二百二十一條
(収賄及び利害競争罪)第一項第一号
又は第二号に掲げる行為をした
とき。

(貢収及び利害誘導罪の場合の没収)
第二百二十四條 前三條の場合において收受し又は交付を受けた利益は、没收する。その全部又は一部を沒收することができないときは、その価額を追徴する。
(選舉の自由妨害罪)

職の候補者若しくは選舉運動者に追隨し、その居宅若しくは選舉事務所に立ち入る等その職權を濫用して選舉の自由を妨害したときは、四年以下の禁に処する。

する用水、小作、債権、寄附その他特殊の直接利害関係を利用して誘導をしたとき。

三、投票をし若しくはしないことと、選舉運動をし若しくは止めしたこと又はその周旋勧誘をしたこととの報酬とする目的をもつて選舉人又は選舉運動者に対し第一号に掲げる行為をしたとき。

四、第一号若しくは前号の供與、奨励接待を受け若しくは要求し、第一号若しくは前号の申込を承諾し又は第二号の誘導に応じ若しくはこれを促したとき。

第二百二十二條 左の各号に掲げる
行為をした者は、五年以下の懲役
又は禁ごとに処する。

一 財産上の利益を図る目的をも
つて公職の候補者たため多数の
選挙人又は選舉運動者に対し前
條第一項第一号から第三号ま
で、第五号又は第六号に掲げる
行為をし又はさせたとき。

二 財産上の利益を図る目的をも
つて公職の候補者のため多数の
選挙人又は選挙運動者に対し前
條第一項第一号から第三号ま
で、第五号又は第六号に掲げる
行為をすることを請け負い若し

公職の候補者たること若しくは公職の候補者たること若しく「ことを止めたこと、当選を辞したこと又はその周旋勧説をしたことの報酬とする目的をもつて公職の候補者であつた者、公職の候補者となろうとした者又は当選人であつた者に對し第二百二十一條第一項第一号に掲げる行為をしたとき。

各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁り又は七万五千円以下の罰金に処する。

一 選舉人、公職の候補者、公職の候補者又は當選人に對し暴行若しくは威力を加え又はこれを挙引したとき。

二 交通若しくは集会の便を妨げ又は演説を妨害しその他爲計詐術等不正の方法をもつて選舉の自由を妨害したとき。

三 選舉人、公職の候補者、公職の候補者となるうとする者、選舉運動者若しくは當選人又はその関係のある士官、學究、会

その投票しようとして又は投票したときは、六月以下の禁事又は七千五百円以下の罰金に処する。

(投票の秘密侵害罪)

第一百二十七條 選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選舉長若しくは選舉事務に關係のある官吏若しくは吏員、立会人又は監視者が選挙人の投票した被選挙人の氏名を表示したときは、二年以下の禁事又は二万五千円以下の罰金に処する。その表示した事実が虚偽であるときも、また同様とする。

る行為をさせる目的をもつて選
拳運動者に対し金銭若しくは物
品の交付、交付の申込若しくは
約束とし又は選拳運動者がその
交付を受け、その交付を要求し
若しくはその申込を承諾して

2 くは詰け負わせ又はその申込をしたとき。

前條第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号の罪を犯した者が常習者であるときも、また前項と同様とする。

四　前各項に掲げる行為に関する周旋又は勧誘をなしたとき。

社、組合、市町村等に対する用
水、小作、債権、寄附その他特
殊の利害関係を利用して選挙
人、公職の候補者、公職の候補
者となるうとする者、選挙運動

六、前各号に掲げる行為に關し周
旋又は勧誘をしたとき。

(公職の候補者及び当選人にに対する買収及び利害譲讓罪)
第二百二十三條 左の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は七万五千円以下の罰金に処する。

支員が当該選舉に關し前項の罪を犯したときは、五年以下の懲役若しくは禁り又は十万円以下の罰金に處する。公安委員会の委員又は警察官若しくは警察支員がその關係区域内の選舉に關し前項の罪を犯したときも、さう同様とする。

(職権濫用による選舉の自由妨害
者又は當選人を威迫したとき。

2 氏名を記載する方法を行つた者は、一年以下の禁令又は一万五千円以下の罰金に処する。

3 法令の規定によらないで投票箱を開き又は投票箱の投票を取り出した者は、三年以下の懲役若しくは禁り又は五百円以下の罰金に処する。

卷之三

昭和二十五年四月八日

參議院會議案第四十號：公職選舉法案外二件

六 前各号に掲げる行為に関する周
旋又は勧誘をしたとき。

(公職の候補者及び当選人にに対する貰収及び利害譲奪罪)
第二百二十三條 左の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は七万五千円以下の罰金に処する。

支員が当該選舉に關し前項の罪を犯したときは、五年以下の懲役若しくは禁り又は十万円以下の罰金に處する。公安委員会の委員又は警察官若しくは警察支員がその關係区域内の選舉に關し前項の罪を犯したときも、さう同様とする。

(職権濫用による選舉の自由妨害
者又は當選人を威迫したとき。

2 氏名を記載する方法を行つた者は、一年以下の禁令又は一万五千円以下の罰金に処する。

3 法令の規定によらないで投票箱を開き又は投票箱の投票を取り出した者は、三年以下の懲役若しくは禁り又は五百円以下の罰金に処する。

は公職の候補者となろうとする

(買収及び利害誘導罪の場合の没收)

職の候補者若しくは選舉運動者に

(選舉事務關係者、施設等に対する暴行罪、脅迫罪等)

第二百二十九條 投票管理者、開票所、開票所、選舉分會長、立管者、選舉長、選舉分會長、立會人若しくは選舉監視者に暴行若しくは脅迫を加え、投票所、開票所、開票所、選舉分會場等に選舉会場若しくは選舉分會場を侵襲し又は投票、投票箱その他の選舉書類を扣留、毀壊若しくは奪取した者は、四年以下の懲役又は禁令に処する。

(多衆の選舉妨害罪)

第二百三十條 多衆集合して第二百二十五條(選舉の自由妨害罪)第一号又は前條の罪を犯した者は、左の区別に従つて処断する。

一 首魁は、一年以上七年以下の懲役又は禁令に処する。

二 他人を指揮し又は他人に率先して勢を助けた者は、六月以上五年以下の懲役又は禁令に処する。

三 附和隨行した者は、二千五百円以下の罰金又は科料に処する。

四 第二百二十五條第一号又は前條の罪を犯すため多衆集合し当該公務員から解散の命令を受けることが三回以上に及んでもなお解散しないときは、首魁は、二年以下の禁令に処し、その他の者は、一千五百円以下の罰金又は科料に処する。

五 (免職選舉罪)

第二百三十一條 選舉に関する、銃砲、刀劍、棍棒その他人を殺傷するに足るべき物件を携帶した者は、一年以下の禁令又は、二万五千円以下の罰金に処する。

六 (虚偽事項の公表罪)

第二百三十五條 演説又は新聞紙、

2 当該警察官及び警察吏員は、必

要と認める場合においては、前項の物件を領置することができる。

(投票所、開票所、選舉会場等における免職機器罪)

第二百三十二条 前條の物件を携帶して投票所、開票所、選舉会場又は選舉分會場に入つた者は、三年

以下の禁令又は五万円以下の罰金に処する。

(携帶器具の沒收)

第二百三十三条 前二條の罪を犯した場合においては、その携帶した物件を沒收する。

(選舉犯罪のせん動罪)

第二百三十四条 演説又は新聞紙、雑誌、引札、ポスターその他のいかなる方法をもつてするを問わず、

第一百二十一條(選舉及び利害關係者による公職の選舉の自由)第一項但書の規定に違反して新聞紙又は雑誌が選舉の公正を害したときも、また前項と同様とする。

(詐偽登録、虚偽宣誓罪等)

第二百三十六条 詐偽の方法をもつて選舉人名簿に登録された者又は第五十条第一項(選舉人の確認のための誓願)の場合において虚偽の宣言をした者は、二千五百円以下の罰金に処する。

二 第二百三十九條(詐偽登録の禁止)又は第二百三十七条(教育者の地位利用による選舉運動)の規定に違反して選舉運動をした者は、二千五百円以下の罰金に処する。

(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)

第二百三十九條(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)又は第二百三十二条(免職選舉罪)又は第二百三十三条(虚偽事項の公表罪)の規定に違反して選舉事務所の開票所、開票所、選舉会場等における免職機器の罪を犯すため多衆集合し當該公務員から解散の命令を受けることが三回以上に及んでもなお解散しないときは、首魁は、二年以下の禁令に処し、その他の者は、一千五百円以下の罰金又は科料に処する。但し、新聞紙及び雑誌にあつては、なお、その編集人及び実際に編集を担当した者を罰する。

(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)

第二百三十七條 選舉人でない者が禁令又は一万五千円以下の罰金に処する。但し、新聞紙及び雑誌にあつては、なお、その編集人及び実際に編集を担当した者を罰する。

(虚偽事項の公表罪)

第二百三十五条 演説又は新聞紙、

3 雜誌、引札、ポスターその他いかなる方法をもつてするを問わず、左の各号に掲げる行為をした者は、左の各号に掲げる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは禁令又は五万円以下の罰金に処する。

一 下の罰金に処する。新聞紙及び雑誌にあつては、前條但書の例による。

二 当選を得又は得させる目的をもつて公職の候補者の身分、職業又は経歴に関し虚偽の事項を公にしたとき。

三 当選を得させない目的をもつて公職の候補者に関する虚偽の事項を公にしたとき。

四 雜誌、引札、ポスターその他のいかなる方法をもつてするを問わず、

一 立会人又は監視者が前項の罪を犯したときは、五年以下の懲役若しくは禁令又は五万円以下の罰金に処する。

二 立会人の義務懈怠罪

第三百四十八条(新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由)第一項但書の規定に違反して新聞紙又は雑誌が選舉の公正を害したときも、また前項と同様とする。

二 第三百四十九條(新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由)第一項但書の規定に違反して新聞紙又は雑誌が選舉の公正を害したときも、また前項と同様とする。

三 第三百五十條(選舉事務機関者の選舉運動の禁止)又は第二百三十六條(選舉運動の禁止)の規定に違反して選舉事務所を設置した者

一 第三百三十條第一項選舉事務所の職員等の選舉運動の禁止違反

二 第三百三十九條(選舉運動の禁止)の規定に違反して選舉運動をした者

一 第三百三十九條(選舉運動の禁止)の規定に違反して選舉運動をした者は、二千五百円以下の罰金に処する。

二 第三百三十九條(選舉運動の禁止)の規定に違反して選舉運動をした者は、二千五百円以下の罰金に処する。

三 第三百三十九條(選舉運動の禁止)の規定に違反して選舉運動をした者は、二千五百円以下の罰金に処する。

四 第三百四十條(選舉事務所の設置違反)

一 第三百四十條(選舉事務所の設置違反)の規定に違反して選舉事務所を設置した者は、二千五百円以下の罰金に処する。

二 第三百四十二條(選舉事務所の設置違反)

一 第三百四十二條(選舉事務所の設置違反)の規定に違反して選舉事務所を設置した者は、二千五百円以下の罰金に処する。

三 第三百四十三條(選舉事務所の設置違反)

一 第三百四十三條(選舉事務所の設置違反)の規定に違反して選舉事務所を設置した者は、二千五百円以下の罰金に処する。

規定期による定数を超えて選舉事務所を設置した者

一 第三百三十二條(選舉事務所の設置等の禁止)の規定に違反して選舉事務所を設置した者

二 第三百三十三條(休憩所等の禁止)の規定に違反して休憩所その他の施設に類似する設備を設けた者

三 第三百三十九條(飲食物の提供の禁止)

一 第三百三十九條(飲食物の提供の禁止)の規定に違反して飲食物を提供した者は、一千五百円以下の罰金に処する。

二 第三百四十條(飲食物の提供の禁止)の規定に違反して飲食物を提供した者は、一千五百円以下の罰金に処する。

三 第三百四十一條(自動車、拡声機等の使用)

一 第三百四十一條(自動車、拡声機等の使用)の規定に違反して自動車、拡声機又は船舶を使用した者は

(選舉犯罪に因る処刑者に対する
選舉権及び被選舉権の停止)

第二百五十二条 本章に掲げる罪

の制限違反、第二百四十二条(選舉事務の制限違反)、第二百四十四条

の制限違反、第二百四十二条(選舉事務の制限違反)、第二百四十二条(選舉事務の制限違反)、第二百四十二条(選舉事務の制限違反)、その

條(選舉運動に関する各種制限違反、その

二及び第二百四十五条(選舉期日後の

接続行為の制限違反)の罪を除く。)を

犯した者で、罰金の刑は処せられ

たものは、その裁判が確定した日

から五年間(刑の執行猶予の言

渡を受けた者については、その

裁判が確定した日から刑の執

行を受けることがなくなるまで

の間)、禁り以上の刑に処せら

れたものは、その裁判が確定

した日から刑の執行を終るま

での間又は刑の時効による場合

を除く外刑の執行の免除を受ける

までの間及びその後五年間、この

法律に規定する選舉権及び被選舉

権を有しない。裁判が確定した後

刑の執行を受けることがなくなる

までの間も、また同様とする。

2 第二百二十二条(収容及び利害譲却

罪、第二百二十二条(多數人買収及び

多數人利害譲却罪)又は第二百二十三

条(公職の候補者及び當選人に對する買収及

び利害譲却罪)の罪につき刑に処せら

れた者で更に第二百二十一條から

第二百二十三条までの罪につき刑

に処せられた者については、前項

の五年間は、十年間とする。

3 裁判所は、情狀に因り、刑の言

渡と同時に第一項に規定する者に

對し同項の五年間又は刑の執行猶

予中の期間選舉権及び被選舉権を

有しない旨の規定を適用せず若し

くはその期間を短縮する旨を宣告

し又は前項に規定する者に対し同

項の十年間の期間を短縮する旨を

宣告することができる。

(罪の時効)

第二百五十三条 第二百四十六条

(選舉運動に関する取扱い及び措

定)、第二百四十七条(選舉運動の

違反)、第二百四十八條(當選の制限違

反)及び第二百四十九條(當選の制限違

反)の罪の時効は、二

年を経過することに因り完成す

る。

2 第二百三十七条(投票の開設及び措

定)第三項及び第四項の罪の時効

は、一年を経過することに因り完

成する。

3 前二項に掲げる罪以外の本章の

罪の時効は、六箇月を経過するこ

とに因り完成する。但し、犯人が

逃亡したときは、その期間は、一

年とする。

(当選人等の処刑の通知)

第二百五十四条 当選人がその選舉

五條選舉期日後の接続行為の制限違反、

第二百四十六條(選舉運動に関する取扱い及び支拂の改正違反)第二号から第九

号まで、第二百四十八条(當選の制

限違反)及び第二百四十九條(當選の制

動、投票等の制限違反)の罪を除く。)

第二百二十二条(収容及び利害譲却

罪、第二百二十二条(多數人買収及び

多數人利害譲却罪)又は第二百二十三

条(公職の候補者及び當選人に對する買収及

び利害譲却罪)の罪につき刑に処せら

れた者で更に第二百二十一條から

第二百二十三条までの罪につき刑

に処せられた者については、前項

の五年間は、十年間とする。

3 裁判所は、情狀に因り、刑の言

渡と同時に第一項に規定する者に

對し同項の五年間又は刑の執行猶

予中の期間選舉権及び被選舉権を

き又は出納責任者が第二百四十七条(被選舉權の侵害違反)の罪を犯し

刑に処せられたときは、裁判所の

長は、その旨を全國選舉管理委員

会に通知し、且つ、關係地方公共

事務を管理する選舉管理委員会に

通知しなければならない。衆議院

議員又は參議院議員たる當選人が

刑に処せられた場合には、地

方公共団体の議員たる當選

人が刑に処せられた場合には、

衆議院議員たる當選長は、教育委員

会の委員たる當選人が刑に処せら

れた場合においては、當選委員会

の委員長に併せて通知しなけれ

ばならない。

(不在者投票の場合の罰則の適用)

第二百五十五条 第四十九條(不在者

投票の規定による投票について

は、その投票を管理すべき者はこ

れを投票管理者、その投票を記載

すべき場所はこれを投票所、その

投票立会人となしして、本章の規定

を適用する。

2 第十七章 補則

(衆議院議員の任期の起算)

第二百五十六条 衆議院議員の任期

は、總選舉の期日から起算する。

但し、任期満了に因る總選舉が衆

議院議員の任期満了の日前に行わ

れたときは、前任者の任期満了の

日の翌日から起算する。

(參議院議員の任期の起算)

第二百五十七条 參議院議員の任期

は、前項の通常選舉による參議院議

員の任期満了の日の翌日から起算する。

3 教育委員会の委員のうち第九十

号(候補者及び當選人に對する買収及

び利害譲却罪)の罪を犯し刑に処せられたと

員の任期満了の日の翌日から起算する。但し、通常選舉が前の通常選舉による參議院議員の任期満了の日の翌日から起算する。

選舉による參議院議員の任期満了の日の翌日から起算する。

教育委員会の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

る選舉運動に関する収入及び支出の報告書の規定による報告書の公表、保

存及び閲覽の施設に要する費用
(衆議院議員及び參議院議員の選舉
管理費用の國庫負担)
第二百六十三條 衆議院議員及び參
議院議員の選舉に関する左に掲げ

一 授票の用紙及び封筒、第四十
る費用は、国庫の負担とする。

「新規不在者投票」の規定による投票に關する不在者投票証明書及

ひその封筒並ひに投票箱の調製
に要する費用

選挙事務のため都道府県及び市町村の選挙管理委員会、投票

管理者 開票管理者 選舉員及び
び選舉分會長において要する費

三、投票所、開票所、選舉會場及
用

四 第四十九條の規定による投票

に関する選挙事務のため不在者投票管理者において要する費用

及ひその摘要記載の場所に要す
る費用

五、投票管理者、開票管理者、選舉長、選舉分會長、投票立會人、

開票立会人及び選舉立会人に對する報酬及び費用弁償に要する

費用で全国選挙管理委員会の定めるもの

六 第百四十一條第一項(選舉選舉 用の通常葉書)の規定による通常葉

書の費用

ターゲットの規定によるポスターに使用する用紙の費用

八 第百四十九條（選舉に関する新聞）

官報號外

昭和二十五年四月八日 参議院会議録第四十号

二
件

(広告)の規定による新聞広告を要する費用

九 第百五十條(候選人登録)及び第百五十一條(候選人登録)の規定による放送に要する費用

十 第百六十一條(公営施設使用の個人演説会のための施設(設備を含む。)に関する費用)

十一 第百七十三條(公営の統領者の氏名等の掲示)の規定による掲示に要する費用

十二 第百七十六條(選舉運動のための交通機器の利用)の規定による交通機器の使用に要する費用

（地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選舉管理費用の地方公共団体負担）

第三百六十四條 地方公共団体の議会の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選舉に關する左に掲げる費用は、當該地方公共団体の負担とする。

一 前條第一号から第四号まで及び第十号に掲げる費用

二 前條第五号に掲げる者に対する報酬及び費用弁償を要する費用

3 都道府県知事の選舉に關する前条第六号から第九号まで、第十一号及び第十二号に掲げる費用並びに都道府県の教育委員会の委員の選舉に關する前條第六号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる費用については、當該都道府県の負担とする。

都道府県の議員、都道府

県知事及び都道府県の教育委員会の委員、市町村長及び市町村の教育委員会の委員の選舉を同時に行う場合の費用の負担区分については、関係地方公共団体が協議して定める。(特別市の特例)

第二百六十五條 この法律中都道府県に關する規定並びに市に關する規定のうち第九條選舉會第二項から第五項まで及び第十五條第六項から第五項までの規定は、特別市に適用する。この場合において、特別市の行政区は、市とみなす。

3 市の議院議員、參議院議員、特別市の議員及び長並びに特別市の教育委員会の委員の選舉に關するに

ついては、第九條第二項から第五項まで及び第十五條第六項に規定する場合を除く外、行政区を市とみなす。

(特別区の特例)

第二百六十六條 この法律中市に關する規定は、特別区に適用する。但し、第九條選舉會第二項及び第三項並びに第十六條(補充選舉人名簿の開票)第二項の規定の適用について、これらは、これらの規定中「三箇月以内」とあるのは「三箇月以来特別区の存する区域内外」と読み替えるものとし、第二十條(未登記選舉人名簿の開票)第一項及び第二十六條第一項の規定の適用

については、これらの規定中「三箇月以來その市町村の区域内に住所を有する」とあるのは「三箇月以前來特別区内に住所を有する」と読み取れるものとする。

(特定の市に対する本法の適用關係)

第二百六十九條 素講院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長、都道府県の教育委員会の委員の選舉並びに地方自治法第五十五條第一項(区を設けず市)の市の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選舉に関するこの法律の規定を適用するについては、当該市においては、区を市とみなし、区の選舉管理委員会及び選舉管理委員を市の選舉管理委員会及び選舉管理委員とみなす。但し、第九條(選舉権)第二項及び第三項、第二十條(基本選舉人名簿の調製)第一項並びに第二十六條(補充選舉人名簿の調製)第一項及び第二項の規定の適用については、第二百六十六條(選舉権区の特權)但書の規定を準用して読み替えるものとする。

(海外引揚者及び入院加療中の者と住所要件との関係)

第二百七十條 海外引揚者で市町村の区域内に住所を有するに至つたがその期間がまだ三箇月に達しないものの選舉権の取得及び補充選舉人名簿の登録については、この法律に規定する住所に関する要件にかかるらず、引き続き三箇月以來市町村の区域内に住所を有していた者で天災事変等に因りやむなく他の市町村の区域内に住所を移したものとの例による。

この法律に規定する住所に関する要件を定めるに当つては、病院その他療養施設に入院加療中の者に対しては、その入院加療中の場所にその住所があるものと推定し

てはならない。

3 前項の規定は、入院治療中の者の選挙権の行使を妨げる意味を有するものと解釈してはならない。

(都道府県の議会の議員の選挙区の特例)

第一百七十一條 第十五條第一項

都道府県の議会の議員の選挙区中郡とあるのは、都においては支庁の所管区域を含み、道においては支厅

の所管区域とする。

(施行に関する命令等)

第二百七十二條 この法律の実施のための手続その他その執行に關する必要な規定は、命令で定める。

2 この法律中「章」、「條及び「項」の下に付したかつて「」書は、各條項を引用する場合の便宜をはかるための見出しであつて、各規定の内容を限定する意味を有する

ものと解釈してはならない。

(選挙政令の立案及び選挙事務の委嘱)

第三百七十三條 選挙に関する政令は、全国選挙管理委員会の立案するところにより定むべきものとする。

2 都道府県又は市町村の選挙管理委員会が、都道府県知事又は市町村長の承認を得て、当該都道府県

又は市町村の補助機關たる職員に選挙に関する事務を委嘱したときは、これらの職員は、忠実にその事務を執行しなければならない。

附則 この法律は、昭和二十五年五月一日から施行する。

2 日籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の適用を受けない者の選挙権及び被選挙権は、当分の

間、停止する。

3 前項の者は、選挙人名簿に登録することができない。

4 海上の交通がとざされその他特別の事情がある地域で政令で指定するものにおいては、政令で定めるとまでは、選挙は、行わない。

5 前項に掲げる地域において初めて行う選挙に關し必要な事項は、政令で定める。

青森県		北海道		選挙区	
第一区	第五区	第一区	第三区	第一区	第二区
三下上東八青 津 戸北北戸森 軽	網根鉄十網北帶鉄 走室路勝 支支支支支支支支 走見広路 戸北戸北戸北 管管管管管管管管	日胆空苦岩夕室 高振知 支支支支支支支支 張蘭 牧沢 管管管管管管管管	波檜函 島山 支支支支支支支支 館 内朝川 管管管管管管管管	留宗上稚留旭 萌谷川 支支支支支支支支 内朝川 管管管管管管管管	後石小札 志狩 支支支支支支支支 櫻峴 管管管管管管管管
郡郡郡郡市市市市	内内内内市市市市	内内内内市市市市	内内市	内内内内市市市市	内内市市
四人	五人	五人	三人	四人	五人

宮城県		岩手県		選挙区	
第一区	第二区	第一区	第二区	第一区	第二区
遠志加黒宮名亘伊柴刈塩仙 田田美川城取理具田田籠台	氣東西江胆和磧 磐磐 仙 刺沢賀貫 井井	二九下上紫巖宮釜盛 閉閉 戸戸 伊伊	北南中西弘 津津津津 前 軽軽軽	郡郡郡郡市市市市	郡郡郡郡市市市市
郡郡郡郡郡郡郡郡市市	郡郡郡郡郡郡郡郡市市	郡郡郡郡郡郡郡郡市市	郡郡郡郡郡郡郡郡市市	郡郡郡郡市市市市	郡郡郡郡市市市市
五人	四人	四人	四人	三人	三人

第一 二 区	第一 一 区	第二 二 区	第一 一 区	第一 二 区	第一 一 区	秋 田 县 二 区
田石西東大河耶北南岩白若	安安伊信郡福	飽西東最北新酒萬	西東南西東南米山	雄平仙由	河南山北鹿能秋	本社桃登栗玉石
白白 会会		田田 村	置置村村村		秋 秋	
村川 沼沼麻 潤河松 積達達夫山島 海 上 庄田岡			沢形 勝鹿北利 辺 本 角代田			吉鹿生米原造卷
河川 莖津		川川 山	賜賜賜山山山		田 田	
都都都都都都都都市市	都都都都都都市市	都都都都都都市市	都都都都都都市市	都都都都都都市市	都都都都都都市市	都都都都都都市
五 人	四 人	四 人	四 人	四 人	四 人	四 人

第一 二 区	第一 一 区	第一 二 区	第一 一 区	第一 二 区	第一 一 区	第一 一 区	第三 区
邑山新太桐	佐利勢伊前	足安下芳佐柄足	那塙上河鹿宇	結猿真筑新土	多久那日	北稻行鹿西東水	相雙石平
乘田田生 波根多 橋 寺		都 利蘇 賀野木利 須谷 内沼	城島壁波治浦 賀慈河立	敷方島 戸 馬 城城			
都都都市市	都都都市市	都都都都都都市市	都都都都都都市市	都都都都都都市市	都都都都都都市市	都都都市	
三 人	三 人	五 人	五 人	五 人	三 人	四 人	三 人

東京都	第一 三	第二 二	第三 一	第四 千葉縣	第五 四	第六 三	第七 二	第八 一	第九 埼玉縣	第十 三	第十一 区
台文新港中千	安夷君山夏木館	香匱海印跳	東市千松船市千	北南北行大兒秩熊	比入川	北大浦川	吾雄北多北群島				
代田	更津	葛	葛崎	崎	足	甘群					
東京宿中央	房隅津武生山	坂蓬上簷子原葉戸橘川葉	里玉父谷企間越	宮和口	妻水野馬崎						
津	飾	飾王	立	立	立	立	立	立	立	立	立
区区区区区	郡郡郡郡都市市	郡郡郡郡都市市	郡郡郡都市市市	郡郡郡都市市	郡郡郡都市市	郡郡郡都市市	郡郡郡郡都市	郡郡郡郡都市	郡郡郡郡都市	郡郡郡郡都市	郡郡郡郡都市
四人	五人	四人	四人	三人	三人	三人	四人	四人	四人	四人	四人
新潟縣	第一 三	第二 二	第三 一	第四 神奈川縣	第五 七	第六 六	第七 五	第八 四	第九 三	第十 二	第十一 区
佐西新	津愛足中高茅小藤平	三鍊川横横	北南西武立八	江葛足荒江墨	練板北豊	杉中瀬	世目	八三犬大品			
蒲原	久柄柄ヶ田	須	多多多藏王戸	川	飾立川東田馬橋島並野谷	黒	田	支支支			
渡瀬	甲座	沢塚浦倉崎浜	川	川	島並野谷	谷	谷	田川			
下上	崎原	賀	摩摩摩野子川					管管管			
郡都市	郡郡郡郡都市市市市	郡都市市市市	郡郡郡郡區區區區	郡郡郡郡區區區區	郡郡郡郡區區區區	郡郡郡郡區區區區	郡郡郡郡區區區區	内内内内区区			
三人	五人	四人	五人	五人	四人	三	三	三	三	三	三

山梨県	第一区	第二区	第三区	第四区	第五区	第六区
石川県	第一区	第二区	第三区	第四区	第五区	第六区
珠鹿羽河七 洲至島北尾	石能江小金 川美沼松沢	西東水射高 見水岡 波波	婦下中上富 負山 川川川	西中東中高 田羽志島 城城城沼	刈南北古三南柏三長 鰐條岡 沼沼原	岩東中北新 蒲蒲蒲發 原原原田
郡都郡都市	郡都郡市	郡都郡都市	郡都郡都市	郡都郡都郡都市市	郡都郡都市	郡都郡都市
五 四	三 三	三 三	三 三	三 三	五 四	人 人
人 人	人 人	人 人	人 人	人 人	人 人	人 人

静岡県	第一区	第二区	第三区	第四区	第五区	第六区	第七区	第八区	第九区	第十区	第十一区	第十二区	第十三区	第十四区	第十五区	第十六区	第十七区	第十八区	第十九区	長野県
岐阜県	第一区	第二区	第三区	第四区	第五区	第六区	第七区	第八区	第九区	第十区	第十一区	第十二区	第十三区	第十四区	第十五区	第十六区	第十七区	第十八区	第十九区	長野県
小林志安庵島清淨 笠原太倍原田水岡 治見	吉大益惠土可加郡多高 城野田那岐兒茂上 山縣巢斐八破老津島葉恒阜	武山本揖安不義海羽稻大岐 本訪訪田谷科縣 本疊摩摩那那	北南東西松 佐佐木水高 久内井井	下上諏諏飯岡 伊伊佐佐 那那	塘小北南上 水水高 久久	下上下上更長														
郡都郡都市市	郡都郡郡都郡都市市	郡都郡郡都郡郡都郡都市市	郡都郡都市	郡都郡都市市	郡都郡都市	郡都郡都市	郡都郡都市	郡都郡都市	郡都郡都市	郡都郡都市	郡都郡都市	郡都郡都市	郡都郡都市	郡都郡都市	郡都郡都市	郡都郡都市	郡都郡都市	郡都郡都市	郡都郡都市	
五 四	五 四	五 四	五 四	五 四	五 四	五 四	五 四	五 四	五 四	五 四	五 四	五 四	五 四	五 四	五 四	五 四	五 四	五 四	五 四	
人 人	人 人	人 人	人 人	人 人	人 人	人 人	人 人	人 人	人 人	人 人	人 人	人 人	人 人	人 人	人 人	人 人	人 人	人 人	人 人	

第五区	第四区	第三区	第二区	第一区	第三区	第二区
八瀬宝南北豊豊	東西額播碧碧岡	海中葉丹津一	知西東愛春半瀬	引浜周磐磐浜	富駿田賀吉伊富三熱沼	
設設	加加		春春	古		士
名美飯 川橋	田豆海南崎	郡島栗羽島串	多日日知 田良	佐名智田田松	土東方茂原東 島海津	
樂樂	茂茂		井井	市	宮	
郡郡郡郡都市市	郡郡郡郡都市市	郡郡郡郡都市市	郡郡郡郡市市市	郡郡郡郡都市市	郡郡郡郡市市市市	
三人	四人	三人	四人	五人	四人	五人

第二区	第一区	京都府	滋賀県	第二区	第一区	三重県
熊竹中與加何天船北南相續久宇乙舞福伏右	下東左中上			南北志度多阪松宇	名阿一安河鈴三負桑鈴上桑西津	
桑桑	知			牟牟	治	日
野野 謝佐鹿田井	樂喜壯治訓鶴 見京	京山京京京		摩会氣南阪山	賀山志濃芸鹿重弁名鹿野名	
田田	山			集集	市	
郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡市市区区	區區區區區區			郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡市市市市	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡市市市市	
五人	五人			五人	五人	

兵 第 第二 区 区		第 第一 区 区		第 第三 区 区		第 第二 区 区		第 第一 区 区		大阪府	
三津有川武伊芦洲西尼神		泉泉和泉岸堺中南八布北豊三茨枚守高吹池磐城旭東東西大東此福都北西東住阿生浪南天大港西									
原名馬辺庫丹屋本宮崎戸	南北佐塚	尾施	能島木方口櫻田田中東成	淀	住倍王	淀	花島島	成吉野速正	川川	吉野寺	
野	津田内内内										
郡郡郡郡市市市市市市	郡郡郡郡市市市市市市市	郡郡郡郡市市市市市市市	郡郡郡郡市市市市市市市	郡郡郡郡市市市市市市市	郡郡郡郡市市市市市市市	郡郡郡郡市市市市市市市	郡郡郡郡市市市市市市市	郡郡郡郡市市市市市市市	郡郡郡郡市市市市市市市	郡郡郡郡市市市市市市市	郡郡郡郡市市市市市市市
五人	三人	三人	一人	四人	四人	四人	四人	四人	四人	四人	四人

岡山県 第一区		鳥取県 第二区		奈良県 第三区		和歌山县 第四区	
久英勝苦夷上邑和赤御津間		東西日有田新伊那海海和		多水美朝義出城	宍佐赤揖神館相姫	印加加多加美明	
米田田田庭道久氣磐津山山		牟牟	歌	紀上方來父石崎	栗用穗保崎磨生路	南古西可東裏石石	
郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	
五人	四人	三人	三人	五人	三人	四人	三人

第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八
山口県	山口県	山口県	山口県	山口県	山口県	山口県	山口県
三 区	一 区	三 区	二 区	一 区	二 区	一 区	二 区
吉佐都熊次大徳山光岩下防阿大美豊厚小萩宇下比双甲神芦深沼世御三福尾豊賀安獎高山安佐広河川上吉後小浅都兒兒玉倉							
敷波濃毛阿島山口國松府武津禰浦城部門婆三奴石品安限羅潤原山道田茂芸田原佐伯島哲上房備月田口窪島野敷	野						
田							
五 人	四 人	五 人	四 人	三 人	五 人	一 人	
福岡県	高知県	福岡県	高知県	福岡県	高知県	福岡県	高知県
二 区	一 区	三 区	二 区	一 区	二 区	一 区	二 区
嘉隈遠飯直戸八若糸早筑胡宗増福		南北東西喜八字宇新周越西新今上伊溫松			三仲鍇坂丸香小木大高		
轟手賀塚方畠幡松島良紫倉像屋岡		宇宇宇宇幡和居浮多			歌出龜川豆田川松度		
和和和和浜島		摩居桑智條治予泉山					
浜穴							
五 人	五 人	五 人	三 人	三 人	三 人	三 人	五 人

第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第六區
熊本縣	長崎縣	佐賀縣	福岡縣	大分縣	宮崎縣
天球草八下上字水人八 阿菊鹿玉飽荒熊	壇南北東大佐 对南北西誅島長	築京田田門小 三山八三三浮大久	牟留		
益益	馬	上都川川司倉 池門女澣井羽			
草廢北代 土保吉代 藤池本名託尾本 城城	松松彼世 高高彼 岐 村 早原崎	田米			
郡郡郡郡郡郡市市市	浦浦杵 保 来来杵 管	郡郡郡郡郡郡市市市	郡郡郡郡郡郡市市市	郡郡郡郡郡郡市市市	郡郡郡郡郡郡市市市
五人	四人	五人	五人	五人	五人
第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第六區
鹿兒島縣	宮崎縣	大分縣			
大熊蠅肝鹿 始伊出薩川 日川揖鹿枕鹿	東西北南都 西東兒宮延宮	宇下速東西中別 日玖直大南北大佐日大			
島 支毛蠅屬尾 良佐水摩内 置辺宿崎	諸諸諸那 白白	國國	海海		
府管	城湯崎岡崎	佐毛見津府	田珠入野	分伯田分	
內都郡郡市	縣県県珂	并杵	東東	部部	
三人	三人	三人	三人	三人	四人

高麗香爐山広岡島鳥和奈兵大京滋三愛靜岐長山福石富新神東千崎群栂茨福山秋宮岩青北

奈川山渕井川梨野阜岡知重質都阪庫良取根山島口島川媛知

道県県県県県県県県県県県県県県県県県県県

福岡県	二入
長崎県	二入
佐賀県	二人
大分県	四人
宮崎県	二人
鹿児島県	四人
[審査報告書は都合により最終号 附録に掲載]	
公職選挙法の施行及びこれに伴う 関係法令の整理等に関する法律案 右の本院提出案をここに送付する。	
昭和二十五年三月十四日	
衆議院議長　幣原喜重郎	
参議院議長佐藤尚武殿	
第一章 関係法令の廃止及び整理 等(第一條—第十一條)	
第一條 (廃止法令)	
第二條 (政治資金規正法の一 部改正)	
第三條 (地方自治法の一部改 正)	
第四條 (教育委員会法の一部 改正)	
第五條 (刑事訴訟法施行法の 一部改正)	
第六條 (最高裁判所裁判官國 民審査法の一部改正)	
第七條 (農地調整法の一部改 正)	
第八條 (漁業法の一部改正)	
第九條 (地方自治法の一部を 改正する法律の一部改正)	

第十條（檢察審査会法の一部改正）
第十一條（全國選舉管理委員會法の一部改正）
第二章 経過規定（第十二條—第一條二十六條）
第十二條（從前の選舉の効力）
第十三條（從前の手続、処分等の効力）
第十四條（現に住所を有しない市町村において選舉権を有している者の選舉權等）
第十五條（從前の選舉人名簿の効力）
第十六條（參議院議員の通常選舉における補充選舉人名簿の特別）
第十七條（船員の基本選舉人名簿の特別）
第十八條（從前の規定により選舉された教育委員会の委員が欠けた場合等の新法の適用）
第十九條（從前の規定による教育委員会の補充委員）
第二十條（教育委員会があらために設置された場合の委員の選舉の施行）
第二十一條（新法施行前に公示又は告示のあつた選舉の特例）
第二十二條（新法施行前に選挙を行ふべき事由が生じた場合の選挙期日の特例）
第二十三條（新法施行の際係屬中の争議に関する從前の規定の適用）

第二十四条（新法施行前に行われた選挙等に関する事項）
　為に対する從前の罰則の適用（用）

第二十五条（從前の衆議院議員選挙区と公職選挙法別表第一との関係）

第二十六条（経過規定の委任）

第三章 関係法律の整理等に伴う
　経過規定（第二十七条）

第三十二条（第三十二條）

第二十七條（改正前の選挙、投票、手続等の効力）

第二十八條（改正法施行の際係屬中の争訟に関する從前の規定の適用）

第二十九條（改正前の違反行為に対する從前の罰則の適用）

第三十条（改正前の農調法、漁業法により調製した選挙人名簿の効力）

第三十一条（改正前に告示のあつた選舉又は投票の特例）

第三十二條（経過規定の委任）

附則

第一章 関係法令の廃止及び整理等

（廃止法令）

第一條 左に掲げる法令は、廃止する。
　衆議院議員選挙法（大正十五年勅令第三号）

　衆議院議員選挙法施行規則（大正十五年内務省令第四号）

　選挙運動等の臨時特例に関する法律（大正十五年七月二十一日法律第四十七号）

法律(昭和二十三年法律第一百九十六号)
選舉運動等の臨時特例に関する
法律施行令(昭和二十三年政
令第百九十二号)
衆議院議員選舉人名簿等の臨時
特例に關する法律(昭和二十
一年法律第三十号)
衆議院議員選舉法第十二條の臨時特
例等に關する法律(昭和二十
二年法律第二号)
衆議院議員選舉人名簿の臨時特
例等に關する件(昭和二十一
年内務省令第一号)
衆議院議員選舉法第百一條ノ三
及第百四條ノ規定ノ適用ニ關
スル件(昭和二十一年勅令第
九十六号)
衆議院議員選舉運動取締規則
(昭和二十一年内務省令第三十
二号)
參議院議員選舉法(昭和二十一
年法律第十一号)
參議院議員選舉法施行令(昭和
二十一年勅令第五十八号)
參議院議員選舉法施行規則(昭
和二十一年内務省令第九号)
參議院議員選舉運動取締規則
(昭和二十一年内務省令第十
一号)
選舉運動の文書図画等の特例に
關する法律(昭和二十一年法
律第十六号)
地方公共團体の選舉の選舉運動
取締規則(昭和二十三年總理府
令第六十四号)
(政治資金規正法)一部改正
(第一條 政治資金規正法(昭和二十
三年法律第百九十四号)の一部を
次のように改正する。

(1) 政治資金規正法目次中「第三章 公職の候補者」を削り、第四章を第三章とし、以下順次一章づつ繰り上げる。
(2) 第一條中「及び公職の候補者」を削る。
(3) 第二條を次のよう改める。 この法律において選舉とは、公職選舉法（昭和 年法律第 号）の規定を適用する。
(4) 第四條中「それぞれの法律」を公職選舉法に改める。
(5) 第十三條を次のよう改める。 第十三條 政黨、協会その他の団体の会計責任者は、選舉に関するなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、左の各号の定めによるところにより前條第一項各号に掲げる事項を記載した報告書を、それぞれ当該選舉管理委員会に提出しなければならない。
一 公職の候補者の選舉の期日の公示又は告示の日前まで及び選舉の期日の公示又は告示の日から選舉の期日前七日までになされた寄附及びその他の収入並びに支出について、選舉の期日前五日までに
二 公職の候補者の選舉の期日前六日から選舉の期日前まで及び選舉の期日経過後になされた寄附及びその他の収入並び
(6) 第二條を削る。
(7) 第四章を第二章とし、第三十二條を第五章を第四章とし、第三十三條を第十九條とし、第三十二條を削る。
(8) 第五章を第二章とし、第三十二條を第二十九條とし、第三十三條を削る。
(9) 第三十九條但書中「第七号」を「第七号」に、「第十号」を「第八号」に改め、同條を第二十四條とする。
(10) 第二十九條第一項中「第二十一条」を削り、同條第二項を第一項として、同條第三項を第二項とし、同條第一項中「第二十八條、第三十一條、前條若しくは第三十五条第一項中「第二十八條、第三十一條」を「前條」に改め、同條第二項中「及び参議院全国選出議員選舉管理委員会」を削り、同條を第二十九條とし、二十四條を削る。
(11) 第二十九條第一項中「第二十一条」を削り、同條第二項を第一項として、同條第三項を第二項とし、同條第一項中「第九条若しくは」を「又は第二十一条」に改め、「又は第二十四条」を削る。
(12) 第二十九條但書中「第七号」を「第七号」に、「第十号」を「第八号」に改め、同條を第二十四條とする。
(13) 第二十九條第一項中「第二十一条」を「第二十一条」に改め、同條第二項を第一項として、同條第三項を第二項とし、同條第一項中「第二十六條第二項又は第三十七條第二項」を「第二十六條第二項」を「第二十二條」に改め、同條同項を第一項として、同條第三項を第二項とし、同條第一項中「若しくは」を「又は第二十一条」に改め、「又は第二十四条」を削る。
(14) 第二十九條第一項を削る。
(15) 第二十九條第一項を削り、同條第二項中「第二十六條第二項又は第三十七條第二項」を「第二十二條」に改め、同條同項を第一項として、同條第三項を第二項とし、同條第一項中「第二十六條」とする。
(16) 第四十三條中「第二十九條、第四十条第一項、第四十一條第一項及び前條第一項」を「第二十四條及
(17) 第四十四條から第四十七條までを削り、第四十八條を第二十八條とする。
(18) 第八章を第七章とし、第四十九條中「公職の候補者の出納責任者」を削り、「第二十八條、第三十一條、第三十二條若しくは第三十一条」に改め、「又は第二十九條」を削る。
(19) 第五十一條中「参議院全国選出議員選舉管理委員会及び「参議院全国選出議員選舉管理委員会」を削り、同條を第三十條とする。
(20) 第五十二條中「参議院全国選出議員選舉管理委員会」を削り、同條を第三十條とする。
(21) 第五十二條中「参議院全国選出議員選舉管理委員会」を削り、「第二十九條」を削る。
(22) 第五十三條を第三十二條とする。
(23) 第五十四條中「第三十三條」を「第二十一条」に、「第三十四條」を「第二十一条」に改め、同條を第三十三條とする。
(24) 附則中第五十五條を第三十四條とし、以下順次二十一條ずつ繰り上げる。

- (1) 地方自治法百六第二編中「第四章 選舉」を「第四章 削除」に改め、第四章中第一節から第九節までを削る。

(2) 第十二條中「この法律」の下に「及び公職選挙法」を加える。

(3) 第四章を次のように改める。

第四章 削除

(4) 第十七條乃至第七十三條 削除

第七十四條第一項中「選挙権を有する者」を「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者」(以下「選挙権を有する者」という。)に改める。

第七十九條中「総選挙」を「一般選挙」に改める。

(5) 第八十四條但書中「第五十八條規定」を「公職選挙法第百條第四項」に改める。

(6) 第八十五條第一項中「第四章の規定」を「公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定」に改める。

(7) 第八十九條第二項から第四項までを削る。

(8) 第九十三條第二項及び第九十一條第三項中「総選挙」を「一般選挙」に改める。

(9) 第九十九條第一項から第四項までを次のように改める。

前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙されれた議員の在任期間については、公職選挙法第二百五十八條第一項並びに第二百六十條第一項に掲げる事由の一に

(10) 第百一十九條第一項中「第三十二条第一項を除く。」を「公職選挙法第四十六條、第四十八條、第六十一条第一項及び普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第二十九條」に改める。

(11) 第百一十七條第一項中「左の各号の一に該当するため」を「公職選挙法第十一條又は同法第二百五十二條の規定に該当するため」に改める。

(12) 第百二十九條第一項中「三百三十二條を次のように改める。

第三号までを削り、同項中「左の各号の一に該当するため」を「公職選挙法第十一條又は同法第二百五十二條の規定に該当するため」に改める。

(13) 第百三十九條第一項中「第二十條」を「第二十一條第一項」に改める。

(14) 第百四十二條第一項中「第二百一十七条第一項に掲げる事由の一に該当するため」を「公職選挙法第

(15) 第百四十四条第一項若しくは第二百六十二条第一項若しくは第二百六十三条第一項を次のように改める。

第一項若しくは第二百六十二条第一項、第二百七十二条第一項若しくは第二百七十二条第一項若しくは第二百七十二条第一項による決定若しくは判決が確定するまでは、その職を失わない。

(16) 第百六十四条第一項中「第二十一條第一項」を「公職選挙法第十一條第一項」に改める。

(17) 第百六十六條第一項及び第六百一十八條第五項中「第二十一條第一項に掲げる職」を「検察官、警察官若しくは收稅官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員若しくは警察吏員」に改める。

(18) 第百八十四條第一項中「第二百一十七条第一項に掲げる事由の一に該当するため」を「公職選挙法第

(19) 第百三十九條第一項中「第二百六十二条第一項に掲げる事由の一に該当するため」を「公職選挙法第

(20) 第百四十二條第一項中「第二百一十七条第一項に掲げる事由の一に該当するため」を「公職選挙法第

(21) 第二百七十七条中「第十八條、第二十一條第七項、「を削る。」

(22) 第二百七十九條を次のように改める。

第一項若しくは第二百六十二条第一項若しくは第二百六十三条第一項を次のように改める。

(23) 第二百七十九條第一項を次のように改める。

前項に規定するものを除く外、財産区の議員の選挙については、公職選挙法第二百六十八条の定めるところにより改める。

(24) 第七條 教育委員会法(昭和二十二年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

(25) 第七條第一項中「都道府県又は市町村の住民が、」を「地方公共団体の住民が、」とし、同項の「年法律第二百四十九号」の一部を次のように改める。

(26) 第八條を次のように改める。

(27) 第八條 第八條による委員の任期は、議員の任期中とする。

(28) 第八條 第一項に規定する委員の任期は、四年とする。

(29) 第八條 第二項を次のように改める。

(30) 第八條 第二項に規定する委員の任期は、議員の任期中とする。

(31) 第八條 第二項に規定する委員の任期は、議員の任期中とする。

(32) 第八條 第二項に規定する委員の任期は、議員の任期中とする。

(33) 第八條 第二項に規定する委員の任期は、議員の任期中とする。

(34) 第八條 第二項に規定する委員の任期は、議員の任期中とする。

(35) 第八條 第二項に規定する委員の任期は、議員の任期中とする。

(36) 第八條 第二項に規定する委員の任期は、議員の任期中とする。

(37) 第八條 第二項に規定する委員の任期は、議員の任期中とする。

(38) 第八條 第二項に規定する委員の任期は、議員の任期中とする。

(39) 第八條 第二項に規定する委員の任期は、議員の任期中とする。

(40) 第八條 第二項に規定する委員の任期は、議員の任期中とする。

(41) 第八條 第二項に規定する委員の任期は、議員の任期中とする。

(42) 第八條 第二項に規定する委員の任期は、議員の任期中とする。

(43) 第八條 第二項に規定する委員の任期は、議員の任期中とする。

(44) 第八條 第二項に規定する委員の任期は、議員の任期中とする。

(45) 第八條 第二項に規定する委員の任期は、議員の任期中とする。

会を代表する。

国民審査管理委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ、會議を開くことができない。

国民審査管理委員会の議事は、その委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

国民審査管理委員会に書記を置き、委員長の指揮を受け委員会に關する事務に従事させる。

書記は、委員長がこれを任免する。

(4) 第四十九條(公職選挙法の罰則準用) 審査に關しては、公職選挙法第二百二十七條から第三百三十七條、第二百三十八條、第二百五十三條及び第二百五十五條の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第二百二十七條	投票した被選挙人の氏名	投票の内容
第二百二十八條第一項	投票管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選舉長若しくは選挙分会長又は選挙事務に關係のある官吏若しくは吏員	最高裁判所裁判官国民審査法第四十四條第二項前段に掲げる者
第二百二十九條	被選挙人の氏名	投票の内容
第二百三十條	第二百二十五條第一号	投票の内容
第二百三十四條	最高裁判所裁判官国民審査法第四十六條第一号	投票の内容
第二百五十五條	本章	法第七章

(農地調整法の一部改正)
第七條 農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
(1) 第十五条ノ三に次の二項を加える。

この法律及びこれに基いて発する命令に規定するものの外、

国民審査管理委員会に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。

(4) 第二十五条第一項中「衆議院議員選挙法第七十一條の規定により選挙」を「公職選挙法第百條の規定により衆議院議員の選挙」に、同條第一項中「衆議院議員選挙法第二十條乃至第二十二條、第四十四條乃至第四十六條及び第四十八条」を「公職選挙法第三十七條第一項、第八十二条、第八十四条及び第二項及び第四項第三十九條第

(5) 第二十七条第四項、第三十條第四項及び第三十二條但書中「衆議院議員選挙人名簿」を「第八條本文の選挙人名簿」に改める。

(6) 第三十四条中「衆議院議員選挙法第六章」を「公職選挙法第七十八条」に改める。

(7) 第四十三条第二項中「二十五日」を「三十日」に改め、同條第四項に同項後段として次のように加えられる。

この場合において、同條第三

項中「第八條本文の選挙人名簿」

とあるのは、「第八條但書の選挙人名簿」と読み替えるものとする。

(8) 第四十四条第一項中「二万円」を「五万円」に、同條第一項中「地方公共団体(行政区及び地方自治法第

百五十五条第二項の市の区を含

む。以下同じ。」の選挙管理委員会

を「選挙管理委員会の委員」に、「地

方公共団体の選挙管理委員会の書記」を「選挙管理委員会の職員」に、

「三万円」を「七万五千円」に改め、

「七千五百円」に改める。

(9) 第四十八条第一項中「一万円」を「五千円」に改める。

(10) 第四十七条第二項中「三千円」を

「五千円」に改める。

(11) 第四十九條第二項中「二万円」を

「五千円」に改める。

(12) 第四十九條第二項中「三十日」を

「四十日」に改め、同條第四項に

同項後段として次のように加え

られる。

この場合において、同條第三

項中「第八條本文の選挙人名簿」

とあるのは、「第八條但書の選挙

人名簿」と読み替えるものとす

る。

(13) 第五十條ノ七を次のように改める。

第十五条ノ七 公職選挙法(昭和

年法律第 号)第八條、第十七條、第二十二條乃至第二

十五條、第三十條及附則第四項第五項ノ規定ハ市町村農地委員会ノ委員ノ選挙ニ付之ヲ准用

ス但シ次表ノ上欄ニ掲タル同法ノ規定ノ中同表中欄ニ掲タルモノハ夫々同表下欄ノ如ク読み替

ヘルモノトス

(14) 第二十二条第一項

十一月五日

次年の一月二十日

第二十五条第一項

十二月二十日

次年の三月五日

第二十五条第二項

次年の十二月十九日

次次年の三月四日

地方自治法(昭和二十一年法律第二百四十八條)、農地調整法(昭和二十一年法律第二百四十九條)、市町村農地委員会規則(昭和二十一年法律第二百五十二条)、公職選挙法(昭和二十一年法律第二百五十三条)の規定による選挙に付之ヲ適用ス。

(4) 第十五條ノ八を次のように改める。

第十五條ノ八 公職選挙法第十條第二項、第十一條第一項、第十八條第一項第三項第四項、第三十三條第一項乃至第四項、第三十四條第一項第三項乃至第六項、第六章(第三十八條ノ規定ヲ除ク)、第七章(第六十二條ノ規定ヲ除ク)、第八章(第七十六條及第八十一條ノ規定ヲ除ク)、第八十六條第一項乃至第三項第七項第八項、第九十條、第九十一條、第十章(第四百四十九條ノ規定ヲ除ク)、第一百一十條第一項、第一百十一條、第一百十二條第一項第五項第六項、第一百十三條、第一百五條第一項、第一百六條、第一百二十九條、第一百三十條、第一百三十一條第三項本文、第一百三十二條乃至第一百三十八條、第一百六十一条第一項第三項第四項、第一百六十六條、第一百七十八條、第一百五章(第二百四十六條、第二百八十九條、第二百十條及第二百十二條ノ規定ヲ除ク)及

第一百三十五條、第一百三十六條第二項、第一百四十三條第一項及第二百五十三條、第一百四十四條、第一百四十六條乃至第二百五十條、第一百五十一條第一項及第二百五十三條第一項ノ規定ヲ除ク)ノ規定ハ衆議院議員、参議院議員、教育委員会ノ委員、地方公共団体ノ長及都道府県ノ議員ノ選挙ニ關スル部分ヲ除クノ外市町村農地委員会ノ委員ノ選挙ニ付之ヲ適用ス但シ次表上欄ニ掲タル同法ノ規定ノ中同表中欄ニ掲タルモノハ夫々同表下欄ノ如ク該替ヘルモノトス

第十條第二項	前項各号	
第六十八條第一項	第八十七條、第八十八條若しくは第八十九條	農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)第十五條ノ三第一項
第二号	前條	又は第四項
第九十條	第八十八條又は第八十九條	農地調整法第十五條ノ三第三項
第九十一條	その選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五条第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるときはこれらの中の事由があると見定められることとする。その選挙の期日から三箇月経過したものがあるときは	農地調整法第十五條ノ三第三項
第九十七条第二項	生じた場合において第九十五条第一項但書の規定による得票者たるものがあるときは	農地調整法第十五條ノ三第三項

第百十二條第一項

当選人を定めることができるときを除く外、当該選挙の当選人に至つたときは

当選人を定めることができるときを除く外、その議員の欠員の不足数が左の各号に該当するに至つたときは

当選人を定めることができないとき(市町村農地委員会の委員の任期満了前六箇月以内に当選人の不足又は委員に欠員が生じその数が通して二人以下である場合において市町村の選挙管理委員会が都道府県知事の承認を得たときを除く。)は

第百十三條第一項

当選人を定めることができないとき(市町村農地委員会の委員の任期満了前六箇月以内に当選人の不足又は委員に欠員が生じその数が通して二人以下である場合において市町村の選挙管理委員会が都道府県知事の承認を得たときを除く。)は

第百十一條第一項

当選人を定めることができないとき(市町村農地委員会の委員の任期満了前六箇月以内に当選人の不足又は委員に欠員が生じその数が通して二人以下である場合において市町村の選挙管理委員会が都道府県知事の承認を得たときを除く。)は

第百三十六条

当選人を定めることができないとき(市町村農地委員会の委員の任期満了前六箇月以内に当選人の不足又は委員に欠員が生じその数が通して二人以下である場合において市町村の選挙管理委員会が都道府県知事の承認を得たときを除く。)は

第二号

当選人を定めることができないとき(市町村農地委員会の委員の任期満了前六箇月以内に当選人の不足又は委員に欠員が生じその数が通して二人以下である場合において市町村の選挙管理委員会が都道府県知事の承認を得たときを除く。)は

第二百四十一條第一項

当選人を定めることができないとき(市町村農地委員会の委員の任期満了前六箇月以内に当選人の不足又は委員に欠員が生じその数が通して二人以下である場合において市町村の選挙管理委員会が都道府県知事の承認を得たときを除く。)は

第二百五十一條第一項

当選人を定めことができないとき(市町村農地委員会の委員の任期満了前六箇月以内に当選人の不足又は委員に欠員が生じその数が通して二人以下である場合において市町村の選挙管理委員会が都道府県知事の承認を得たときを除く。)は

第二百五十四条第一項

当選人を定めることができないとき(市町村農地委員会の委員の任期満了前六箇月以内に当選人の不足又は委員に欠員が生じその数が通して二人以下である場合において市町村の選挙管理委員会が都道府県知事の承認を得たときを除く。)は

第二百五十二条第一項

当選人を定めることができないとき(市町村農地委員会の委員の任期満了前六箇月以内に当選人の不足又は委員に欠員が生じその数が通して二人以下である場合において市町村の選挙管理委員会が都道府県知事の承認を得たときを除く。)は

本章に掲げる罪(第二百四十五条、第二百四十六條第二号から第九号まで、第二百四十八条及び第二百四十九條の罪を除く。)

農地調整法第十五條ノ八において準用する第十六章に掲げる罪(第二百四十五条の罪を除く。)

(5) 第十五條ノ十一に次の一項を加える。

第十五條ノ三第三項第四項ノ規定ハ都道府県農地委員会ノ委員ノ選舉ニ付之ヲ準用ス

(6) 第十五條ノ十四第三項を次のように改める。

公職選舉法第十九條第二項、第二十六條第三項前段及第二十七條第一項第三項ノ規定ハ第一

項ノ選舉人名簿ニ付之ヲ准用ス但シ次表ニ掲タル同法ノ規定ノ中同表中欄ニ掲タルモノハ

夫々同表下欄ノ如ク讀書ヘルモノトス

第十九條第二項	前項	農地調整法第十五條ノ十四第一項
第二十六條第三項	前二項の場合において、選舉權の要件は、	選舉權の要件は、
前段		
第十五條ノ十七に次の一項を加える。	地方自治法第百二十八條ノ規定ハ都道府県農地委員会ノ委員ノ選舉ニ付之ヲ准用ス	農地調整法第十五條ノ十四第一項
第十五條ノ十八を次のように改める。	第十五條ノ十八 公職選舉法第二十九條、第三十條、第三十三條第一項乃至第四項、第三十四條第一項第三項乃至第六項、第六章(第三十八條ノ規定ヲ除ク)、第七章(第六十二條ノ規定ヲ除ク)、第八章(第七十六條及第八十一條ノ規定ヲ除ク)、第八十六條第一項乃至第三項第七項第八項、第八十七條第一項、第九十條、第九十一條、第十章(第一百四條ノ規定ヲ除ク)、第一百一條第一項、第一百十一條、第一百十二條第一項第五項第六項第一百十三條、第一百五十五條第一項、第一百十六條、第一百二十九條、第一百三十條、第一百三十一條第三項本文、第一百三十二條乃至第一百三十八條、第一百六十一条第一項第三項第四項、第一百六十六條、第一百七十八條、第一百八十一條、第一百八十二條、第一百八十三條第一項、第一百四十三條第一号乃至第九号、第一百四十四條、第一百四十五條、第一百三十六條第二項、第一百五十一條第二項及第一百五十三條第一項ノ規定ヲ除ク)ノ規定ハ衆議院議員、參議院議員、教育委員會ノ委員、地方公共團體ノ長及市町村ノ議會ノ議員ノ選舉ニ關スル部ヲ除クノ外都道府県農地委員會ノ委員ノ選舉ニ付之ヲ准用ス但シ次表上欄ニ掲タル同法ノ規定ノ中同表中欄ニ掲タルモノハ夫々同表下欄ノ如ク讀書ヘルモノトス	選舉權の要件は、
第三十條第一項	市町村	都道府県
第六十八條第一項	第八十八條若しくは第八十九條	農地調整法第十五條ノ十一において準用する同法第十五條ノ三
第二号	前條	第三項又は第四項
第九十條		
第九一條	第八十八條又は第八十九條	
その選舉の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五条第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたもの		

第九十七條第一項

があるときは又はこれらの事由がその選舉の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五条第一項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるときは

生じた場合において第九十五条第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるときは

第二百十一條第一項	第三百十條第一項	第三百一十二条第一項	第三百一十三条第一項	第三百一十四条第一項	第三百一十五条第一項	第三百一十六条第一項	第三百一十七条第一項
から	その地方公共團體の議會の議長	当選人を定めることができるときを除く外、その議員の欠員の不足數が左の各号に該當するに至つたときは	当選人を定めることができるときを除く外、その議員の欠員の不足數が左の各号に該當するに至つたときは	当選人を定めることができるときを除く外、その議員の欠員の不足數が左の各号に該當するに至つたときは	当選人を定めることができるときを除く外、その議員の欠員の不足數が左の各号に該當するに至つたときは	当選人を定めることができるときを除く外、その議員の欠員の不足數が左の各号に該當するに至つたときは	当選人を定めることができるときを除く外、その議員の欠員の不足數が左の各号に該當するに至つたときは
から	その都道府県農地委員會の會長	その都道府県農地委員會の會長	その都道府県農地委員會の會長	その都道府県農地委員會の會長	その都道府県農地委員會の會長	その都道府県農地委員會の會長	その都道府県農地委員會の會長
農地調整法第十五條ノ十一において準用する同法第十五條ノ三	農地調整法第十五條ノ十一において準用する同法第十五條ノ三	農地調整法第十五條ノ十一において準用する同法第十五條ノ三	農地調整法第十五條ノ十一において準用する同法第十五條ノ三	農地調整法第十五條ノ十一において準用する同法第十五條ノ三	農地調整法第十五條ノ十一において準用する同法第十五條ノ三	農地調整法第十五條ノ十一において準用する同法第十五條ノ三	農地調整法第十五條ノ十一において準用する同法第十五條ノ三
第四項に掲げる者	第四項に掲げる者	第四項に掲げる者	第四項に掲げる者	第四項に掲げる者	第四項に掲げる者	第四項に掲げる者	第四項に掲げる者
農地調整法第十五條ノ十八において準用する第百三十五條又は	農地調整法第十五條ノ十八において準用する第百三十六條	農地調整法第十五條ノ十八において準用する第百三十六條	農地調整法第十五條ノ十八において準用する第百三十六條	農地調整法第十五條ノ十八において準用する第百三十六條	農地調整法第十五條ノ十八において準用する第百三十六條	農地調整法第十五條ノ十八において準用する第百三十六條	農地調整法第十五條ノ十八において準用する第百三十六條
第二百四十一條第一項	第三百三十六條	左の各号に掲げる者	第八十八條に掲げる者	第一百三十五条	第一百三十五条	第六十八條第一項	第六十八條第一項
第二号	前條			第一号	第一号	第一号	第一号
第九十条				第九十一条	第九十一条	第六十九條	第六十九條
第九一条				第九十二条	第九十二条	第六十八条	第六十八条

第二百五十一條第一項 第二百五十四條	本章に掲げる罪(第二百四十五條、第二百四十六條第二号から第二百四十九條の罪を除く。)及び第二百四十九條の罪を除く。)
-----------------------	--

第二十二條第一項 第二十五條第一項	十一月五日 十一月二十日
第二十五條第二項	十二月十九日

第二百五十二條第一項 第二百五十二條第一項	本章に掲げる罪(第二百四十條、第二百四十二條、第二百四十五條及び第二百四十九條の罪を除く。)
--------------------------	--

農地調整法第十五條ノ十八において準用する第十六章に掲げる罪(第二百四十五條の罪を除く。)
--

第二百四十九條の罪を除く。)

農地調整法第十五條ノ十八において準用する第十六章に掲げる罪(第二百四十五條の罪を除く。)
--

(9) 第一百五十二條第一項中「但し、選舉人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、選舉の当日投票所に到る者があるときは、投票管理者は、その者に投票させなければならぬ。」トアルハ、「但し、異議の決定又は確定判決に因り選舉人名簿に登録されるべき者は、この限りでない。」トス。

(10) 第一百五十二條第一項及第二百六十九條第一項第二項を「公職選舉法第二百五十九條第一項及第二百六十條第一項第二項」に改める。

(漁業法の一部改正)

第八條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改める。

(1) 第八十七條を次のように改める。

(欠格者) 第八十七條 左の各号の一に該当する者は、選舉権及び被選舉権を有しない。

一 二十年未満の者

二 公職選舉法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一條第一項(選舉権及び被選舉権を有しない者)に規定する者

2 選舉管理委員会の委員及び職員、投票管理者、開票管理者、選舉事務に關係のある官吏及び吏員は、在職中、その關係区域において、海区漁業調整委員会の委員の候補者となることができない。

(2) 第八十九條第五項を次のように改める。

5 公職選舉法第二十一條から第二十五條まで及び第三十條(基本選舉人名簿)の規定は、第一職中、海区漁業調整委員会の委員の候補者となることができない。

表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

(3) 第九十一條第二号を次のように改める。
二 候補者でない者又は第八十七條第二項若しくは第三項の規定により候補者となることができない者の氏名を記載したもの

(4) 第九十二條中「地方自治法第五十五條第一項但書」を「公職選舉法第九十五條第一項但書」に、「地方自治法第五十七條」を「公職選舉法第九十九條」に、「地方自治法第六十六條第一項又は第四項」を「公職選舉法第二百二條第一項、第二百三條、第二百六條第一項又は第二百七條に改める。」

(5) 第九十三條第一項中「地方自治法第五十五條第一項但書」を「公職選舉法第九十五條第一項但書」に改める。

(6) 第九十四條を次のように改める。

(公職選舉法の準用)

第九十四條 公職選舉法第十條第二項(被選舉人の年齢の算定方法)、第十七條(投票区)、第十八條第一項、第二項、第四項(開票区)、第三十三條第一項から第四項まで、第三十四條第一項、第三項から第六項まで(選舉期日)、第六章(投票)、第三十五條、第三十六條、第三十八條第四項及び第四十六條の規定を除く。)、第七章(開票)、第六十二條第四項から第六項まで、第十項但書、第十二項及び第二百八十八條の規定を除く。)、第八章(選舉会及び選舉分會)、第八十一条の規定を除く。)、第八十六條第一項から第三項まで、第七項、第八項、第九十條、第九十一條(候補者、第十章(當選人)、第九十六條から第九十八條まで及び第一百四條の規定を除く。)、第一百十一條(受けた場合の通知)、第一百十六條(委員又は當選人がすべてない場合の一般選舉)、第一百二十九條、第一百三十條、第一百三十一條第三項本文、第一百三十二條から第一百三十八條まで、第一百六十條第一項、第三項、第四項、第一百六十六條、第一百七十八條(選舉運動)、第一百四十六條から第二百五十條まで、第二百五十一條第二項及び第二百五十三條第一項の規定を除く。)の規定は、衆議院議員、參議院議員、教育委員会の委員、地方公共団体の長及び市町村の議員の選舉に関する部分を除く外、海区漁業調整委員会の委員の選舉に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第十條第二項	前項各号	漁業法(昭和二十四年法律第一号第六十七号)第八十七條第一号
第四十八條第一項	第四十六條第一項及び第六十八條第一項	漁業法第九十一条第三項及び第九十五条、前條及び漁業法第九十一条第三項
第四十九條	第四十六條第一項、第五十條及び前條	漁業法第八十七條第一項に掲げる者
第六十七條	第六十八條	漁業法第九十一條
第七十六條	第六十二條	第六十二條第一項から第十九項まで、第一項から第三項まで、第一項及び第十一項
第九十條	前條	漁業法第八十七條第二項又は第三項
第九十一條	第八十八條又は第八十九條	漁業法第八十七條第二項又は第三項
第一百一一條第一項	その地方公共団体の議会の議長から	その海区漁業調整委員会の会長から

第二百四十一條第一項	第二百四十一條第一項	第二百三十六條	第二百三十六條	第二百三十六條
第一項	第二百五十一條第一項	第一項	第二百五十一條第一項	第一項
第二百五十四条	本章に掲げる罪(第二百四十五条第二百四十六條第二号から第二百四十九条の罪を除く。)	第二百五十四条	本章に掲げる罪(第二百四十九号まで、第二百四十八條及び第二百四十九条の罪を除く。)	第二百五十四条
第一項及び第二百四十九条の罪を除く。	本章に掲げる罪(第二百四十九号まで、第二百四十八條及び第二百四十九条の罪を除く。)	第一項及び第二百四十九条の罪を除く。	本章に掲げる罪(第二百四十九号まで、第二百四十八條及び第二百四十九条の罪を除く。)	第一項及び第二百四十九条の罪を除く。
漁業法第九十四条において準用する第十六条に掲げる罪(第二百四十九号まで、第二百四十八條及び第二百四十九条の罪を除く。)	漁業法第九十四条において準用する第十六条に掲げる罪(第二百四十九号まで、第二百四十八條及び第二百四十九条の罪を除く。)	漁業法第九十四条において準用する第十六条に掲げる罪(第二百四十九号まで、第二百四十八條及び第二百四十九条の罪を除く。)	漁業法第九十四条において準用する第十六条に掲げる罪(第二百四十九号まで、第二百四十八條及び第二百四十九条の罪を除く。)	漁業法第九十四条において準用する第十六条に掲げる罪(第二百四十九号まで、第二百四十八條及び第二百四十九条の罪を除く。)

(7) 第九十七条第一項中第一号から第三号までを削り、同項中「左の各号の一に該当するため」を「公職選挙法第十一條又は同法第二百五十二条の規定に該当するため」に、同條第五項中「第一項又は前項の規定による決定又は判決」を「第九条による決定又は公職選挙法第十五章の規定による異議の申立て若しくは訴訟の提起に対する決定若しくは判決又は本條第一項若しくは前項の規定による決定若しくは判決」に改める。	規定に改める。
(8) 第九十八条中「総選挙」を「一般選挙」に改める。	一般選挙に改める。
(1) 第二條 全国選挙管理委員会は、左に掲げる事務をつかさどる。	第二條を次のように改める。
法律第二十一年法律第五十四号の一部を次のよう改正する。	第二條を次のように改める。
第一 公職選挙法(昭和二十年法律第二十一年法律第五十四号)及び同法の一部改正	第一 公職選挙法(昭和二十一年法律第五十四号)及び同法の一部改正
第二 地方自治法の一部を改正する法律の一部改正	第二 地方自治法の一部を改正する法律の一部改正
第三條 全国選挙管理委員会は、左に掲げる事務をつかさどる。	第三條 全国選挙管理委員会は、左に掲げる事務をつかさどる。
法律第二十一年法律第五十四号	法律第二十一年法律第五十四号
規定を準用する法律並びに地方自治法(昭和二十一年法律第五十四号)に基づく選舉に関する事項	規定を準用する法律並びに地方自治法(昭和二十一年法律第五十四号)に基づく選舉に関する事項
附則第二條第九項中「地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第五百七十九号)の一部を次のよう改正する。」	附則第二條第九項中「地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第五百七十九号)の一部を次のよう改正する。」
普通地方公共団体の選挙に関する事項	普通地方公共団体の選挙に関する事項

八 第一号から第四号までに掲げる事項	七 政黨及び政治結社に関する事項
(4) 第十條第二号を次のように改めること。	第十條第二号を次のように改めること。
二 法律の定めるところにより行われる選挙、投票又は国民投票	二 法律の定めるところにより行われる選挙、投票又は国民投票
2 前項の議員、長又は委員の任期は、従前の規定による起算日からとみなす。	2 前項の議員、長又は委員の任期は、従前の規定による起算日からとみなす。

起算するものとする。

(従前の手続、処分等の効力)

第十三條 従前の衆議院議員選挙法、衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律、参議院議員選挙法、地方自治法、教育委員会

選挙法若しくは政治資金規正法又はこれらの法律に基く命令によつてした選挙に関する手続、処分その他の行為は、公職選挙法又はこれに基く命令中の相当する規定によつてした手続、処分その他の行為とみなす。

(現に住所を有しない市町村において選挙権を有している者の選挙権等)

第十四條 従前の地方自治法第十八条第二項の規定により住所を有する市町村以外の市町村において公職選挙法施行の際現に地方公共団体の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙権を有する者は、同法施行の日から、当該市町村においては選挙権を有しない。

2 前項に規定する者の選挙権の取得及び補充選挙人名簿の登録については、その者の住所を有する市町村について、公職選挙法第九條及び第二十六條の規定により、そぞの要件を定める。

3 従前の地方自治法第十八条第一項の規定による住所を有する市町村における公職選挙法施行の際現に当該市町村において選挙権を有する者は、公職選挙法又はこれに基く命令中の相当する規定によつてした手續、処分その他の行為とみなす。

(現に住所を有しない市町村における選挙権を有している者の選挙権等)

2 前項の規定により住所を有する市町村において公職選挙法施行の際現に当該市町村においては選挙権を有する者

3 第十九條 従前の教育委員会法の規定により選挙権を有する者は、公職選挙法施行の際現に当該市町村においては選挙権を有するものとする。

2 前項の場合において必要な事項は、政令で定める。

3 第十九條の規定による選挙権を有する者は、公職選挙法施行の際現に当該市町村においては選挙権を有するものとする。

にあるものは、前二項の規定はかかわらず、その在職中に限り、当該市町村において、地方公共団体の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙権及び被選挙権を有する。

(従前の選挙人名簿の効力)

第十五條 従前の衆議院議員選挙法第五条の規定により昭和二十四年九月十五日現在で調製した衆議院議員選挙人名簿は、公職選挙法の規定により調製した基本選挙人名簿となす。

2 前項の選挙人名簿は、公職選挙法の規定により昭和二十五年九月十五日現在で調製すべき基本選挙人名簿が確定するまでの間効力を有するものとする。

2 前項の場合において必要な事項は、政令で定める。

3 第十九條の規定により調製した選挙人名簿は、衆議院議員及び参議院議員の選挙に限り、その効力を有し、且つ、公職選挙法の規定により調製した基本選挙人名簿とみなす。

(従前の規定により選挙された教育委員会の委員が欠けた場合等の新法の適用)

3 第十九條の規定により選挙された都道府県又は市町村の教育委員会の委員が欠けた場合は、教育委員会設置により選挙された教育委員会の委員が欠けた場合等の新法の適用)の規定により選挙された都道府県又は市町村が初めて行う教育委員会の委員の選挙は、教育委員会設置しようとする年の十月五日に、任期四年の委員の選挙と任期二年の委員の選挙とを一の選挙をもつて合併して行う。

(新法施行前に公示又は告示のあつた選挙の特例)

2 前項に規定する告示のあつた地方公共団体の長の選挙につき、従前の規定により更に選挙を行うことの規定により、なお従前の規定によつては、なお従前の規定による有効投票をもつて同法に規定する有効投票とみなし、同法第二十六條第一項及び第二項の規定にかかるらず、政令の定める

された補充委員で公職選挙法施行の際現にその職にあるものは、同法の規定にかかるらず、同法第二百六十條にいう補充委員とみなす。

(新法施行前に選挙を行なべき事例)

由が生じた場合の選挙期日の特例

第十二條 地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙に係属している議員の申立若しくは訴願又は裁判所に係属している訴訟は、第十二条及び第十三条の規定にかかるらず、なお従前の規定による。

(新法施行前に行なわれた選挙等に關してした行為に対する従前の罰則の適用)

第二十四条 公職選挙法施行前に行われた衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議員の選挙に關してした行為に対する従前の罰則の適用)

2 前項に規定する告示のあつた地方公共団体の長の選挙につき、従前の規定により更に選挙を行うことの規定により、なお従前の規定によつては、なお従前の規定による有効投票をもつて同法に規定する有効投票とみなし、同法第二十六條第一項及び第二項の規定にかかるらず、政令の定める

3 第十九條の規定による教育委員会の規定による有効投票をもつて同法に規定する有効投票とみなし、同法第二十六條第一項及び第二項の規定にかかるらず、政令の定める

三條の規定にかかるらず、なお従

前の例による。

第二十一條に規定する選挙に関する行為に対する罰則の適用についても、なお從前の例によること。

(從前の衆議院議員選挙区と公職選挙法別表第一との関係)

第二十五條 公職選挙法別表第一は、昭和二十四年十二月一日現在の調査に基き、從前の衆議院議員選挙法別表中の都、市、区又は支庁につき、その名称の変更又はこれららの設置若しくは廃止に伴う整理をしたにすぎないものであつて、選挙区に關しては、從前の衆議院議員選挙法の規定による選挙区の範囲をいささかも変更するものではない。

2 前項の規定は、公職選挙法施行後において、同法第十三條の規定の適用を妨げるものではない。(経過規定の委任)

第二十六條 第十二條から前條までに定めるものの外、公職選挙法の施行に伴い特別の経過措置を必要とするときは、政令で定める。

(第三章 関係法律の整理等に伴う経過規定)

(改正前の選挙、投票、手続等の效力)

第二十七條 改正前の農地調整法、漁業法、地方自治法若しくは政治資金規正法はこれらの法律に基づく命令によつてした選挙、請求若しくは投票又はこれらに關する手続、处分その他の行為は、改正後のそれぞれの法律又はこれらの法律に基く命令中の相当する規定に

よつてしたものとみなす。

(改正法施行の際係屬中の争訟に関する從前の規定の適用)

第二十八條 改正前の政治資金規正法、地方自治法、最高裁判所裁判官国民審査法、農地調整法若しくは漁業法又はこれらの法律に基く命令の規定による争訟で本法施行の際に選管委員会に係属している異議の申立若しくは訴願又は裁判所に係属している訴訟は、前條の規定にかかわらず、なお從前の例による。

(改正前の違反行為に対する從前の罰則の適用)

第二十九條 本法施行前にした行為で改正前の政治資金規正法、地方自治法、最高裁判所裁判官国民審査法、農地調整法又は漁業法に違反するものに対する罰則の適用については、第二十七條の規定にかかわらず、なお從前の例による。

(改正前の選挙の効力)

第三十條 改正前の農地調整法の規定により調整した市町村農地委員会委員選挙人名簿又は改正前の漁業法の規定により調製した海区漁業調整委員会委員選挙人名簿は、改正後のこれらの法律の規定により調製したものとみなす。

2 前項の市町村農地委員会委員選挙人名簿は、昭和二十六年三月四日までその効力を有する。

(改正前に告示のあつた選挙又は投票の特例)

第三十一條 本法施行の際改正前の農地調整法、漁業法又は地方自治法の規定によりその期日を告示してある選挙又は投票に関しては、なお從前の規定による。

(経過規定の委任)

第三十二條 第二十七條から前條までに定めるもの外、改正法律の施行に伴い特別の経過措置を必要とするときは、政令で定める。

(附則)

この法律は、公職選挙法施行の日から施行する。

(小串清一君登壇、拍手)

○小串清一君 只今一括上程になります。

大公職選挙法案並びに公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案につきまして、選挙法改正に関する特別委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

その前に本委員会における選挙法改正に関する調査について一言申上げます。

本委員会は昭和二十四年十二月五日選挙法改正に関する調査のために設置されたものであります。前国会の委員会において作成をいたしました選挙基本法案の要綱について調査を繼續して、概ねその調査を完了いたしましたのであります。ところが一方衆議院におきましても本院同様に特別委員会を設置して、選挙法改正に関する調査をいたしておりました。同委員会は

作成しておりますので、当委員会においてもその内容を比較検討をいたしましたところ、本委員会の選挙基本法案要

は選挙に関する区域について規定しておらず、現行法の建前と大して変更はありません。第四章は選挙人名簿に規定して、各選挙を

通じて基本選挙人名簿と補充選挙人名簿を調製することとし、特に船員に対する規定であります。第五章は選挙期日にに関する規定であります。第六章は投票し得るよう基本選挙人名簿の任期満了による總選挙の期

上にいたしまして、数次の折衝を経て、その職業の特殊性から、できるだけ投票し得るよう基本選挙人名簿の特例を規定いたしております。第七章は選挙期日に関する規定であります。第八章は投票についての規定であります。第九章は投票権若しくは少年院に收容中の者に不在者投票の途を開いて、多年問題となつていた懸案を一挙に解決いたしております。第七章は投票、第八章は選挙会及び選挙分会について、大体現行法と同様であります。文盲者に代理投票を認めて、自書主養の制限を緩和し、監視若しくは少年院に明示しまして、その他法律の適用範囲、定数等を規定しております。第一章は、選挙権及び被選挙権を規定いたし、現行法の建前を踏襲いたしておらず、ただ選挙権について、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙権を規定してあります。第二章は、選挙権及び被選挙権を規定いたし、現行法の建前を踏襲いたしておらず、ただ選挙権について、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙権を規定してあります。第三章は、選挙権の場合におきましても、その額を高め、又公費費用二万円を分担することといたし、従来衆議院議員の選挙の場合は採用されて来た公務員の立候補の制限の制度を各選挙に採用いたしております。第十章は當選人第一章は

特例選挙、第十二章は選挙を同時に行うための特例であります。現行法と

大差はありません。第十三章は選舉運動に関する規定であります。而して本案におきましては、從来よりも選舉公營を拡大いたして、衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事等の選舉において、無料葉書、ポスター用紙、新聞廣告、放送、交通機關の利用、経費の公報、氏名掲示表、立会演説会等を公営で行い、又は経費の負担が公営で行われる旨を規定いたしております。尙、文書图画の頒布又は掲示につきましては最小限度の制限をいたしてあります。併しながら演説につきましてはで得る限り自由といたし、立会演説会の代理回数を増加し、個人演説会及び街頭演説を自由とし、これらの演説は第三者におきましても自由に得ることなどいたしてあります。新聞雑誌につきましては、その報道及び評論の自由を尊重する規定を設けており得ます。

戸別訪問についても原則としては禁止しておりますが、候補者に限つて、親族、平素親交の間柄にある知己、その他密接な間柄にある者を訪問すること

は自由といたしたのであります。次に、第十四章は選舉運動に関する規定であります。これは現行政治資金規正法中にありました公職の候補者に関する規定を選舉運動に関する費用規定と共に本法律中に一括したものであります。

第十五章は争訟、第十六章は罰則の規定であります。が、特に申述べることは

なく、現行法と殆んど同様であります。第十七章は補則であります。而して本員及び委員の任期の起算、選舉費用の国及び地方公共団体の負担区分を明確にする等、補則的事項について規定をいたしてあります。

以上公職選舉法案の内容に関する極めて概略を申上げたのであります。次いで本委員会における審議の経過の詳細につきましては速記録に譲りまして、その主要なものについて少しく申上げます。この法案について次の諸点

の質疑が行されました。第一点は、選舉に際して検察官、警察官吏等の取締について、第二点は、参議院議員の選挙における供託金の没収率及び法定得票率について、第三点は、同時選舉の場合における重複立候補禁止について質疑がなされました。第四点は、公務員の立候補制限について、公選せられた

知事及び五大市の市長がその任期満了前に自効的に離職して立候補する場合の制限の必要について、第五点は、地方公共団体の議会の議員が在職中、他の

地方公共団体の議会の議員の立候補及びその兼職禁止について、第六点は、参議院全国選出議員の選舉の場合に、一都道府県に設置する事務所又は掲示するポスターの数につきまして、第七点

は、参議院全国選出議員の選舉の場合は、文書图画の頒布又は掲示の禁止を

いたしてあります。併しながら演説につきましてはで得る限り自由といたし、立会演説会の代理回数を増加し、個人演説会及び街頭演説を自由とし、これらの演説は第三者におきましても自由に得ることなどいたしてあります。新聞雑誌につきましては、その報道及び評論の自由を尊重する規定を設けており得ます。

戸別訪問についても原則としては禁止するに当つての予算との関係について、第十四点は、参議院議員の在任期間を異にする合併選舉の場合の線上補充につき、第十五点は、教育者の地位利用の選舉運動について、本法案のこととく

まして、第十三点は、本法案を実施するに當つての予算との関係について、第十四点は、参議院議員の在任期間を異にする合併選舉の場合の線上補充につき、第十五点は、教育者の地位利用の選舉運動について、本法案のこととく

教育者のみに限定すべきでなく、何人も学校の児童、生徒及び学生で年齢二十年未満の者に対して教育上特殊の關係ある地位を利用して選舉運動をする

ことができないことと規定する必要について、各委員より熱心な質疑がありまして、それへ答弁があつたのであります。

本法案は、公職選舉法の施行によつて廃止すべき法令及び関係法令にして整理を要すべきものについて整理する

と共に、公職選舉法の施行及び関係法令の整理に伴う経過事項を規定したものを、前公職選舉法案におけると同じに、これも各位の文書函に配つてありますから、これを省略さして頂きます。

而して討論に入りましたところ、別に御発言もありませんため、直ちに修正及び修正部分を除く原案につき採決に入りましたところ、それへ多数

を以て修正案及び修正部分を除く原案について可決し、ここに本法案は修正議決せられた次第であります。以上二案について御報告を申上げます。

尙、本法案は第五国会以来約一ヶ年を費しまして、ここに結論を見るに至りました。この際、前委員長柏木太郎君、小川久義君を始め各委員諸君の非常なる御努力に対しても感謝いたして、この報告を終りたいと存じます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 討論の通告がござります。発言を許します。來馬琢磨君。

正案については、出席委員の全員が賛成の意を表されまして、その修正部分の効力について、現任の議員及び委員の選出について行われた選舉は、公職選舉法によつて行なつた選舉とみなす等、必要な各種の事項を規定いたしております。

本案に対する質疑におきましては、公職選舉法との関連において、いろいろの質疑が行われました。而して討論に入りましたところ、公職選舉法案に対する意見開陳において、公職の候補者又は出納責任者と意見を通じないする支出の制限の必要について、第十一点は、選舉事項の周知及び兼務防止の実施について、第十二点は、参議院地方選出議員の定員を増加することにつきまして、第十三点は、本法案を実施す

るに當つての予算との関係について、第十四点は、参議院議員の在任期間を異にする合併選舉の場合の線上補充につき、第十五点は、教育者の地位利用の選舉運動について、本法案のこととく

教育者のみに限定すべきでなく、何人も学校の児童、生徒及び学生で年齢二十年未満の者に対して教育上特殊の關係ある地位を利用して選舉運動をする

ことができないことと規定する必要について、各委員より熱心な質疑がありまして、それへ答弁があつたのであります。

本法案は、公職選舉法の施行によつて廃止すべき法令及び関係法令にして整理を要すべきものについて整理する

と共に、公職選舉法の施行及び関係法令の整理に伴う経過事項を規定したものを、前公職選舉法案におけると同じに、これも各位の文書函に配つてありますから、これを省略さして頂きます。

而して討論に入りましたところ、別に御発言もありませんため、直ちに修正及び修正部分を除く原案について可決し、ここに本法案は修正議決せられた次第であります。以上二案について御報告を申上げます。

〔來馬琢磨君發言、拍手〕

○來馬琢磨君 本員は公職選挙法案に

反対する主なる理由を申上げます。

第一百四十七條のポスター処理の規定

が殆んど不可能のことを都道府県市町

村選挙委員会に要求したものであ

るといふ点であります。從来選挙当日

に限り、投票所の入口から三町以内の

区域に選挙事務所を置くことを禁じた

精神に従い、且つ昭和二十年十二月

十七日内務省令第三十二号、衆議院議

員選挙運動取締規則第三條第二号に、

選挙の當日に限り、演説会場表示用の

張札、立札看板、演説会告知用の文書

と雖も投票所の入口より三百二十七

メートル(約三町)以内の区域において

頒布、貼付、掲示することを得ずと定

めたる精神により、約三町を今回は約

一町と改め、これを法律で定めたもの

である。この三町云々は從来適當の規

定と思われ、各候補者及び當時の責任

者たる選挙事務長は、これを実行する

ために真夜中から天明までの間に事務

所を移転し、立札を撤去し、ポスター

を剥ぎ取る等少からざる苦心と労力を

費したものです。然るに本法案

においては三町を一町に縮め、すでに

掲示したポスターを短時間内に撤去す

ることを選挙管理委員会に命ずるので

ある。これは管理委員会には非常な重

荷になつて、若し人通りの多い人家範

比の所、例えば淺草雷門の区役所の辺の

ことき場所であれば、各候補者が五枚

な糊で貼付けるから、地方区において

は勿論、全國区に亘り二百人の候補者

が出ると見て、五十人が五枚ずつ貼る

とするに數百枚に達することがないと

も言えない。これを深夜作業で剥ぎ取

るのは容易の業でない。全國選挙管理

委員会連合会が本法案に対し修正の陳

いて一二三の修正説を述べておる。即ち

「選挙場の入口から約一町以内の所

には一人五枚以上掲示してはならぬ

い」。これはもつと数を減らしてもい

いと思ひます。「各候補者は張札の撤

去につき選挙管理委員会に協力しなけ

ればならない」等の條文を第百四十七

條の第三項に加えることを提案したの

であるが、衆議院の方では、これらの

義務を選挙管理委員会に據してしま

うに轉進する傾向を示したことは、參議

院議員の選挙規定が、何か有能の官吏

を立身の捷様なりと心得て、この方面

に轉進する傾向を示したことは、參議

院議員の選挙規定が、何か有能の官吏

を立身の捷様なりと心得て、この方面

に轉進する傾向を示したことは、參議

院議員の選挙規定が、何か有能の官吏

を立身の捷様なりと心得て、この方面

に轉進する傾向を示したことは、參議

院議員の選挙規定が、何か有能の官吏

を立身の捷様なりと心得て、この方面

に轉進する傾向を示したことは、參議

院議員の選挙規定が、何か有能の官吏

第一に、本法案の不備なりと思うこ

とは、參議院全國区議員選挙と、他の

公職の選挙とを同一の法律を以て規定

するとは根本観念において誤まつて

いるといふ点である。言うまでもな

く、我が參議院の組織は世界に例のな

い制度であつて、殊に全國区の選挙は

最も特色のある規定である。即ちす

べく、全國の同業者等の間に、その人格、

学識、技能等が知られている人が立候

補して当選を争い、全國の有権者も、

平素えめ得たる知識により判断して投

票するのを根本觀念とするのである。

昭和二十一年の第一次の選挙において、一部の人が、選挙人が無関心だか

ら当選者が定員に達しないだろうと言

ついた。憂を裏切つて、極めて適當

な人物を參議院に送られたのである。然

つて、一部の人が、選挙人が無関心だか

ら当選者が定員に達しないだろうと言

ついた。憂を裏切つて、極めて適當

な人物を參議院に送られたのである。然

つて、一部の人が、選挙人が無関心だか

ら当選者が定員に達しないだろうと言

ついた。憂を裏切つて、極めて適當

な人物を參議院に送られたのである。然

つて、一部の人が、選挙人が無関心だか

ら当選者が定員に達しないだろうと言

ついた。憂を裏切つて、極めて適當

な人物を參議院に送られたのである。然

つて、一部の人が、選挙人が無関心だか

ら当選者が定員に達しないだろうと言

ついた。憂を裏切つて、極めて適當

律は大改善をなす要あり。本案はこの

点不完全である。よつて反対するので

あります。

第三に、且下来たるべき六月選舉に

先立ち、次官、局長級の人材が続々辞

職して立候補するようであり、折角

当選した知事、市長等を中心辭任し

て、その地方を主たる地盤として立候

補する者もあるやに聞いている。これ

はその人の自由であるが、行政面に進

出して多年の知識経験を積んだ官吏

が、參議院全國選舉の途が開けたこと

を立身の捷様なりと心得て、この方面

に轉進する傾向を示したことは、參議

院議員の選挙規定が、何か有能の官吏

を立身の捷様なりと心得て、この方面

に轉進する傾向を示したことは、參議

委員会の議決に従わんとも考へたが、

審議終局の現状に鑑み、最も近き次の

機会に改正せらるべき準備として、こ

の反対意見を述べるゆえんであります。

○謹長(佐藤尚武君) これにて討論の

通告者の発言は終了いたしました。兩

案全部に対する討論は終局したものと

認めます。

参考をして報告をいたさせます。

〔海保參事前説〕

木日謹長から左の修正案を提出した。

公職選挙法案に対する修正案(羽仁

五郎君)

本日謹長から左の修正案を提出した。

公職選挙法案に対する修正案(羽仁

五郎君)

木日謹長から左の修正案を提出した。

佐々木良作 太田 勉
藤田 元雄 川上 嘉
參議院議長佐藤尚武殿

公職選舉法案の二部を次のよう

に修正する。

且次中「第四十八條(代理投票)」を

「第四十八條(代理投票その他の投票)」、「第一百三十七條(教育者の地位利用の選挙運動の禁止)」を「第一百三十七條(教育上特殊の地位を利用した選挙運動の禁止)」に改める。

第四十八條見出しを「代理投票その他の投票」に改め、同條第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 選挙人で、選挙の当日、政令で定める区域内において、法令で定により抑留されている者は、その請求により当該警察官又は警察吏員の監視の下に、投票所に行き、自から投票をすることができる。

第一百三十七條を次のよう改め
(教育上特殊の地位を利用する選挙運動の禁止)

第百三十七條 何人も、教育上特殊の関係ある地位を利用して、学校の児童、生徒及び学生で年令二十一年未満のものに対して選挙運動をし又はさせることができない。

第一百四十六條第一項中「禁止を免

れる行為として」の下に「主として」を加える。

第一百四十八條第一項但書を削る。

第一百三十五條第二項を削る。

第一百六十三條に次の二号を加える。

第百四十八條第一項但書を削る。

第一百三十五條第二項を削る。

第一百六十三條に次の二号を加える。

第百四十八條(選挙事項の周知及び棄権防止)の規定による啓蒙宣伝に要する費用

第一百六十四條第一項第一号中「及び第十号」を「第十号及び第十一号」に改める。

第一百七十條第二項及び第三項を削る。

【羽仁五郎君登壇、拍手】

○羽仁五郎君 御承知のように、只今議題となつておりまする選挙法は選挙基本法としての性格を持つております。その意義を十分に認識せられて、衆参両院の委員会においては慎重審議を盡され、殊に我が參議院の選挙法改正特別委員会の委員長は非常な努力を拂われて、先程御報告になりました結果に到達せられたのであります。併ししながら我々參議院の使命を考え、そうして又今議題となつておりますものが選挙基本法であるだけに、今まで到達せられました結果の中でも、どうしてもこれが我々として反対せざるを得ない。従つて修正の必要を感じるといふことは、これは我々として反対せざるを得ない。従つて修正の必要を感じるといふことは、これは我々として反対せざるを得ない。従つて修正の必要を感じるといふことは、これは我々として反対せざる得

しまして、多数の皆様の御賛成を得たいた思いますので、その趣旨を説明することを許されたないと考えるのです。不幸にして我々日本国民は、從来我國民の生活を政治の方法によつて改善するという体験を持つことがあります。

この二項を削る。

【羽仁五郎君登壇、拍手】

○羽仁五郎君 御承知のように、只今

議題となつておりまする選挙法は選挙

基本法としての性格を持つております。その意義を十分に認識せられて、衆参両院の委員会においては慎重審議を盡され、殊に我が參議院の選挙法改

正の実験となるべきものが今日まで

運営商敗の惡習といふものが今日まで

不幸にしてその実験を見ましたよう

な、現在の国会においても国民の期待

を十分に發揮することができないで、

これが我々として反対せざるを得ない。

従つて修正の必要を感じるといふことは、これは我々として反対せざる得

の成立を助けるものに外ならない。そ

の意味において、我々は国民の期待を

いと想りますので、その趣旨を説明す

ることを許されたないと考えるのであります。

不幸にして我々日本国民は、從来我國民の生活を政治の方法によつて改善するという体験を持つことがあります。

この二項を削る。

【羽仁五郎君登壇、拍手】

○羽仁五郎君 御承知のように、只今

議題となつておりまする選挙法は選挙

基本法としての性格を持つております。その意義を十分に認識せられて、衆参両院の委員会においては慎重審議を盡され、殊に我が參議院の選挙法改

正の実験となるべきものが今日まで

運営商敗の惡習といふものが今日まで

不幸にしてその実験を見ましたよう

な、現在の国会においても国民の期待

を十分に發揮することができないで、

これが我々として反対せざる得

ない。従つて修正の必要を感じるとい

ふことは、これは我々として反対せざ

る。従つて修正の必要を感じるといふこと

を、そのあり方はどこが違なければ

いいのであります。旧帝国日本の選挙

法と新らしい民主主義日本の選挙法

と、そのあり方はどこが違なければ

いいのであります。旧帝国日本の選挙

法と新らしい民主主義日本の選挙法

と、そのあり方はどこが違なければ

いいのであります。旧帝国日本の選挙

法と新らしい民主主義日本の選挙法

と、そのあり方はどこが違なければ

いいのであります。旧帝国日本の選挙

法と新らしい民主主義日本の選挙法

の成立を助けるものに外ならない。そた。従つて、それは何よりも取締に便宜のよろにできていたのであります。

選出されなかつたことは、事実がこれ

を証明しております。僕は個々の先輩

議員を非難しようとするものではあり

ません。旧帝国議会が、軍閥、官僚、

財閥に膝を屈したことをしてかく言

うのであります。新らしい民主主義の

議員を非難しようとすると、

新らしい選挙法の制定は、実にかよ

す。併し一定の議員が選挙される

に、その議員が選挙される

に、日本には久しく選挙腐敗の惡習慣

が成立してしまつたことは皆様の御承

知の通りであります。ところが現在新

憲法によつて、我が国会は旧議会とは

全く異つて、いわゆる人民主権の上に

完全なる実権を持つたのであります。

然るに今国会が完全なる実権を持つた

にも拘わらず、過去において養われた

選挙腐敗の惡習といふものが今日まで

運営商敗の惡習といふものが今日まで

不幸にしてその実験を見ましたよう

な、現在の国会においても国民の期待

を十分に發揮することができないで、

これが我々として反対せざる得

ない。従つて修正の必要を感じるとい

ふことは、これは我々として反対せざ

る。従つて修正の必要を感じるといふこと

を、そのあり方はどこが違なければ

いいのであります。旧帝国日本の選挙

法と新らしい民主主義日本の選挙法

の成立を助けるものに外ならない。そた。従つて、それは何よりも取締に便宜のよろにできていたのであります。

選舉を如何に取締るかの法でありまし

た。従つて、それは何よりも取締に便

宜のよろにできていたのであります。

選出されなかつたことは、事実がこれ

を証明しております。僕は個々の先輩

議員を非難しようとするものではあり

ません。旧帝国議会が、軍閥、官僚、

財閥に膝を屈したことをしてかく言

うのであります。新らしい民主主義の

議員を非難しようとすると、

新らしい選挙法の制定は、実にかよ

す。併し一定の議員が選挙される

に、その議員が選挙される

に、日本には久しく選挙腐敗の惡習慣

が成立してしまつたことは皆様の御承

知の通りであります。ところが現在新

憲法によつて、我が国会は旧議会とは

全く異つて、いわゆる人民主権の上に

完全なる実権を持つたのであります。

然るに今国会が完全なる実権を持つた

にも拘わらず、過去において養われた

選挙腐敗の惡習といふものが今日まで

運営商敗の惡習といふものが今日まで

不幸にしてその実験を見ましたよう

な、現在の国会においても国民の期待

を十分に發揮することができないで、

これが我々として反対せざる得

ない。従つて修正の必要を感じるとい

ふことは、これは我々として反対せざ

る。従つて修正の必要を感じるといふこと

を、そのあり方はどこが違なければ

の第四十八條に関する修正の趣旨であ
ります。

第二は、これは最も重要な点でありまして、御承知のように現行法においては、何人も教育上の地位を利用して未成年者を選挙運動に使用してはならぬということを規定しております。この法の疑うべからざる要点は、未成年者を不当なる選挙運動から保護するということにあります。然るに只今提案されております公職選挙法案においては、教育者が教育上の地位を利用して学生を選挙運動に用いてはならないということになつております。これは現行法の精神とその立法の精神を全く異にしておる。こういう公職選挙法が若し通過するならば、現行法においては、教育者が教育上の地位を利用して学生を選挙運動に用いてはならないことになつております。これは現行法の第一項についてであります。選挙期の間中において、著述、演芸等の広告において、ボスター、文書などの制限を免れる行為として、主として候補者の氏名を掲げることを禁止する、これはおいてはその現行法の中の「主として」といふ文字を削られたのであります。これは技術的にはこの「主として」という文字は必ずしも必要ではないのであります。併しこの「主として」という字が削られたために、現在一般に從来許されていたことを許されなくなるのではないか。つまり從来は明瞭に文書や画の制限を免れる行為として、誰でも未成年者を選挙運動に使って構わないということになるという点、それから次に、その中で特に教育者のみを、教育者が学生の選挙運動の援助を受けるということを禁止すると、いふ不公平な状態が発生するといふこと、そして第三には、学生の中において、選挙中は凡そ著述、演芸を受け、又一般にそう理解される。又事実において現場の取締などにおいては、そういうような不正当な制限が行使され得べきである拘わらず、これがこの成年者である学生は十分の政治的判断を持つて、完全な政治的権利を行使し得べきであるのでありま制限されたといふ点、以上三つの点は、全く現在提出されている公職選挙

法案といふものに、何人と雖も賛成す
ることができないのであります。従つて私は、この公職選挙法案の第二百三十
七條は現行法の通りに戻すべきであ
ると諸君に訴えたいと思うのであります。

第三は公職選挙法案第二百四十六條の第一項についてであります。選挙期の間中において、著述、演芸等の広告において、ボスター、文書などの制限を免れる行為として、主として候補者の氏名を掲げることを禁止する、これは新聞の自由に対する新聞の評論の批判を受けて、新聞の自由といふものをそこにお認めになつたのであります。併しながらこの新聞の評論の批判を受けて、新聞の自由といふものをそこにお認めになつたのであります。併しながらこの新聞の評論の批判を受けて、新聞の自由といふものをそこにお認めになつたのであります。併しながらこの新聞の評論の批判を受けて、新聞の自由といふものをそこにお認めになつたのであります。併しながらこの新聞の評論の批判を受けて、新聞の自由といふものをそこにお認めになつたのであります。併しながらこの新聞の評論の批判を受けて、新聞の自由といふものをそこにお認めになつたのであります。併しながらこの新聞の評論の批判を受けて、新聞の自由といふものをそこにお認めになつたのであります。併しながらこの新聞の評論の批判を受けて、新聞の自由といふものをそこにお認めになつたのであります。併しながらこの新聞の評論の批判を受けて、新聞の自由といふものをそこにお認めになつたのであります。併しながらこの新聞の評論の批判を受けて、新聞の自由といふものをそこにお認めになつたのであります。併しながらこの新聞の評論の批判を受けて、新聞の自由といふものをそこにお認めになつたのであります。併しながらこの新聞の評論の批判を受けて、新聞の自由といふものをそこにお認めになつたのであります。併しながらこの新聞の評論の批判を受けて、新聞の自由といふものをそこにお認めになつたのであります。併しながらこの新聞の評論の批判を受けて、新聞の自由といふものをそこにお認めになつたのであります。併しながらこの新聞の評論の批判を受けて、新聞の自由といふものをそこにお認めになつたのであります。併しながらこの新聞の評論の批判を受けて、新聞の自由といふものをそこにお認めになつたのであります。併ながら

切であり、且つ妥当であると考えるものであります。

それから第四は、公職選挙法案第二百四十八條の第一項であります。これでは新聞の自由に関する議論の批判を受けて、新聞の自由といふものをそこにお認めになつたのであります。併しながらこの新聞の評論の批判を受けて、新聞の自由といふものをそこにお認めになつたのであります。併しながらこの新聞の評論の批判を受けて、新聞の自由といふものをそこにお認めになつたのであります。併しながらこの新聞の評論の批判を受けて、新聞の自由といふものをそこにお認めになつたのであります。併ながら

理委員会の機構が充実することを希望するからであります。これに対する費用といふものは若干の費用が必要であります。併しこれによつて国民の政治教育が徹底し、それによつて得るところの利益は、支出するものに比して遥かに大であると考えるので、この費用が支出されることが望ましいと考えるべくないと考えて、この修正案を提出する次第であります。

最後に、第二百七十條第二項及び第三項を削除せられたといふ理由は、この二百七十條の第二項及び第三項においては不當に著しく制限され聞における新聞の自由といふものが、

この二百七十條の第二項及び第三項は、現に療養所において療養をしておられる方々のその療養所をその住所と認めないといふのが第二項であります。それは選挙という政治的自由が最大限に發揮せられることを選挙法の二項はその人々の選挙権の行使を制限する虞がある。従つてこの但書は削除せらるべきものである。

第五は、又その問題に関して第二百三十五條の第二項といふものも必要がない。これは選挙という政治的自由が認めないといふのが第二項であります。そして第三項において、この第二項はその人々の選挙権の行使を制限するものではないといふ規定を置いておるのではありません。これは誠にこの規定の上からも曖昧な規定であります。それは他の法律で十分行い得るよれに對して他の法律で十分行い得るよらないといふ理由によります。

第六は、第二百六十三條に次の一項

理委員会の機構が充実することを希望するからであります。併しながらこの新聞の自由といふものをそこにお認めになつたのであります。併しながらこの新聞の評論の批判を受けて、新聞の自由といふものをそこにお認めになつたのであります。併しながらこの新聞の評論の批判を受けて、新聞の自由といふものをそこにお認めになつたのであります。併しながらこの新聞の評論の批判を受けて、新聞の自由といふものをそこにお認めになつたのであります。併しながらこの新聞の評論の批判を受けて、新聞の自由といふものをそこにお認めになつたのであります。併ながら

れに対する費用を国から支出すべきであります。これは選挙管理委員会からの熱

心な希望に基くものであります。併して法律を以て不当な制限を加えるといふことは許すべからざることである。

この点については全国の療養所の諸君から陳情、請願が委員会にも多數に参

つておるのであります。併してその選挙権を不适当に制限するよう

なことは我が新らしい選挙法の中で行

わるべきないと考へて、この修正案を提出する次第であります。

以上修正案提出の理由の説明を終りたいと思ひますが、最後に一言を許されたいと思いますことは、本日この議場において行われた實に悲し

むべき事件、こうした事件を根絶するため、どうか理想的の選挙法を作つて頂きたいといふことと、それから次

には、我々が占領下において国民の生活の安全と幸福とを守る責任を持つて頂きたいといふことと、それから次

ければ、これより採決をいたしました。

先づ羽仁五郎君提出の公職選挙法

案に対する修正案を問題に供します。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔起立者少數〕

○議長(佐藤尚武君) 少數と認めま

す。よつて本修正案は否決せられまし

た。

○議長(佐藤尚武君) 次に委員会提出にかかる公職選挙法案に対する修正案を問題に供します。本修正案に記名投票を以て行います。本修正案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票を願います。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参考氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(佐藤尚武君) 投票漏れはございませんか……投票漏れないないと認めます。これより開票いたします。投票を計算いたさせます。議場閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参考投票を計算〕

○議長(佐藤尚武君) 投票の結果を報告いたします。投票総数九十九票、白色票即ち本修正案を可とするもの九十票、青色票即ち本修正案を否とする

もの八票、よつて本修正案は可決せられました。(拍手)

〔参考〕

賛成者(白色票氏名) 九十一名

赤木 正雄君

安部 定君

岡部 常君

河井 眞八君

伊達源一郎君

伊藤 保平君

横瀬 真六郎君

小野 哲君

鈴木 直人君

高瀬莊太郎君

野田 後作君

島津 忠彦君

横尾 龍君

寺尾 豊君

城 菩臣君

西川甚五郎君

黒田 英雄君

石坂 豊一君

石原幹市郎君

深水 六郎君

佐々木龍藏君

中川 幸平君

藤森 真治君

小林 勝馬君

小串 清一君

大隈 信幸君

門屋 盛二君

油井賢太郎君

島田 千鶴君

吉田 法晴君

木内 四郎君

大島農夫雄君

島 清君

谷口禰三郎君

田中 利勝君

境野 清雄君

岩木 哲夫君

大島農夫雄君

岡田 宗司君

浅井 一郎君

岡田 駿太郎君

木下 長雄君

玉置吉之丞君

千田 正君

伊藤 修君

中平常太郎君

丹羽 五郎君

井上なつみ君

矢野 西雄君

佐々木良作君

原 虎一君

若木 勝蔵君

三木 治朗君

木下 源吉君

小川 久義君

鈴木 憲一君

中村 正雄君

細川 嘉六君

岩間 正勇君

水橋 藤作君

千葉 信君

大島 定吉君

浅岡 信夫君

大島 定吉君

平沼彌太郎君

柴田 政次君

松野 喜内君

藤井 新一君

平岡 市三君

中川 幸平君

竹中 七郎君

〔参考氏名を点呼〕

〔投票執行〕

〔参考投票を計算〕

○議長(佐藤尚武君) 本修正案を可決せられました。修正の部分を除く公職選挙法案の残り全部を問題に供します。残り全部に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議場閉鎖〕

〔参考投票を計算〕

○議長(佐藤尚武君) 本修正案を可決せられました。修正の部分を除く公職選挙法案の残り全部を問題に供します。残り全部に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 次に只今可決せられたる議院議長の報告を求めます。建設委員長の報告を求めます。建設委員長は、別府国際観光温泉文化都市建設法案提出をいたしました。

〔参考〕

反対者(青色票氏名) 八名

細川 嘉六君

中野 重治君

岩間 正勇君

鈴木 清一君

千葉 信君

大島 定吉君

浅岡 信夫君

大島 定吉君

平沼彌太郎君

柴田 政次君

松野 喜内君

藤井 新一君

平岡 市三君

中川 幸平君

竹中 七郎君

〔参考〕

〔参考投票を計算〕

○議長(佐藤尚武君) 日程第七、別府国際観光温泉文化都市建設法案(衆議院提出)を議題といたします。先づ委員長の報告を求めます。建設委員長中川幸平君。

〔参考〕

〔参考投票を計算〕

〔参考〕

ため、別府市を国際観光温泉文化都市として建設すること目的とする。

第二條 別府国際観光温泉文化都市を建設する都市計画(以下「別府国際観光温泉文化都市建設計画」という。)は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一條に定める都市計画の外、国際観光温泉文化都市計画を含むものとする。

第三條 国及び地方公共団体の関係機関は、別府国際観光温泉文化都市建設事業が第一條の目的に沿うる重要な意義をもつことを考へ、その事業の促進と完成にできる限りの援助を與えなければならぬ。

第四條 国は、別府国際観光温泉文化都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十八條の規定にかかわらず、その事業の執行

に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲與することがである。

(報告)

第五條 別府国際観光温泉文化都市建設事業の執行者は、その事業が

すみやかに完成するよう努め、少くとも六箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、別府国際観光温泉文化都市建設事業の状況を報告しなければならない。

(別府市長の責務)

第六條 別府市の市長は、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、別府国際観光温泉文化都市を完成することについて、不斷の活動をしなければならない。

(法律の適用)

第七條 別府国際観光温泉文化都市建設計画及び別府国際観光温泉文化都市建設事業については、この法律に特定の定めがある場合を除く外、特別都市計画法(昭和二十九年法律第十九号)及び都市計画法の適用があるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に執行中の別府都市計画事業は、これを別府

国際観光温泉文化都市建設事業とし、第二條第二項の趣旨に合致するよう都市計画法第三條の規定による手続を経て、これを変更しなければならない。

○中川幸平君登壇、拍手

別府国際観光温泉文化都市建設計画について、建設委員会における審議の經過並びに結果を御報告いたします。

本法案は、国際文化の向上を図り、平和思想を達成すると共に、観光温泉資源の開発によって経済復興に寄与すればならない。

そのため、別府市を国際観光温泉文化都市として建設することを目的とするものであります。その要旨は、国際観光

温泉文化都市にふさわしい諸施設の計画と、その事業及びこれに対する国、関係地方団体の援助並びに国が本建設事業の用に供する国有资产の譲與に関するもの等であります。本委員会は提案者から提案理由の説明を聽取し、各委員と提案者及び関係政府当局との間

に熱心なる質疑応答を重ね、又地方行政委員会との連合委員会を開いて慎重に審議をいたしましたのであります。委員会及び連合委員会における審議の詳

細については速記録によつて御承知を願い、ここには質疑応答の主要なるものを御紹介いたします。

本建設事業に対する別府市及び大分県の財政上の負担、困難からの助成要

求額並びに第四條に規定する国有资产の具体的な内容如何との質問に対して、地元は相当の課税、負担を覚悟しておる。又予算措置は別としても、本法の制定によつて起債の枠を認められれば、その意義がある。又国有の普通財産として現在別府市にあるものとして、一、旧軍用地として石垣原演習地は六十万坪、この土地は二十年程前に別府市が九万円で國に売渡したもので、将来軍用を廃するときは同市に買受価格で売戻す契約があるものである。

(簡単にやれ)「簡單」と呼ぶ者あり

二、鉄輪所在国有地六千坪、この土地は亀川海軍病院分院用地として別府市某有志より寄附したものである。三、船返りダム及び上水道配水施設、これは昭和二十一年連合軍専用として施設

復興は銳意努力するところで、別府市助成のためにこれを賛成性にするがこと

おいて國の委託により管理中のものであるとの答弁がありました。次は、國の援助の内容如何。国庫から多額の補助を要求するものであるか。又他の職災都市、他の觀光地に対して同様に特別の助成が必要とするに至ることは考慮を要するところであるとの質問に對しては、別府市にはすでに相当の施設が整つており、今後の助成はそれ所定の手続によつて行われるものであるとの答弁がありました。

この法律は、公布の日から施行する。

本法律審議に當つて最も問題となりました点は、この種特定の地区に対する法律を制定する特別の理由及び本法

が成立するときは、他の諸都、市がこれに追隨して廃止するところなきに至ることはない。又全国に百二十五に上る戦災都市の復興も十分に進捗せず、昨年計画の縮小を余儀なくせられた状況から見ても、ひとり別府市に対して特別の助成をすることは、他の戦災都市に影響せざるを得ないのでないのではないか。又

委員会は建設大臣の出席を求めてその意見を求めるましたところ、この種法律が国会を通過した場合、国会の意思を尊重し、觀光事業はその重要性を認めました。

委員会は建設大臣の出席を求めてその意見を求めるましたところ、この種法律が国会を通過した場合、国会の意思を尊重し、觀光事業はその重要性を認めました。

次いで、本法律に賛成するが、附則に「この法律は、日本国憲法第九十五条の規定により、別府市の住民の投票に付するものとする」との一項を加えて、他の同じ性質の法律と同一の形式を整えたとの修正意見が述べられました。又この修正に賛成する外、本案件の名称が不適当である。從来国際関係のある諸法律にも特に国際云々の名称を付しておらず、又文化都市の名称は別府市の過去、現在の実情に従して修正し、これを別府観光温泉都市乃至は別府温泉観光都市建設法と改める。又

第七條のうち「特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)及び」を削除すべきであるという修正意見があり、尚

論議が重ねられた後、質疑を終了、討論に入りましたところ、本法律に賛成するが、地元市及び県において必要な予算の裏付けをすることを希望する。國が譲與する普通財産は從来から

同市にあつて提案者から説明されたものだけと解する。又他に多くの戦災都

市があり、別府に對して特別の補助はしないとの建設大臣の答弁を認めた。

本法律審議に當つて最も問題となりました点は、この種特定の地区に対する法律を制定する特別の理由及び本法

の名称が不適当である。從来国際関係のある諸法律にも特に国際云々の名称を付しておらず、又文化都市の名称は別府市の過去、現在の実情に従して修正し、これを別府観光温泉都市乃至は別府温泉観光都市建設法と改める。又

あつたのであります。修正意見につきましては、委員長からは、修正には手続の関係もあるので、その旨を速記録に載ることによつて了承を得たいと

の発言をいたした次第であります。
かくて討論を打ち切り、採決いたしましたところ、全員一致提案通り可決す。右御報告申上げます。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第十三より第三十七までの請願及び日程第十九より第四十までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。文部委員会理事若本月別君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

○若本月別君 登壇、拍手
〔若本月別君登壇、拍手〕
請願第五十五号外三十四件、陳情第七号外二件につきまして文部委員会にお

きまする審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

六三制補建設予算増額の請願陳情十三件についてであります。右は六三制教育完全実施のため国庫補助の増額をなされたいとのことであります。次に育英資金国庫補助増額の請願八件についてでございますが、これは現在、就学中の大学生約五十万人の七割即ち約三十五万人が、学費不足のために或ります。併しながらアルバイトに就職できる者は凡そ三分の一に過ぎず、多數の学生が学業維持困難に陥つてゐる現状であります。この際大幅に育英資金の増額をなされたいということです。次に旧制高校卒業生の進學問題に関する請願四件は、いわゆる白線浪人一万一千教諭のために、旧制大学より第三十七までの請願及び日程第十九より第四十までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。文部委員会理事若本月別君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

○若本月別君 登壇、拍手
〔若本月別君登壇、拍手〕
請願第五十五号外三十四件、陳情第七号外二件につきまして文部委員会にお

きまする審議の結果、いずれも妥当と認め、これを院議に付して内閣に送付す

ることを要するものと決定いたしました次第であります。右御報告申上げます。

(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらは請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めました。本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次回の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時十二分散会

出席者は左の通り。

議員	議長 佐藤 尚武君	副議長 松鶴 喜作君
赤木 正雄君	赤澤 與仁君	
阿竹賀次郎君	安部 定君	
飯田精太郎君	梅原 賢蔵君	
大山 安君	奥 むめお君	
岡部 常君	岡本 愛蔵君	
河井 弥八君	木下 長雄君	
宿谷 榮一君	高橋龍太郎君	
楠見 義男君	玉置吉之丞君	
西郷吉之助君	島村 軍次君	
伊達源一郎君	高橋龍太郎君	
徳川 宗敬君	玉置吉之丞君	
堀越 秀一君	藤井 丙午君	
北條 秀一君	櫻井 貞六郎君	
松井 道夫君	矢野 西雄君	
山崎 恒君	山本 勇治君	
結城 安次君	伊藤 保平君	
井上なつゑ君	宇都宮 登君	

一、日程第八 水路業務法案
一、日程第六 公職選舉法の一部を改正する法律案
一、日程第七 別府國際觀光文化都市建設法案
一、日程第十乃至第三十七の請願
一、日程第三十八乃至第四十の陳情
一、日程第三十九の陳情

一、日程第五 公職選舉法案
一、日程第六 公職選舉法の施行及
びこれに伴う關係法令の整理に関
する法律案

尾崎	行輝君	法務總裁	殖田	俊吉君
鎌田	逸郎君	柏木	庫治君	
小宮山	常吉君	大藏大臣	小杉	イチ君
椿竹	春彦君	中山	薫彦君	晋三君
鈴木	直人君	大厦	竹下	豊次君
高瀬莊	太郎君	川村	松助君	小林
玉屋	喜章君	野田	俊作君	英三君
波多野	林一君	久松	定武君	松村真一郎君
中川	以良君	一松	政二君	西川
遠山	丙市君	三島	通陽君	村上
石坂	昌夫君	小野	光洋君	義一君
淺岡	信夫君	島津	忠彦君	岩本
大島	定吉君	横尾	龍君	月洲君
平沼彌太郎君		寺尾	豊君	池田宇右衛門君
佐々木鹿藏君		加藤常太郎君		中川以良君
入交	太藏君	城	義臣君	遠山丙市君
深水	六郎君	西川甚五郎君		石坂豊一君
北村	一男君	黒田	英雄君	浅岡信夫君
藤森	眞治君	柴田	政次君	大島定吉君
西山	亀七君	石原幹市郎君		平沼彌太郎君
竹中	七郎君	佐々木鹿藏君		佐々木鹿藏君
廣瀬與兵衛君		入交太藏君		入交太藏君
油井賢太郎君		深水六郎君		深水六郎君
高橋		北村一男君		北村一男君
大鶴	憲二君	藤森眞治君		藤森眞治君
門屋	盛一君	西山亀七君		西山亀七君
木内	キヤウ君	竹中七郎君		竹中七郎君
深川タマエ君		廣瀬與兵衛君		廣瀬與兵衛君
啓君		油井賢太郎君		油井賢太郎君

内閣総理大臣	外務大臣	政府委員	法務大臣	通商産業大臣
外務大臣	外務事務官 (通緝局長)	検事(檢務局長)	大蔵大臣	大藏大臣
内閣総理大臣	海上保安官(海 上保安庁水路部 長)	高橋一郎君	國務大臣	國務大臣
内閣総理大臣	大蔵政務次官	木村四郎七君	國務大臣	國務大臣
内閣総理大臣	水田三喜男君	山下義信君	國務大臣	國務大臣
内閣総理大臣	須田晚次君	中野重治君	國務大臣	國務大臣
内閣総理大臣	大蔵政務次官	正男君	國務大臣	國務大臣
内閣総理大臣	木村四郎七君	嘉六君	國務大臣	國務大臣
内閣総理大臣	木村四郎七君	岩間正男君	國務大臣	國務大臣
内閣総理大臣	木村四郎七君	細川嘉六君	國務大臣	國務大臣
内閣総理大臣	木村四郎七君	千葉正一君	國務大臣	國務大臣
内閣総理大臣	木村四郎七君	姫井伊介君	國務大臣	國務大臣
内閣総理大臣	木村四郎七君	鈴木清一君	國務大臣	國務大臣
内閣総理大臣	木村四郎七君	大野幸一君	國務大臣	國務大臣
内閣総理大臣	木村四郎七君	太田敏兒君	國務大臣	國務大臣
内閣総理大臣	木村四郎七君	カニエ邦彦君	國務大臣	國務大臣
内閣総理大臣	木村四郎七君	青山正一君	國務大臣	國務大臣
内閣総理大臣	木村四郎七君	羽仁五郎君	國務大臣	國務大臣
内閣総理大臣	木村四郎七君	丹羽五郎君	國務大臣	國務大臣
内閣総理大臣	木村四郎七君	中村正雄君	國務大臣	國務大臣
内閣総理大臣	木村四郎七君	若木勝藏君	國務大臣	國務大臣
内閣総理大臣	木村四郎七君	佐々木良作君	國務大臣	國務大臣
内閣総理大臣	木村四郎七君	原虎一君	國務大臣	國務大臣
内閣総理大臣	木村四郎七君	三木治郎君	國務大臣	國務大臣
内閣総理大臣	木村四郎七君	木下源吾君	國務大臣	國務大臣
内閣総理大臣	木村四郎七君	駒井藤平君	國務大臣	國務大臣
内閣総理大臣	木村四郎七君	岩男仁蔵君	國務大臣	國務大臣
内閣総理大臣	木村四郎七君	吉田	吉田	吉田

定価一部 六円五十銭
送料実費
所行發
東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話九段一九〇〇〇官報課
振替東京一九〇〇三一官報課